

資料No. 2

R 元.7.30 第2回魚沼市子ども子育て会議 資料

第二期 魚沼市子ども・子育て支援事業計画（案）

第1部 総論

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

我が国の合計特殊出生率¹は昭和42年以降減少し続け、平成元年には、それまでの最低水準であった1.58(昭和41年)を下回る1.57を記録しました。さらに平成17年には1.26まで減少し、その後は上昇していますが、平成29年の合計特殊出生率は1.43と、平成24年以降は1.4台前半に留まり、人口を維持するのに必要な水準(我が国ではおおむね2.07程度)を大きく下回っています。

一方で、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等からの子育てに対する支援や協力が得られにくくなっています。また、産業構造の変化が進み、企業経営を取り巻く環境は依然として厳しい中、共働き家庭や長時間労働の増加、非正規雇用の割合の高まりなど、仕事と子育てを両立させることが困難な状況が増えつつあります。

国では、平成24年に認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法²」を制定し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進しています。

本市では、平成27年に子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、本市における子育て施策の更なる推進と、全ての子どもが健やかに成長することが出来る社会を実現することを目的として、令和2年3月末を計画の終期とする魚沼市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

このたび、前計画を引き継ぎ、発展させていくために「第二期 魚沼市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

¹ 「合計特殊出生率」・・・15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとした時の子どもの数に相当する。

² 「子ども・子育て関連3法」・・・子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の3つの子ども・子育て支援新制度に関する法律

2 国の子ども・子育て支援制度の概要

(1) 子ども・子育て支援制度のねらい

「子ども・子育て支援新制度」とは、「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保、教育・保育の質的改善」、「地域における子ども・子育て支援の充実」を目的としています。

(2) 子ども・子育て支援制度の内容

「子ども・子育て支援新制度」の内容については以下のとおりです。

■質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- ・幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園^{*1}」制度の改善、普及促進（「幼保連携型認定こども園」について設置手続きの簡素化、財政支援の充実・強化）

*1 認定こども園

幼稚園と保育所両方の役割を持つ施設で、以下の機能を備え、都道府県の認可を受けた施設のこと

- ・就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能
- ・地域における子育て支援を行う機能

■保育の量的拡大及び確保、教育・保育の質的改善

- ・地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定
- ・教育・保育に対する財政措置の充実（認定こども園、幼稚園、保育所の給付制度の統一、地域型保育事業^{*2}の給付制度の創設及び実施）

*2 地域型保育事業（市町村による認可事業）

3歳未満の少人数の子どもを保育する次の4事業

- ・小規模保育³、家庭的保育⁴、居宅訪問型保育⁵、事業所内保育⁶

³ 「小規模保育」・・・主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業

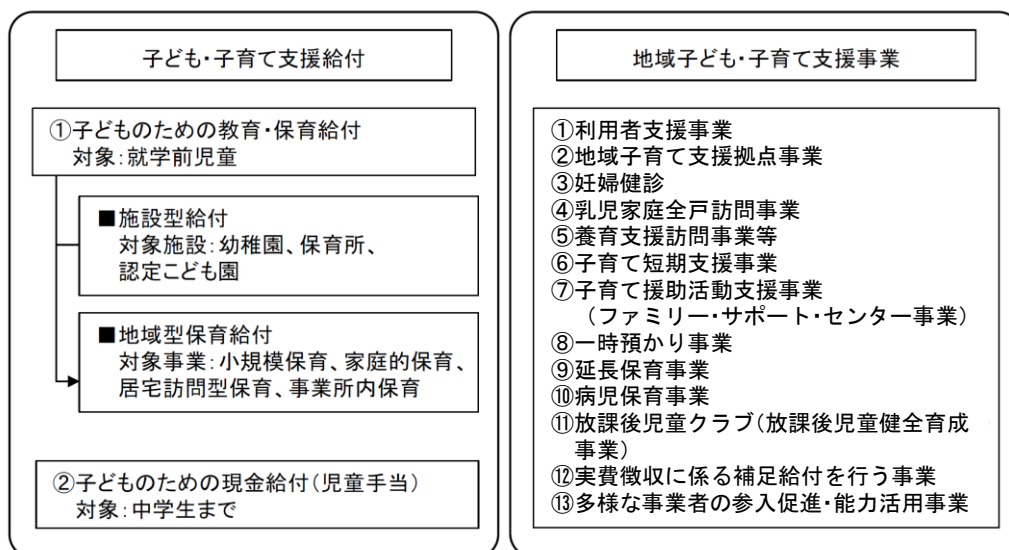
⁴ 「家庭的保育」・・・主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業

⁵ 「居宅訪問型保育」・・・主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士その他の省令で定める者であって、これらの乳幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるもので、保育所等と連携しながら自身の居宅等において3人以下（補助者がいる場合には5人以下）の就学前児童を保育する）による保育を行う事業

⁶ 「事業所内保育」・・・主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

■地域における子ども・子育て支援の充実

- ・子育てに対する多様な支援の充実(利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ⁷など既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実)



■第1期期間(平成27年度～令和元年度)の主要な事業の経緯

平成27年度は、「子ども・子育て新制度」が本格的にスタートし、魚沼市独自の幼稚園保育園の利用料の軽減措置や延長保育の見直し等を実施しました。また、8月に堀之内子育て支援センターを施設の老朽化のため閉鎖し、堀之内放課後児童クラブが堀之内小学校内の新施設へ移転しました。

平成28年度は、4月にすもんこども園が市内初の認定こども園として開園したほか、3月末をもってつくし保育園ひかり分園を閉園し、つくし保育園と統合しました。また、4月から伊米ヶ崎放課後児童クラブ及び入広瀬放課後児童クラブの実施場所を、それぞれ伊米ヶ崎小学校内、入広瀬幼稚園舎内へ移転しました。

市立小出病院の開業に伴い、病後児保育事業は子育て支援センターから小出病院の病児病後児保育室のぞみで実施することになり、対象を病児にも拡充しました。

また、妊婦の健康保持及び増進を図るため、母子保健法に基づき実施している妊婦健診について望ましい基準が公布されたことに伴い、検査項目の追加及び妊産婦医療費助成を妊娠に係る治療費の全額助成に拡充しました。

平成29年度は、4月に幼稚園保育園等の利用料を第二子以降無償化し、家庭的保育室である入広瀬保育室を開設しました。また、用途廃止をした入広瀬こどもの家を解体しました。子ども・子育て支援事業計画については、中間年にあたり平成30、31年度の保育の利用数の見込み等について見直しを行いました。妊産婦医療費助成においては、診療科の制限を撤廃し、妊娠及び出産にかかわる疾病以外にも制度を拡充しています。また、妊産婦医療費助成をすべての診療科の治療費助成に拡充しました。

⁷ 「放課後児童クラブ」…主に日中保護者が家庭にいない小学生児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業で、児童福祉法で規定する放課後児童健全育成事業のことを指します。「学童クラブ」、「学童保育」とも呼ばれています。

平成 30 年度は、一時預かりの利用料を改正し、主に未満児の利用軽減を図りました。また、5 月に子育ての駅かたづくりがオープンし、9 月に広神西よつばクラブの実施場所を広神農村環境改善センターから広神西小学校へ移転しました。妊婦健診助成において、市独自事業として 15 回目以降の健診、子どもの 1 か月健診と産婦健診の費用助成及び宿泊型、日帰り型の産後ケア事業を開始しました。

令和元年度は、国の制度改正に伴い 10 月から幼稚園保育園の利用料について、3 歳児以上、及び 3 歳未満児の一部について無償化しました。合わせて、副食費も無償化しました。また、助産師が訪問する産後ケア事業を開始しました。

3 本計画の位置づけ

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するとともに、次世代育成支援対策推進法第 8 条で定める「市町村行動計画」の性格も持ち合わせて策定します。

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 魚沼市総合計画を上位計画とする実行計画

本計画は、市のまちづくりの基本となる「魚沼市総合計画」を上位計画として、他の関連する計画と整合性を持たせた、子ども・子育てに係る総合的な計画として策定します。

第二次魚沼市総合計画 前期基本計画（抜粋）

第2章 分野別施策

第3節 健康・福祉

第2項 安心して産み育てる喜びを感じることができる社会の構築

1. 子育て支援

育児不安を受け止め、子育て世代が孤立しないように子育てに寄り添い、子どもの健やかな成長を全体で見守り、育む仕組みづくりをすすめていきます。

妊娠期から子育てまで切れ目のない母子保健対策の充実と、子育てに関して身近な相談窓口である保育園、幼稚園、子育て支援センターが連携し、情報の発信を行う体制づくりとその確立に努めます。

2. 子育て環境の充実

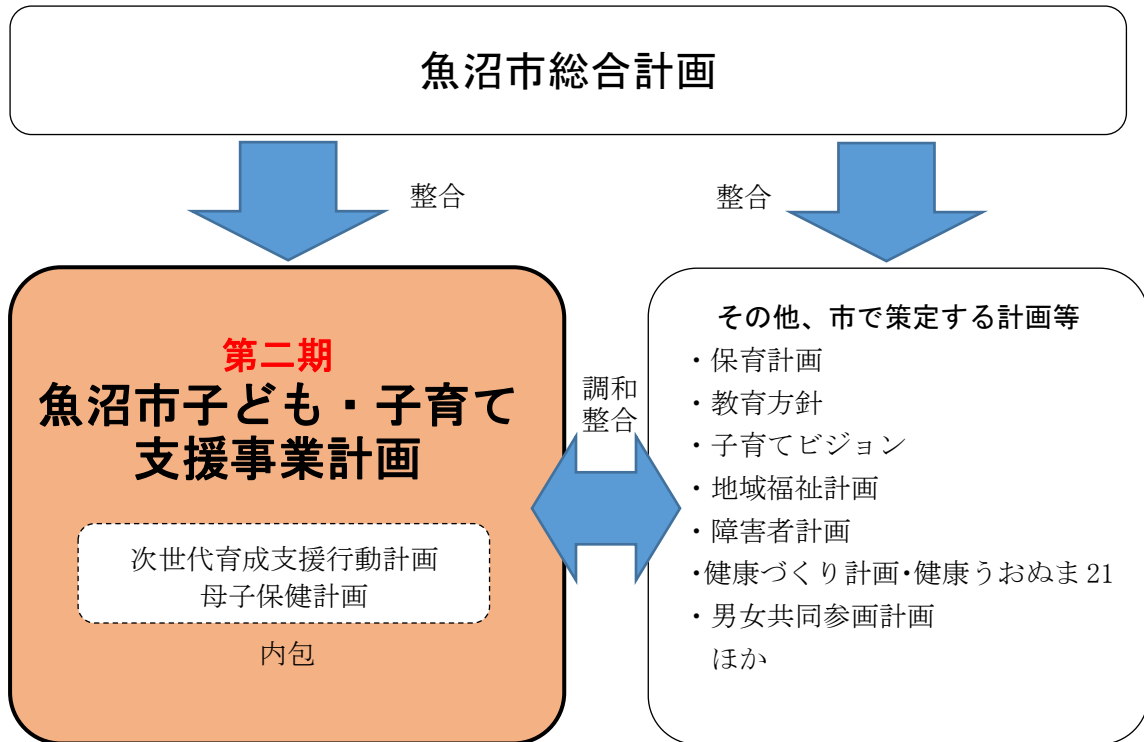
社会の変化による保育ニーズの多様化に対応するため、多面的な保育サービスの提供や公立保育園の運営のあり方について検討します。

乳幼児から健やかな発達を支援するため、子育て支援センターの体制整備や施策の充実に加え、保護者や地域が共に学び、育ち、支え合えるよう情報提供や利用相談に努めます。

(4) 母子保健との連携

前計画において内包して策定していた母子保健計画について、第二期計画も同様に、本計画に内包して作成します。

～ 本計画と他の計画等との関係 ～



4 計画の期間

本計画は、令和2年度（2020年度）を初年度とし、令和6年度（2024年度）までの5年間を計画期間とします。（※中間年を目安として計画の見直しを行います。）

	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
第二期 子ども・子育て支援事業計画						第二期					(第三期)
子ども・子育て支援事業計画											
第二次 魚沼市総合計画		前期基本計画									

5 計画の対象

本計画の対象は、子ども・子育て支援法に基づき、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とします。

子ども・子育て支援法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

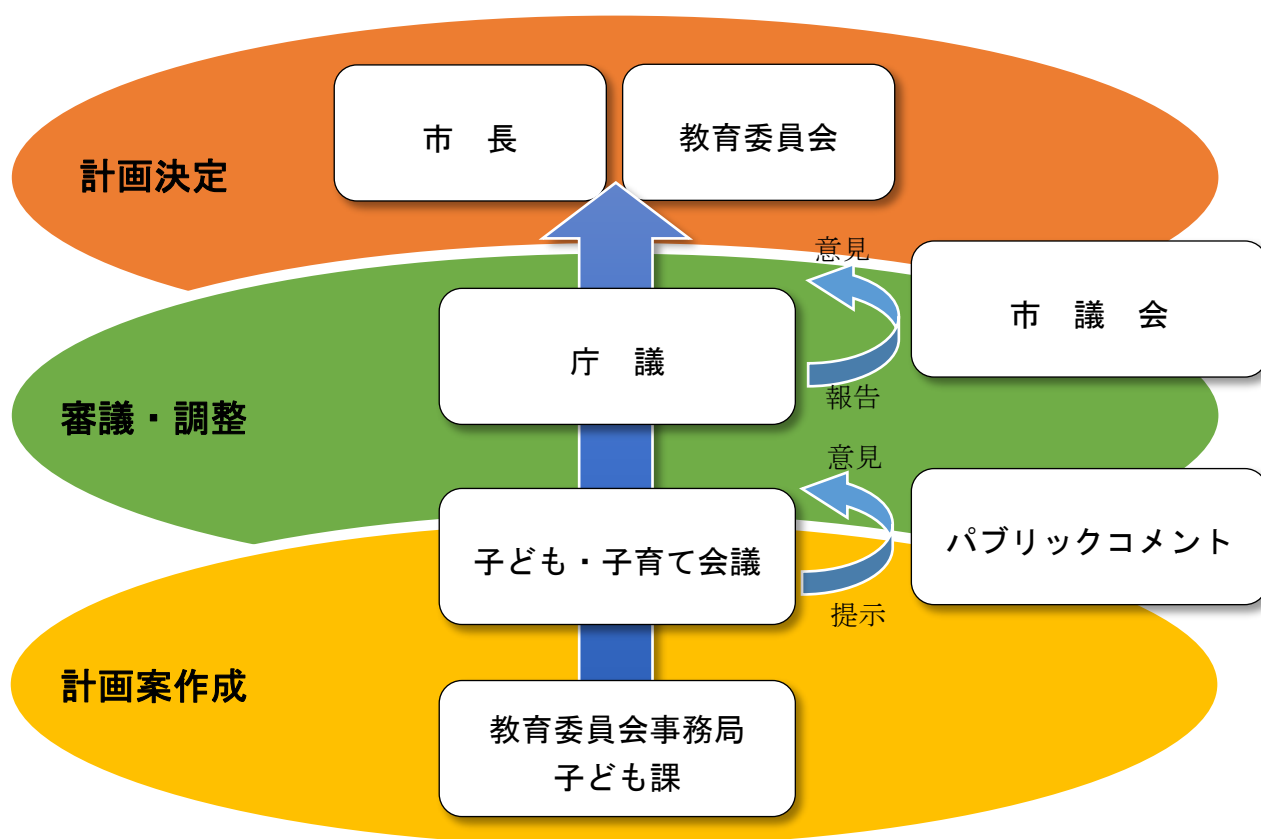
第6条 この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

6 計画策定の流れと策定体制

本計画は、魚沼市子ども・子育て会議⁸で計画案を策定し、庁議等で関連計画等との整合性を確認の上、市長及び教育委員会が計画を決定します。また、適宜市議会に進捗状況等を報告します。

なお、魚沼市子ども・子育て会議は、市内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成しており、本市における特定教育・保育施設⁹の利用定員の設定、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等について、調査、審議する機関として、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき設置するものです。

～ 本計画の策定体制 ～



7 計画の評価検証

本計画は、計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）について、各年度において魚沼市子ども・子育て会議で点検、評価を実施します。また、その結果を市議会等に報告します。

⁸ 「魚沼市子ども・子育て会議」・・・「子ども・子育て支援法」により市町村への設置が規定（努力義務）されたことから、条例に基づき設置した附属機関。この会議は、学識経験のある者や子どもの保護者、関係団体等から構成され、本計画や子ども・子育てに関する総合的な推進などに関して意見の提出を受ける。

⁹ 「特定教育・保育施設」・・・認定こども園法に規定する認定こども園、学校教育法第に規定する幼稚園及び児童福祉法に規定する保育所をいう。

第2章 魚沼市の子育てを取り巻く現状と課題

1 人口と少子化の動向

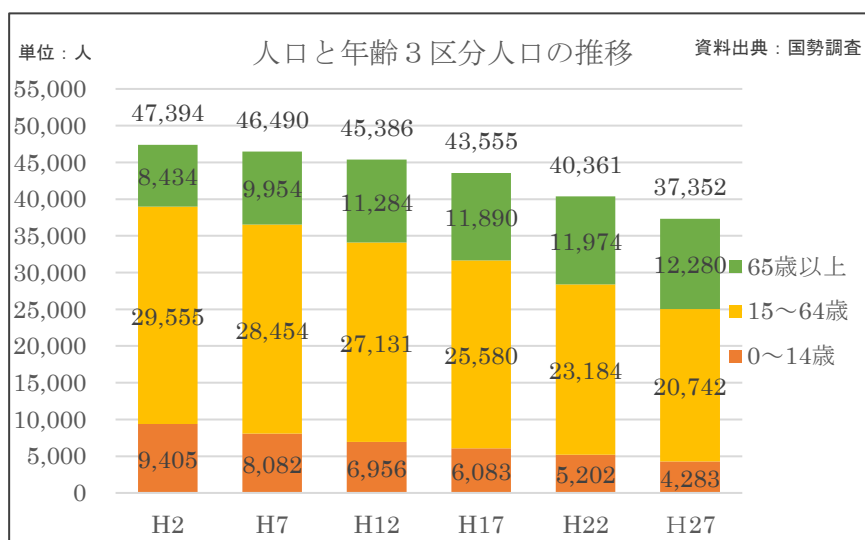
(1) 年齢3区分別人口と年少人口の割合の推移

(1) 年齢3区分別人口と年少人口の割合の推移

国勢調査における本市（合併前を含む）の人口は、昭和35年の60,521人をピークに減少を続けており、平成17年以降は年間500人を上回るペースで減少しています。

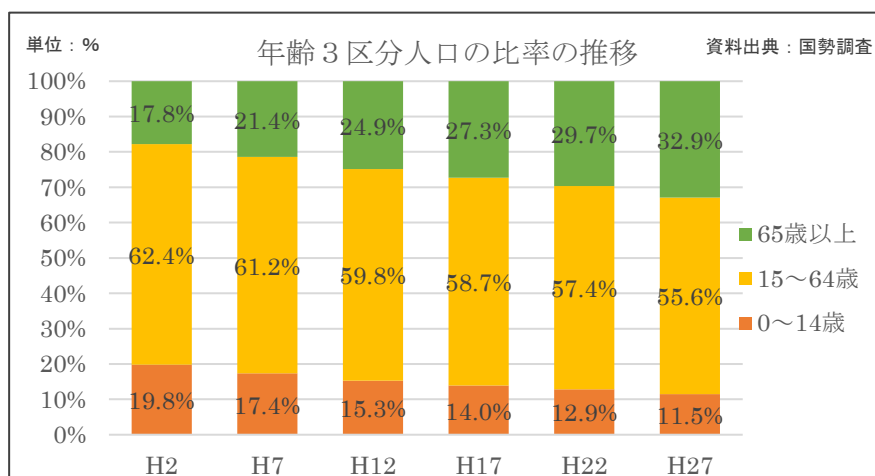
高齢人口（65歳以上）が増加する一方、生産年齢人口¹⁰（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は減少傾向にあり、特に年少人口は平成27年には4,283人と平成2年の半数以下になっています。総人口に占める年少人口の割合も減少傾向にあり、平成27年には11.5%となっています。

【グラフ1】



※合計人口数には年齢が不詳の者の数を含むため、区分の合計と異なる場合があります。

【グラフ2】

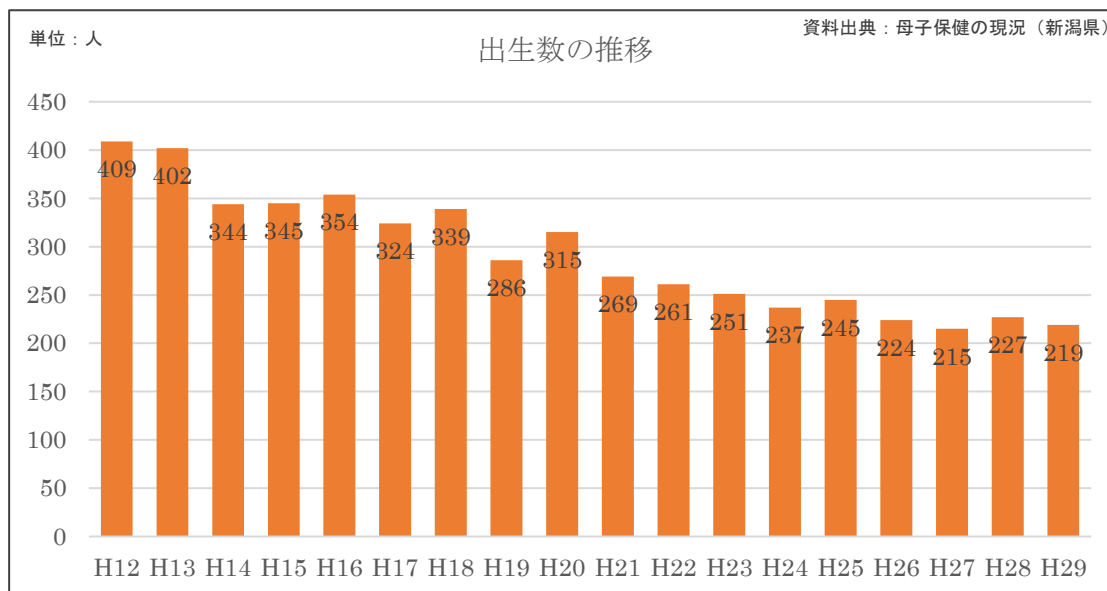


¹⁰ 「生産年齢人口」・・・年齢別人口のうち、生産活動の中核をなす年齢の人口層を指し、日本では15歳以上65歳未満の人口がこれに該当します。

(2) 出生数の推移

本市の出生数は、年度により増減があるものの近年は減少傾向にあり、平成12年、13年、14年の3か年合計と、平成27年、28年、29年の3か年合計を比較すると、42.8%の減少となっており、近年は200人台で推移しています。

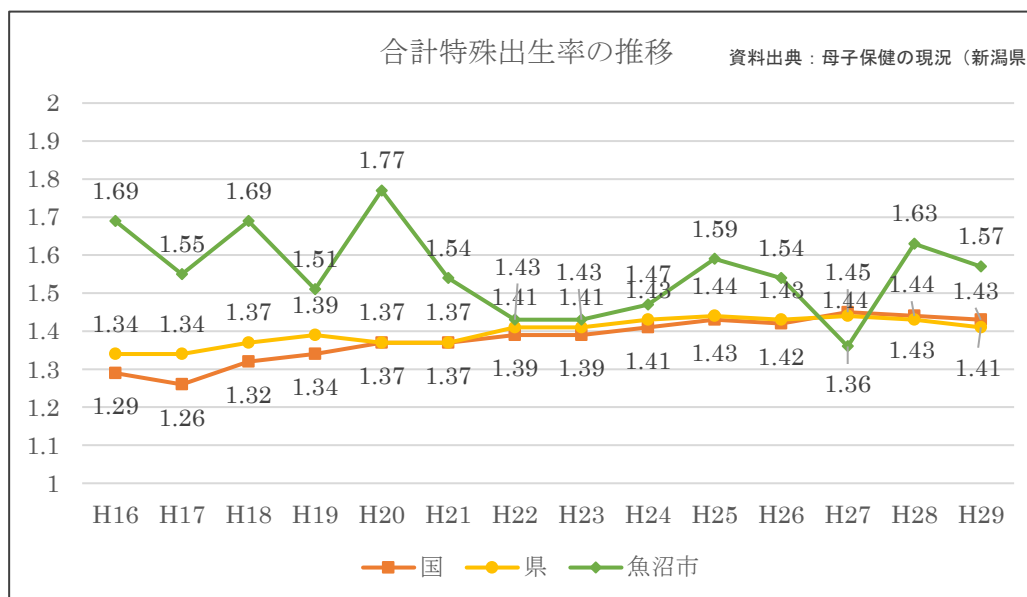
【グラフ3】



(3) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、国、県、本市のいずれにおいても、人口を維持するのに必要とされる2.07を下回っています。本市は、国、県に比べてやや高い水準で推移してきたものの、平成27年に国、県を下回り、平成28年に再び国、県を上回りました。

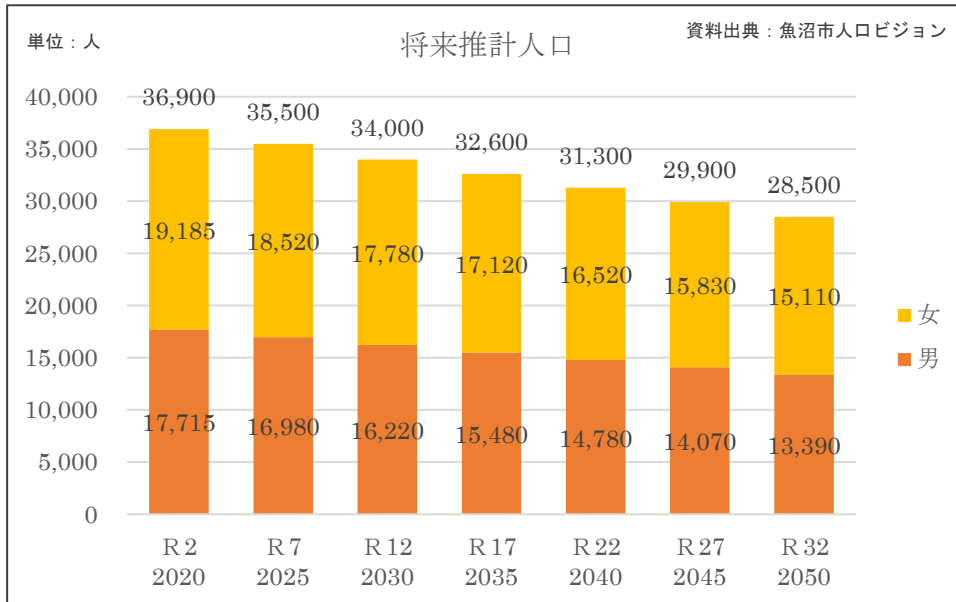
【グラフ4】



(4) 人口の将来推計

本市では、転出が転入を超過する「社会減」及び死亡が出生を超過する「自然減」の両方を原因として人口減少が続いています。この傾向は今後も続き、本市の人口は、令和32年に28,500人に減少するという推計が示されています。

【グラフ5】



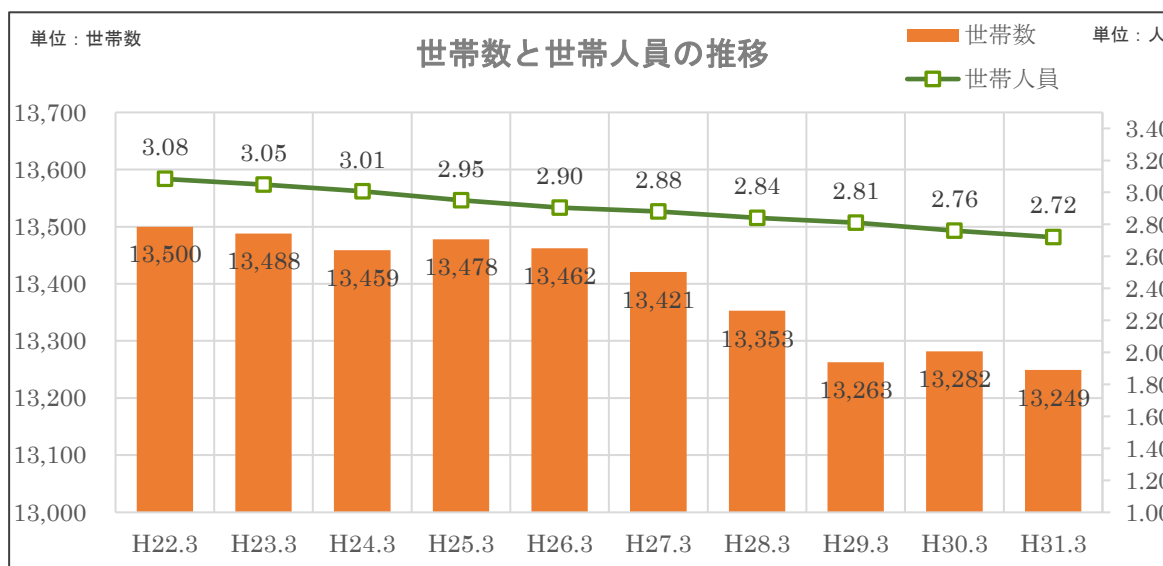
2 家庭の動向

(1) 世帯数の推移

本市では、昭和 35 年をピークとして人口減少が続いていますが、世帯数については、核家族化の進行などにより、平成 25 年、30 年と増加する年もありますが、全般的に減少傾向です。

なお、1 世帯あたりの人員については、世帯数の増減に関わらず一貫して減少し続けています。

【グラフ 6】

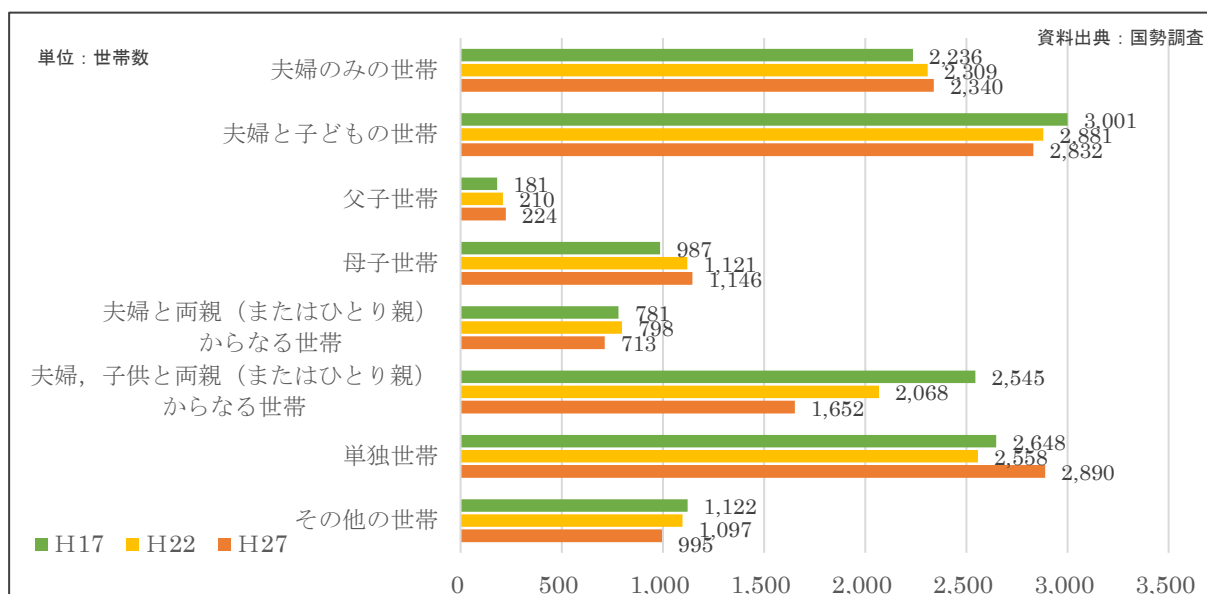


資料出典：魚沼市住民基本台帳

(2) 世帯構成の変化

「夫婦のみの世帯」、「単独世帯」などの子どもがいない世帯並びに「父子世帯」及び「母子世帯」が増加し、「夫婦と子どもの世帯」、「夫婦と両親からなる世帯」及び「夫婦・子どもと両親からなる世帯」が減少しています。

【グラフ 7】

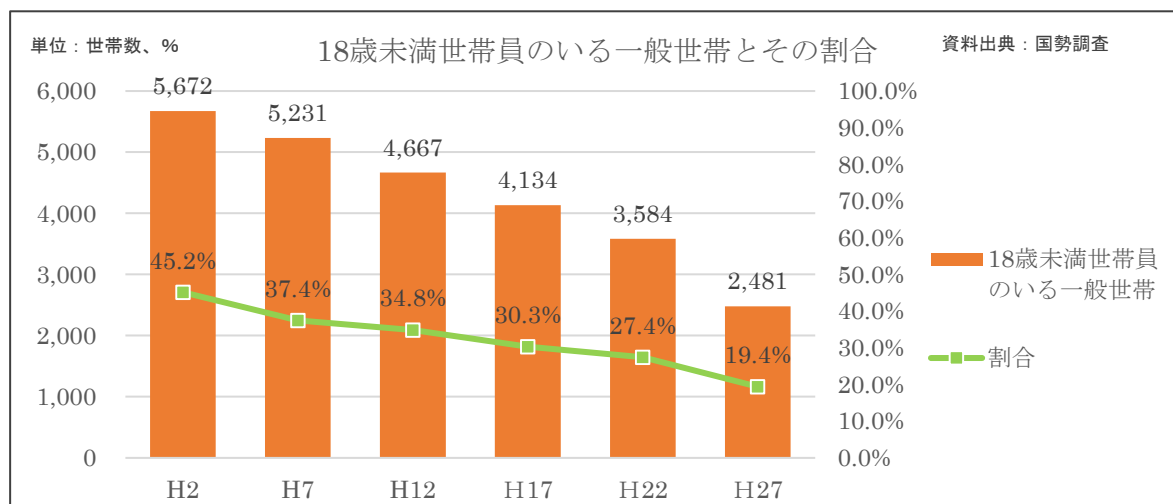


(3) 子育て世帯数の推移

18歳未満の世帯員のいる子育て世帯は、昭和60年には6,260世帯で、全世帯に占める割合が約半数でしたが、昭和60年からこれまでの間、子育て世帯数、全世帯に占める子育て世帯数の割合のいずれも減少を続けています。

その結果、平成27年には全世帯に占める子育て世帯の割合は19.4%と、昭和60年の半数以下になっています。

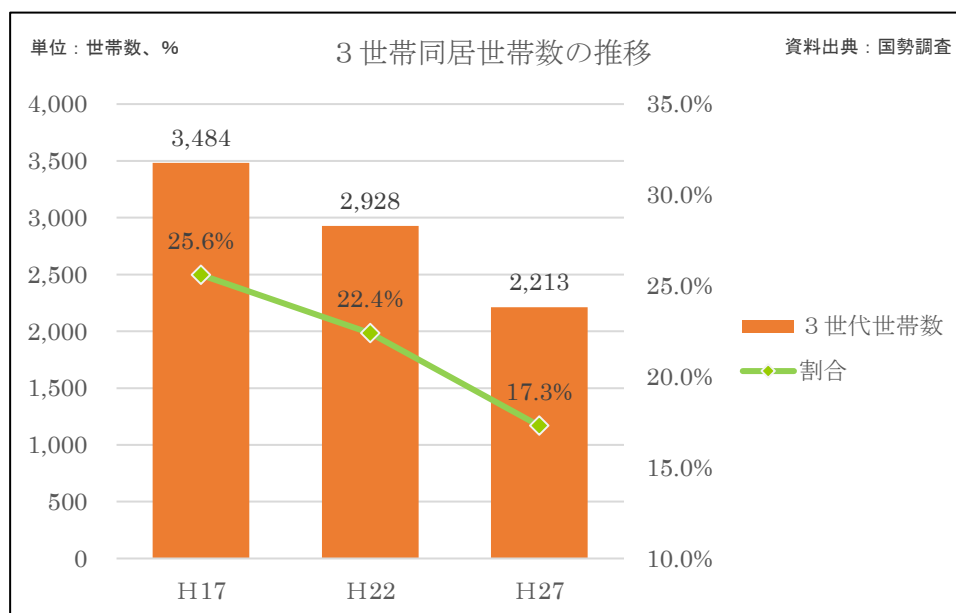
【グラフ8】



(4) 3世代同居世帯の推移

3世帯が同居する世帯についても、世帯数、全世帯に占める割合ともに減少しています。

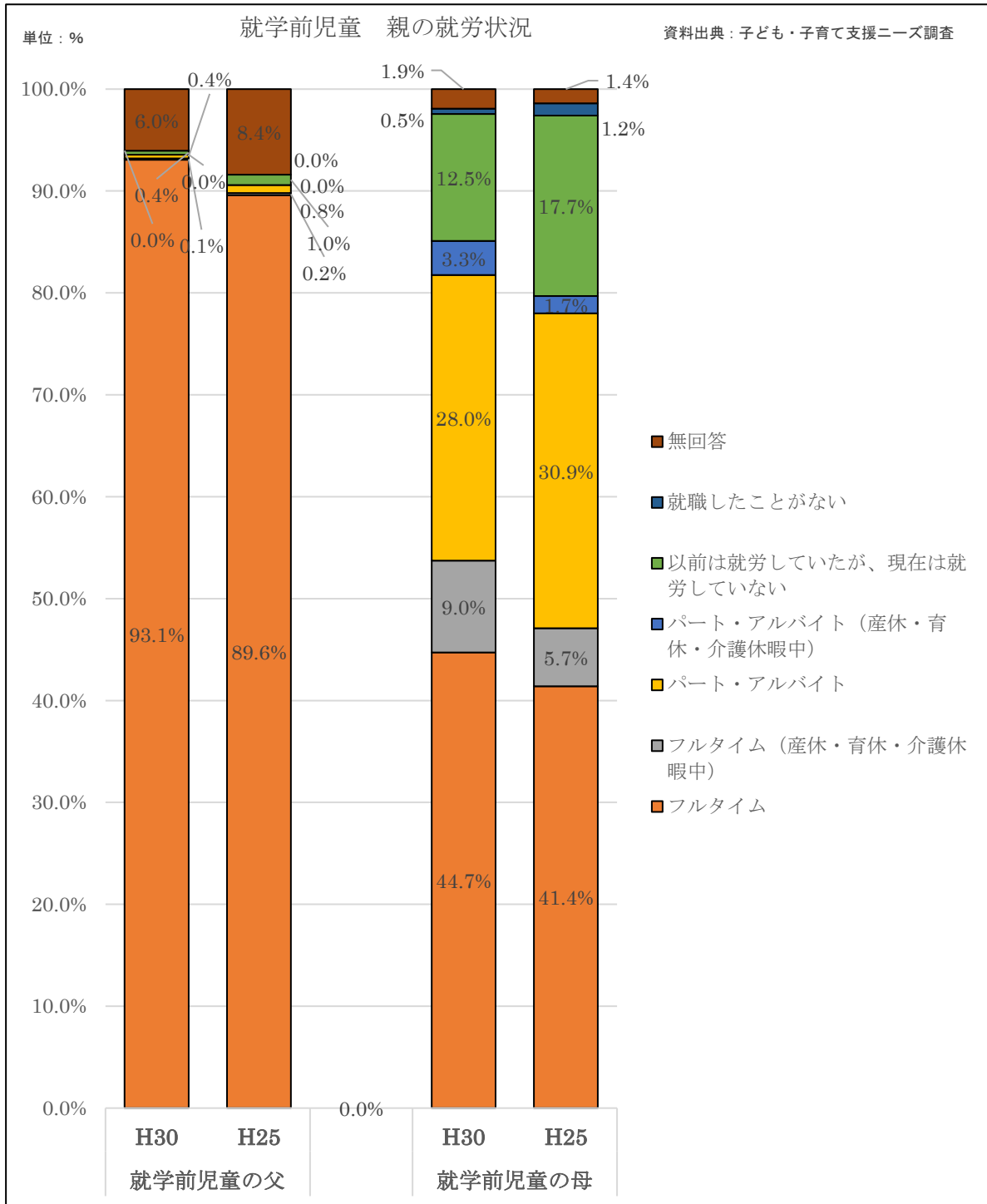
【グラフ9】

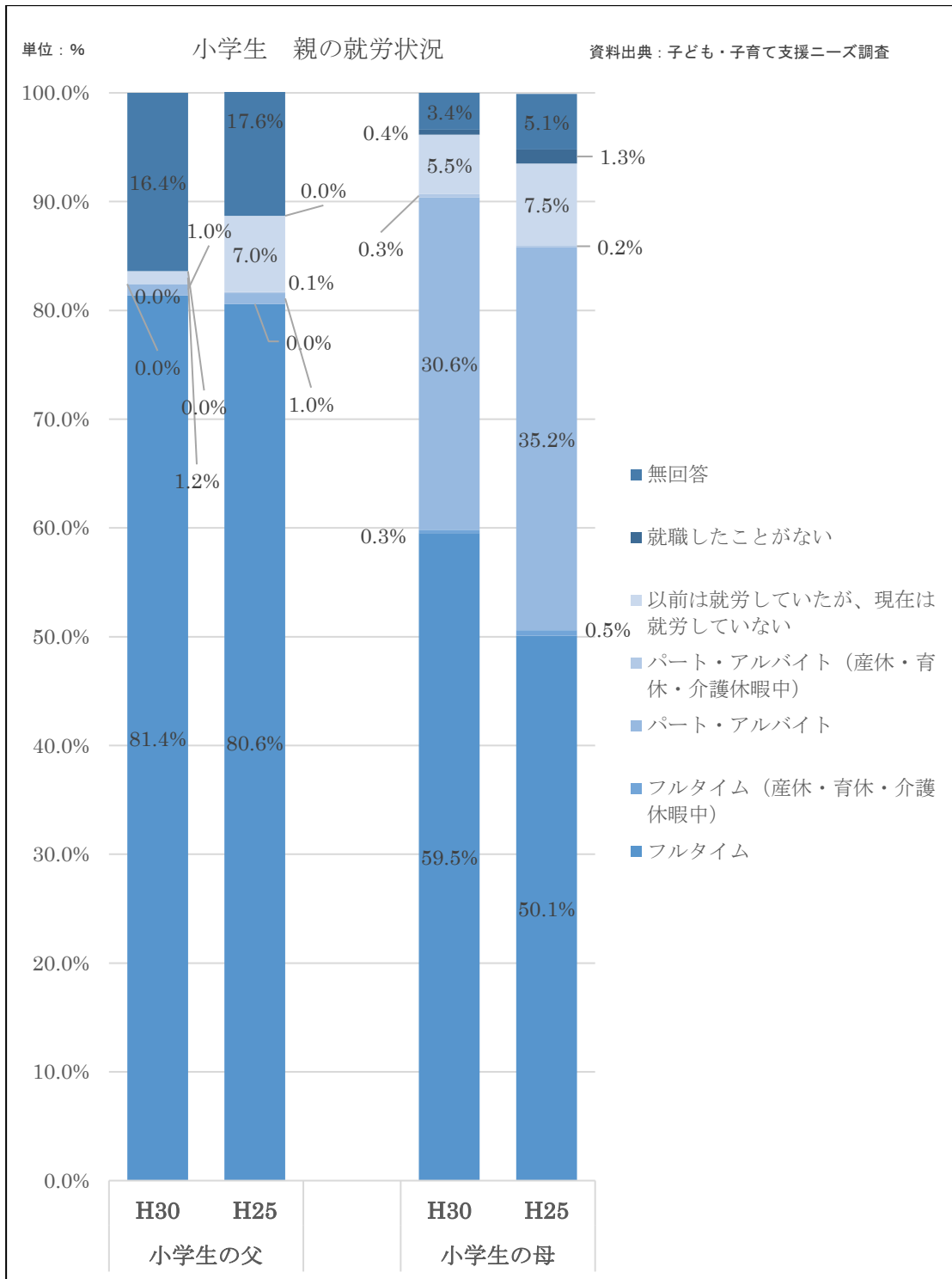


(5) 父母の就労状況

平成30年度に実施した子ども・子育て支援ニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）によると、父については、無回答を除くとほぼ全ての方がフルタイムで就労しており、母については、就学前児童調査で72.7%、小学生調査で90.1%がフルタイム、パート・アルバイトなど何らかの形で就労しています。どちらも25年度の調査結果よりも率が高くなっています。

【グラフ10】

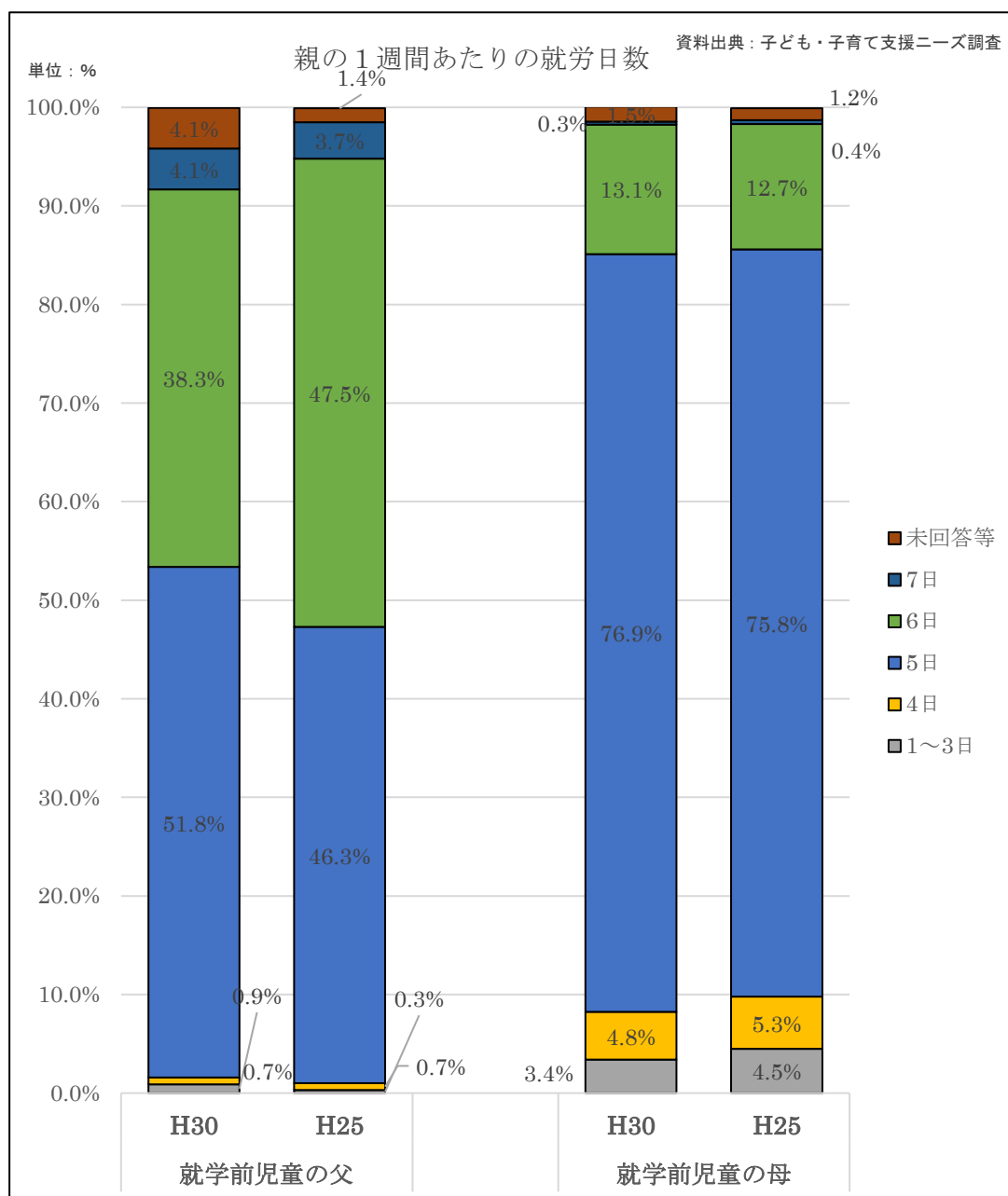


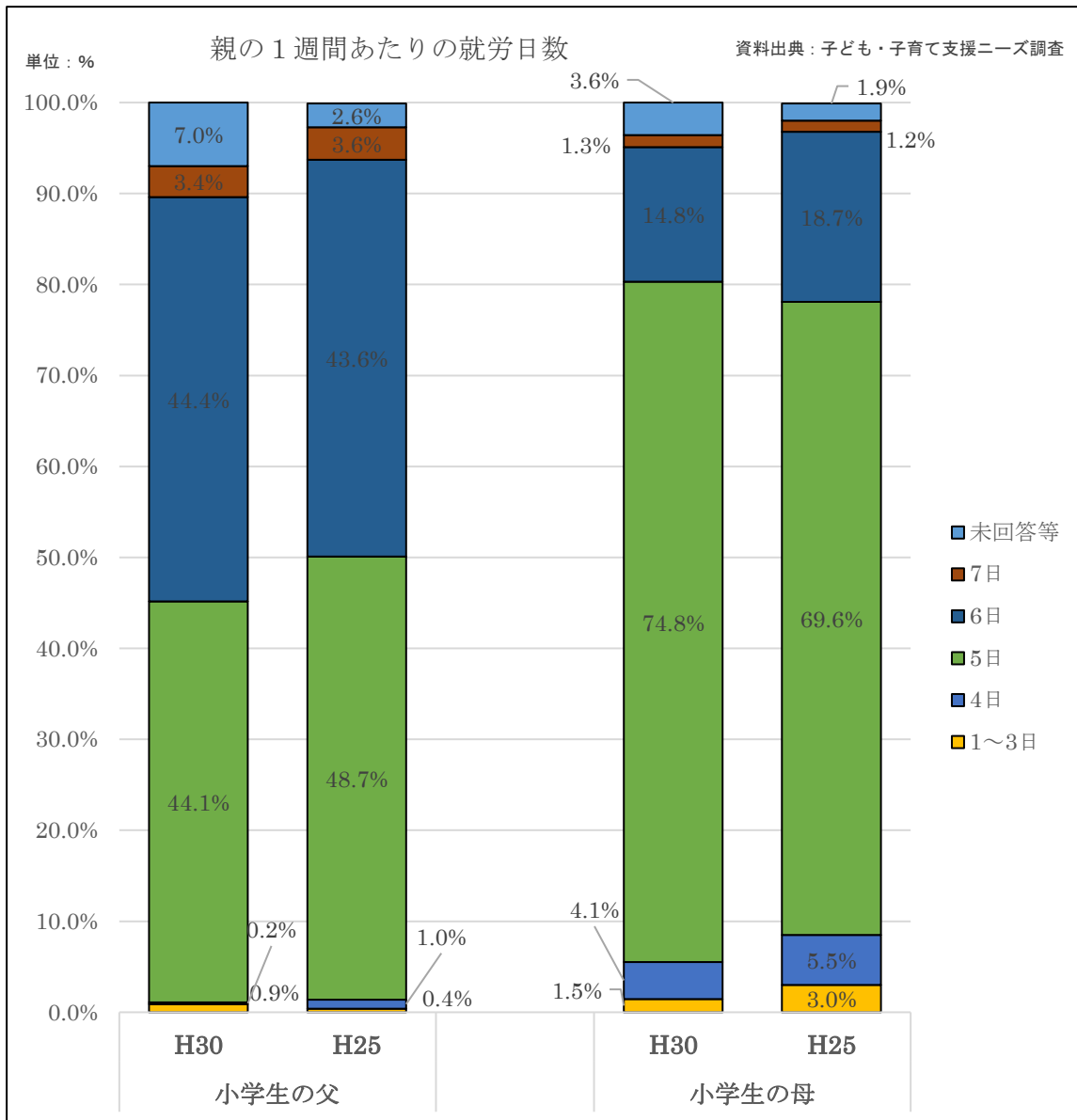


(6) 父母の就労日数（対象：就労者）

ニーズ調査によると、父については、就学前児童調査の半数以上が週5日、4割弱で週6日と続き、小学生調査の約半数が週のうち5日、残りの約半数が週のうち6日の就労となっており、母については、就学前児童調査で76.9%が週のうち5日、13.1%が週のうち6日の就労となっており、小学生調査で74.8%が週のうち5日、14.8%が週のうち6日の就労となっています。

【グラフ 11】

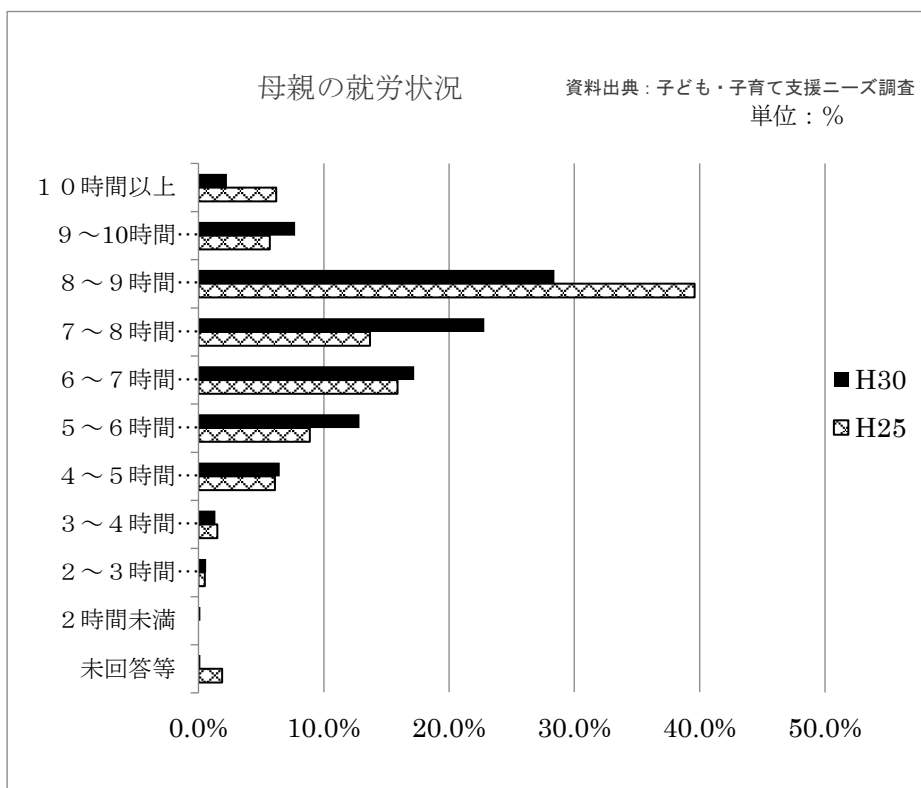
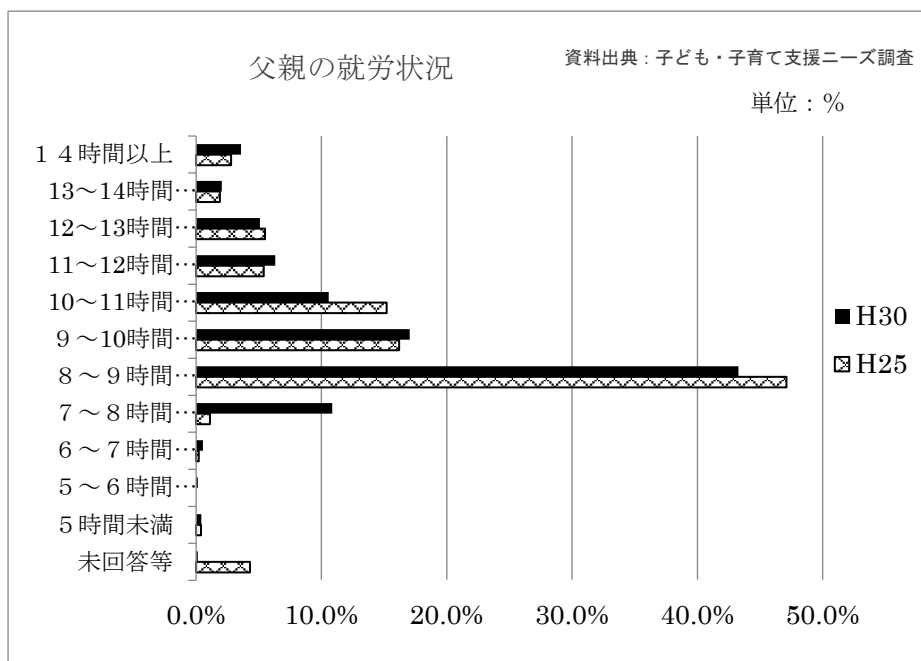




(7) 父母の就労時間（対象：就労者）

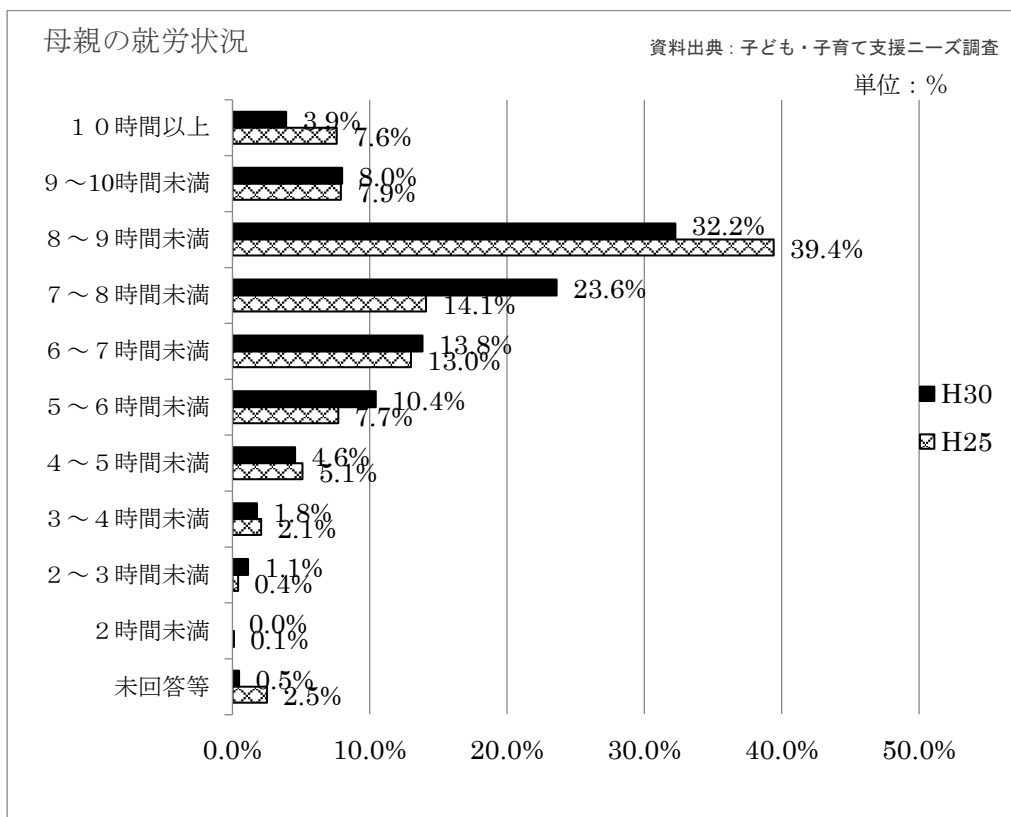
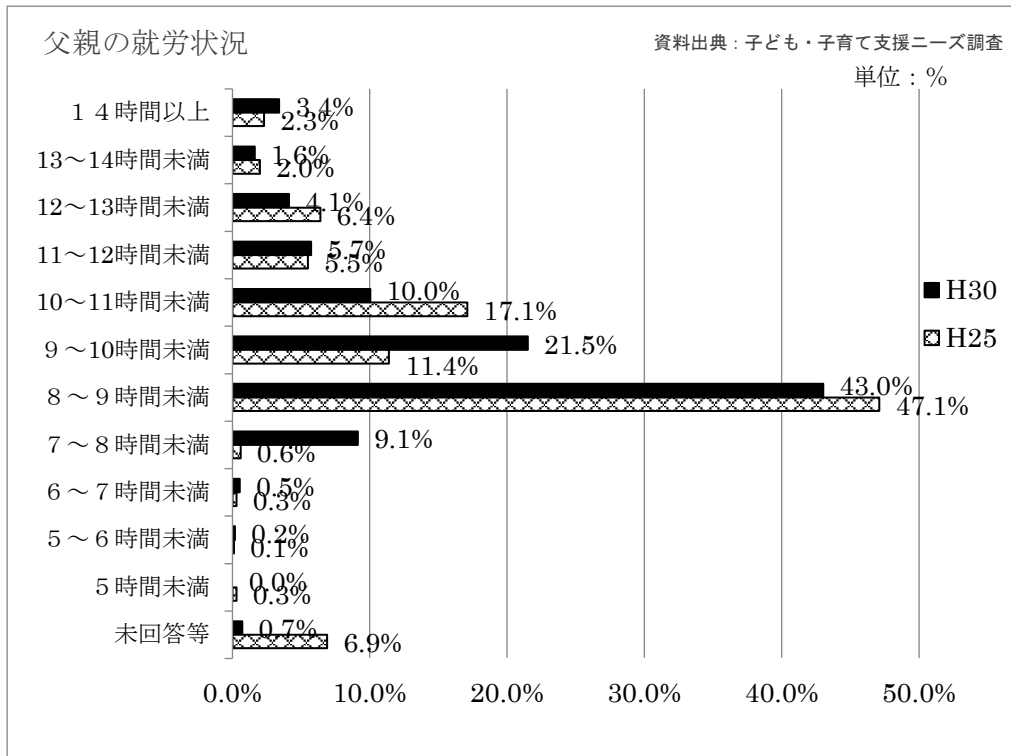
ニーズ調査によると、就学前児童の父については、8時間から9時間が全体の43.3%、9時間以上が全体の44.7%となっており、就学前児童の母については、8時間未満が全体の61.5%、8時間から9時間が全体の28.4%、9時間以上が全体の10.0%となっています。

【グラフ12】 就学前児童の親の就労時間（対象：就労者）



また、小学生児童の父については、8時間から9時間が全体の43.0%、9時間以上が全体の46.3%となっており、小学生児童の母については、8時間未満が全体の55.4%、8時間から9時間が全体の32.2%、9時間以上が全体の11.9%となっています。

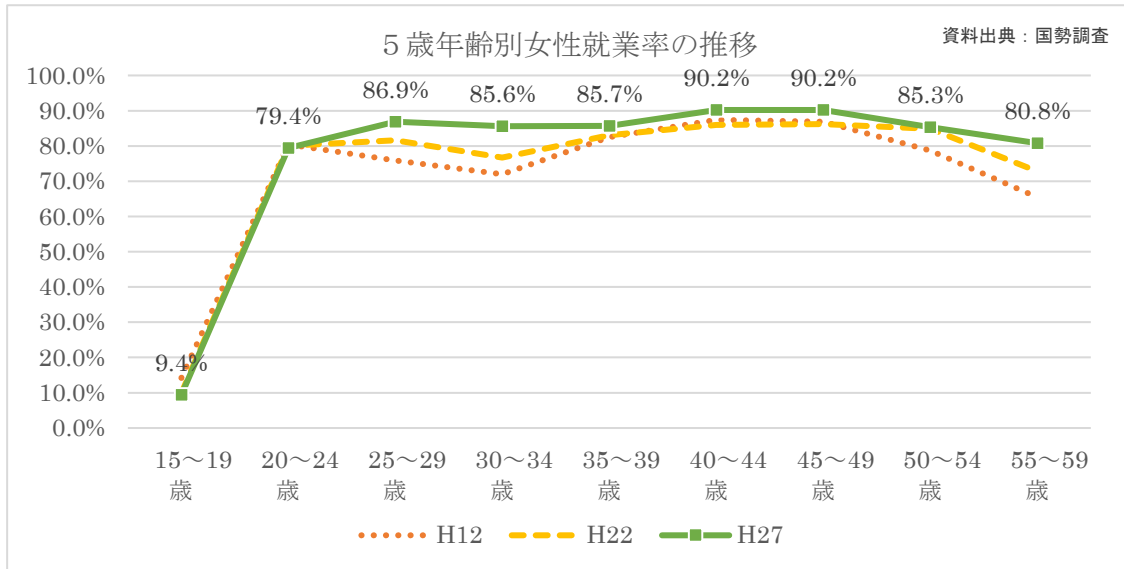
【グラフ13】小学生の親の就労時間（対象：就労者）



(8) 女性の年齢別の就労状況

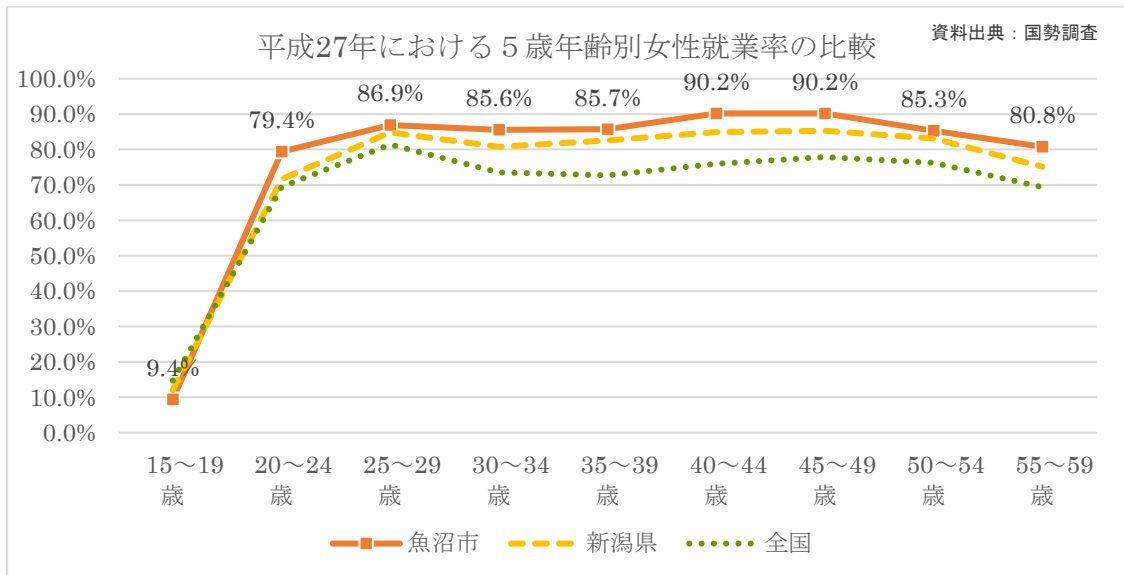
魚沼市における年齢別の女性の就労状況については、30歳から34歳において就労率の減少が見られますが、年々減少幅は改善されています。平成12年、22年と比較すると、全体的に就業率の改善が見られます。

【グラフ 14】



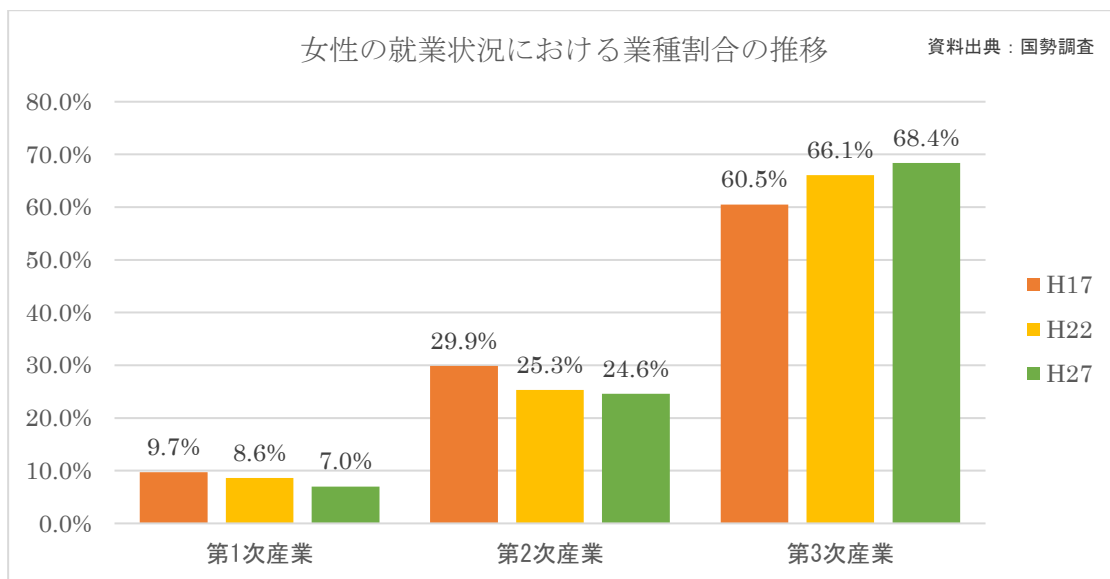
平成22年の調査において、本市の就業率は、全体として全国より高いものの新潟県より低い状況でしたが、平成27年における比較においては、全体として、全国及び新潟県より就業率が高い傾向にあります。

【グラフ 15】



女性が就労する業種については、第1次、第2次産業が減少し、第3次産業が増加する傾向となっています。その結果、平成27年度には、第3次産業が68.4%（全体の3分の2以上）を占めるまでになっています。

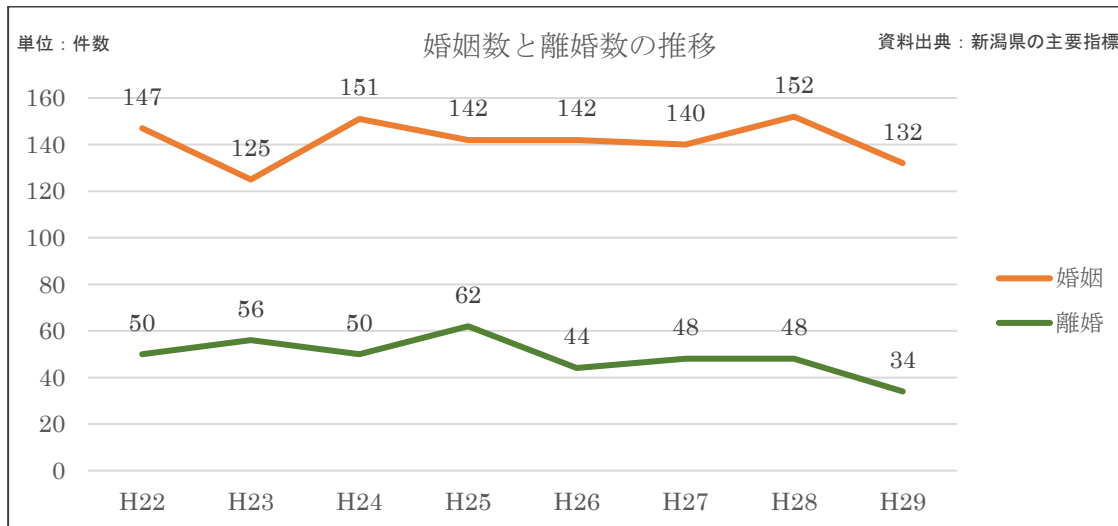
【グラフ16】



(9) 婚姻数と離婚数の推移

婚姻件数、離婚件数ともに大きな変化なく推移しています。

【グラフ17】



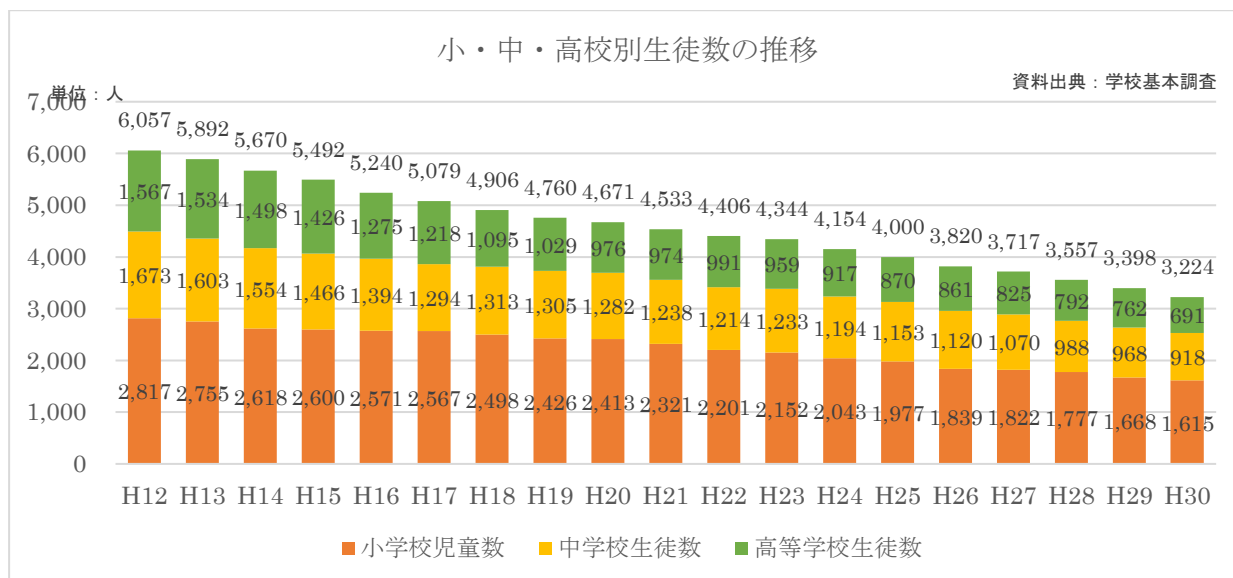
3 子どもの状況

(1) 児童、生徒数の推移

人口減少とあわせて児童数も減少しており、平成12年には、小学生、中学生、高校生をあわせて6,057人だった児童数が、平成30年度には3,224人へと46.8%減少しています。

【グラフ18】

各年度5/1現在

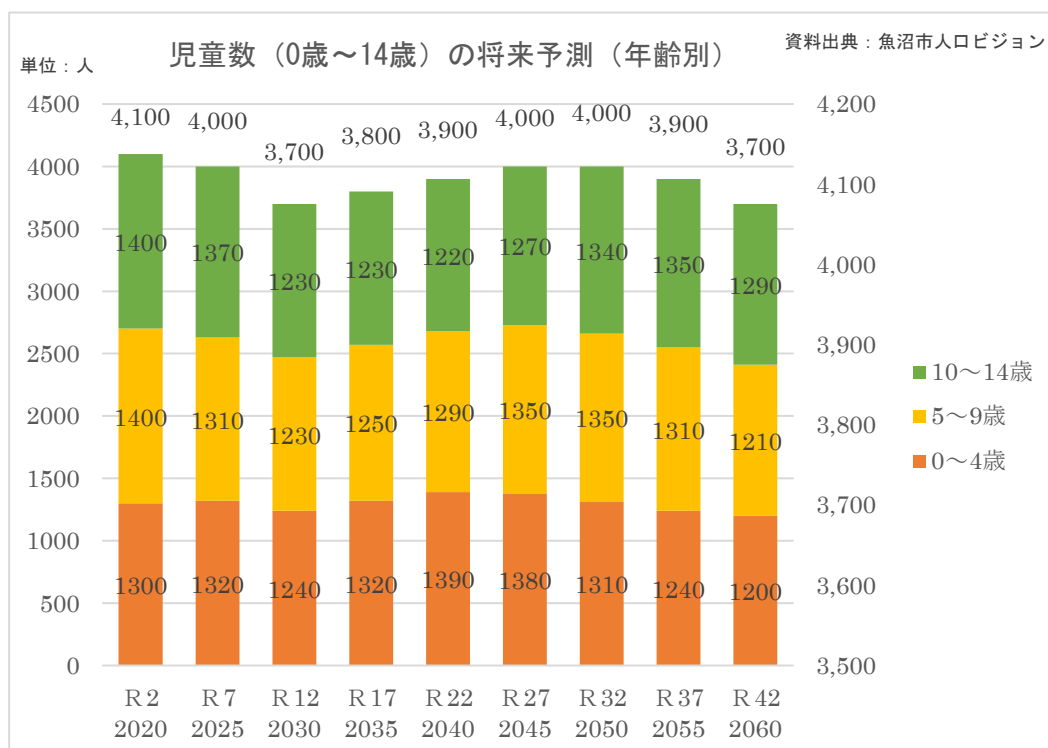


※ 高等学校生徒数は市内高等学校に在籍する生徒数

(2) 児童数の将来推計

本市の第二次総合計画においては、年少人口(0歳～14歳)は減少を続けますが、人口減少に歯止めをかける対策に取り組み、その効果を加味した推計を行いました。第二次総合計画の最終年度である令和7年の年少人口は4,000人と設定しています。

【グラフ19】



4 保育サービス及び子育て支援事業の現在の状況

(1) 保育園

保育園は、児童福祉法第39条第1項の規定に基づき、保護者の労働、疾病その他の理由により、家庭において乳幼児の保育ができない場合に、保護者の委託を受けて保育する児童福祉施設です。

現在、市内には公立保育園（認定こども園、家庭的保育室含む）が9園、私立保育園が2園あります。平成26年度における11園の定員数の合計1,335人（公立1,085人、私立270人）に対して入所者数は997人で、稼働率は74.7%となっています。近年は、少子化により保育園の定員を児童数が大きく下回っています。

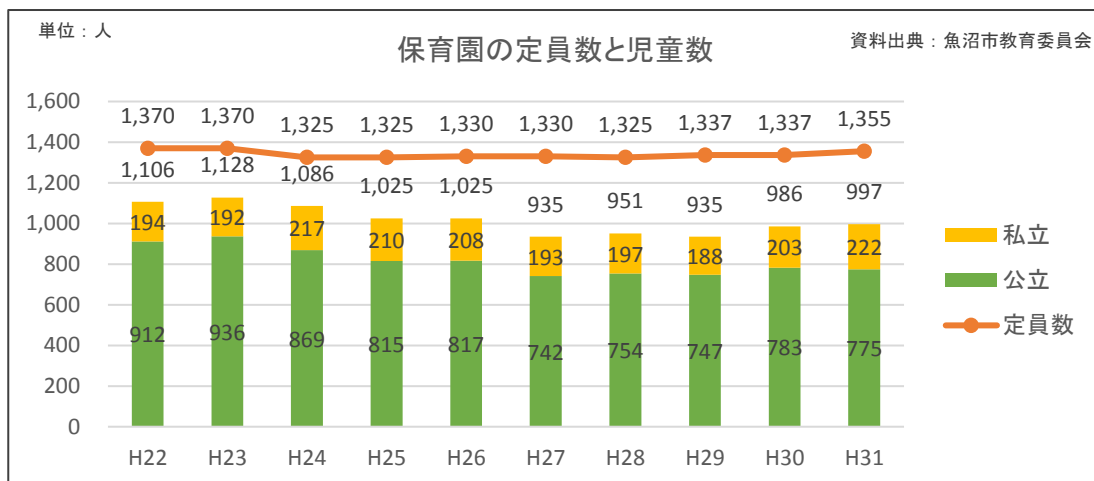
【令和元年度入所者数】

R元.5.1現在 単位：人

区分	名称	建築	認可定員	入所園児数							職員数		
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	正職員	非常勤	計
公立保育園・こども園・保育室	1 堀之内なかよし	H15	270	6	21	27	38	40	40	172	13	29	42
	2 佐 梨	H10	85	2	9	13	12	19	24	79	7	11	18
	3 ひがし	S52	60	0	4	4	6	8	8	30	5	4	9
	4 伊米ヶ崎	S56	90	0	7	8	16	13	14	58	6	11	17
	5 つくし	H 3 H16	170	4	19	23	34	34	36	150	11	23	34
	6 ふたば西	H 7	160	0	13	25	13	16	34	101	8	19	27
	7 ふたば東	H 6	160	2	18	24	25	23	21	113	8	16	24
	8 すもん	H28	85	2	8	10	17	21	14	72	8	11	19
	9 入広瀬保育室	S51	5	0	0	0	-	-	-	0	0	0	0
	小 計	9か所	1,085	16	99	134	161	174	191	775	66	124	190
私立保育園	10 小 出	S54 H12	180	9	30	29	35	27	31	161			36
	11 清 心	S50	90	3	11	15	12	11	9	61			23
	小 計	2か所	270	12	41	44	47	38	40	222			59
保育園計		11か所	1,355	28	140	178	208	212	231	997			249

資料出典：魚沼市教育委員会

【グラフ 20】



(2) 特別保育等の利用状況

①延長保育

延長保育は、保護者の勤務時間などの都合で、通常保育時間を超えて保育が必要な場合に行われる保育です。

【利用実績】 (延人数)

	H26	H27	H28	H29	H30
実施箇所数	11 箇所	11 箇所	11 箇所	10 箇所	10 箇所
利用延人数	574 人	712 人	660 人	476 人	634 人

※資料出典：魚沼市教育委員会

※平成 28 年度末でつくし保育園ひかり分室が閉園したことにより、平成 29 年度から実施箇所数が減少しました。

②未満児保育

未満児保育は、0 歳～2 歳までの未満児に対して保育園など（入広瀬保育室含む）で行われる保育です。

【利用実績】 (延人数)

	H26	H27	H28	H29	H30	R 元
実施箇所数	11 箇所	11 箇所	11 箇所	11 箇所	11 箇所	11 箇所
公立	9 箇所	9 箇所	9 箇所	9 箇所	9 箇所	9 箇所
私立	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所

※資料出典：魚沼市教育委員会

③一時預かり

一時預かりは、保護者が、急な仕事や病気、冠婚葬祭などで昼間一時的に家庭で保育できない場合や、保護者の育児等による心理的、肉体的な負担を解消するために預かるものです。堀之内子育て支援センターで行っていた一時預かりは、平成 27 年 8 月の閉鎖に伴い、各保育園に機能移転しました。

【保育園での利用実績】 (延人数)

	H26	H27	H28	H29	H30
実施箇所数	11 箇所	11 箇所	11 箇所	10 箇所	10 箇所
利用延人数	356 人	401 人	505 人	746 人	741 人

※資料出典：魚沼市教育委員会

【子育て支援センターでの利用実績】 (延人数)

	H26	H27	H28	H29	H30
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
利用延人数	283 人	58 人	0 人	0 人	0 人

※資料出典：魚沼市教育委員会

④病児保育事業（病児病後児保育）

病児保育事業（病児病後児保育）は、子どもが病気で保護者が仕事を休めない場合に、乳幼児・児童を一時的にお預かりするものです。

平成 28 年度から、病児も対象となり利用延べ人数も増加しています。

【事業概要】

- ・対象者 魚沼市在住または保護者が市内に勤務先している保育園児・幼稚園児・こども園児及び小学生
- ・利用時間 月曜日から金曜日まで 午前 8 時から午後 6 時まで
- ・その他 事前の登録が必要です。

【利用実績】

(箇所数・延人数)

	H26	H27	H28	H29	H30
実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
利用延人数	27 人	10 人	215 人	310 人	260 人

※資料出典：健康増進課

(3) 認可外保育施設の状況（R 元. 5. 1 現在）

認可外保育施設は 1 箇所あります。

- ・実施場所 「みんなの家」

(4) 事業所内保育施設の状況（R 元. 5. 1 現在）

事業所内保育施設の実施はありません。

(5) 幼稚園

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的として設置しています。

【令和元年度入所者数】

R 元. 5. 1 現在 単位：人

区分	名称	建築	定員	入所園児数					職員数		
				満 3 歳児	3 歳	4 歳	5 歳	計	正職員	非常勤	計
幼稚園 公立	1 入広瀬	S51	105	-	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	1 箇所	105	-	0	0	0	0	0	0	0
幼稚園 私立	2 めぐみ	-	120	1	13	19	13	46	-	-	11
幼稚園計		2 箇所	225	1	13	19	13	46	-	-	11

※資料出典：魚沼市教育委員会

※放課後に子どもの面倒を見る者がいない等のやむを得ない事情がある場合に子どもを預かる「預かり保育」を全ての幼稚園で実施しています。なお、平成 28 年 4 月から入広瀬幼稚園は休園中です。

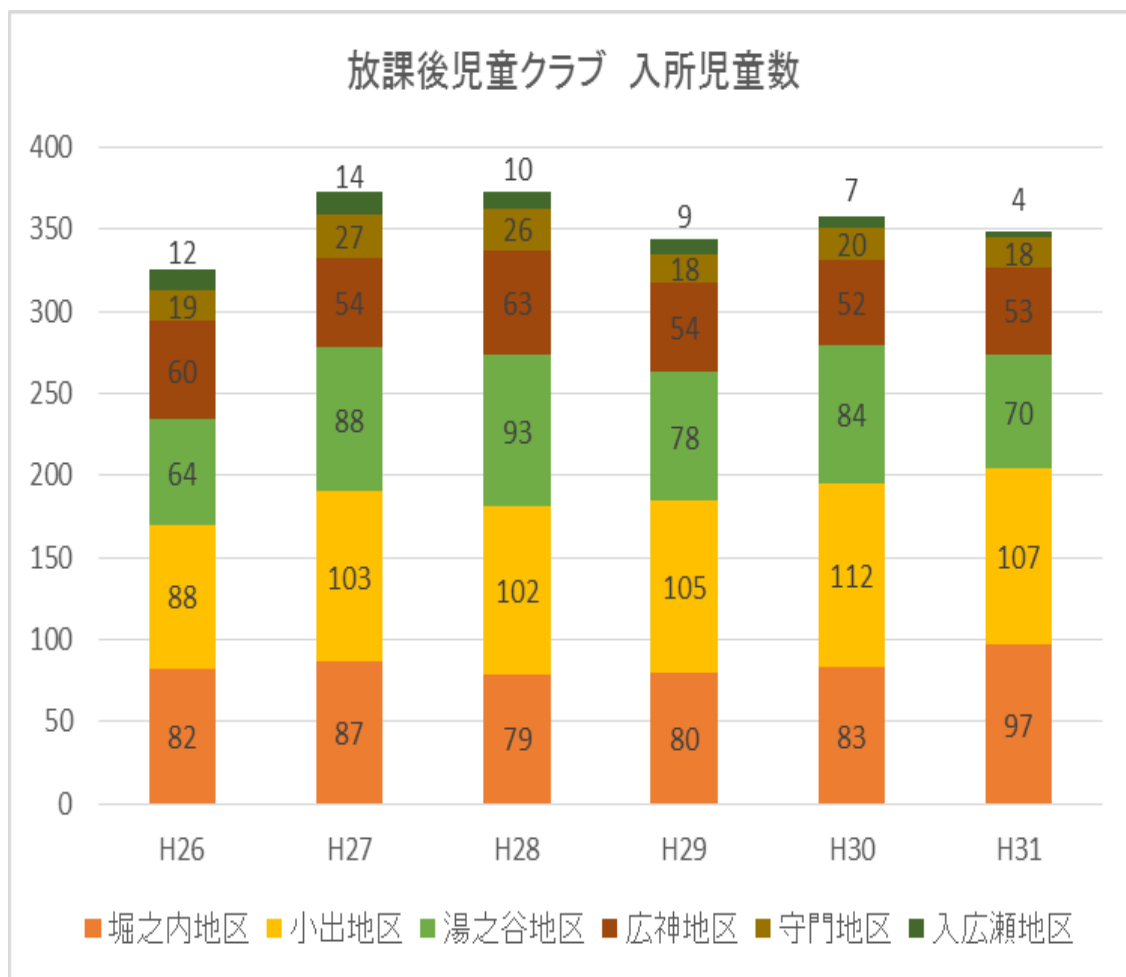
(6) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図ることを目的として設置しています。

利用者数は、近年横ばいの状況となっています。

【グラフ 21】

各年度 5/1 現在



※資料出典：魚沼市教育委員会

※児童数には、長期休暇利用者及び一時利用者を含まない。

(7) 子育て支援センター

子ども同士と一緒に遊んだり、子育て中の親同士が、育児についての情報交換をしたり、気軽に遊べる施設です。

広場事業、親子教室、子育て相談、虐待に係る要保護関係、ファミリー・サポート・センターの事務局などを行っています。

	H26	H27	H28	H29	H30
広場自由開放等	27,704人	25,696人	16,841人	15,936人	15,185人
堀之内	6,248人	5,140人			
小出	21,456人	20,556人			
乳幼児一時預かり	283人	58人			
親子ふれあい支援事業	491人	497人	209人	231人	219人
ファミリー・サポート・センター事業	13回	7回	2回	8回	5回

※資料出典：魚沼市教育委員会

※堀之内支援センターの平成27年8月に閉鎖に伴い、広場自由解放については堀之内なかよし保育園、すもんこども園で、一時預かり事業は各保育園で実施しています。

(8) 地域療育事業

発達障害児等の支援を行うもので、子どもの発達課題に対して、関係機関と連携を取りながら保護者の育児を支援します。また、保育園の巡回も実施しています。支援に当たっては、個々の児童の保育計画を作成し、発達に即した支援を行います。

	平成26年度			平成27年度		
	実施回数等		延利用人数	実施回数等		延利用人数
就園前教室 (つくしプレイ教室)	水曜日クラス 46回	木曜日クラス 46回	635人	水曜日クラス 43回	木曜日クラス 46回	468人
就学前教室 (ステップアップ教室)	隔週火、第1、3金曜実施 3クラス 延51回		274人	隔週火、第1、3金曜実施 3クラス 延51回		312人
保育園巡回相談	すこやか相談会 4園7人	園訪問 11園 45人	143人	すこやか相談会 5園5人	園訪問 13園 51人	106人
研修会	保育士等対象 2回	保護者対象 1回	196人	保育士等対象 2回		111人
年中児発達相談	園訪問 8回	保護者面談 20件	20人	園訪問 8回	保護者面談 25件	25人

	平成 28 年度			平成 29 年度		
	実施回数等		延利用 人数	実施回数等		延利用 人数
就園前教室 (つくしプレイ教室)	水曜日クラス 46 回 木曜日クラス 46 回	534 人	水曜日クラス 46 回 木曜日クラス 46 回	534 人		
就学前教室 (ステップアップ教室)	隔週火、第 1、3 金曜実施 3 クラス 延 45 回	246 人	隔週第 2・第 4 火曜日、金曜 実施 2 クラス 延 32 回	174 人		
保育園巡回相談	園訪問 13 園 43 人	91 人	園訪問 10 園 33 人	91 人		
研修会	保育士等対象 2 回	104 人	保育士等対象 7 回	261 人		
年中児発達相談	園訪問 8 回 保護者面談 18 件	18 人	園訪問 11 回 保護者面談 26 件	26 人		

	平成 30 年度		
	実施回数等		延利用 人数
就園前教室 (つくしプレイ教室)	水曜日クラス 46 回 木曜日クラス 13 回	322 人	
就学前教室 (ステップアップ教室)	隔週火、第 1 : 3 金曜実施 3 クラス 延 48 回	291 人	
保育園巡回相談	園訪問 11 園 31 人	68 人	
研修会	保育士等対象 7 回	229 人	
年中児発達相談	園訪問 11 回 保護者面談 30 件	30 人	

※資料出典：魚沼市教育委員会

(9) 要保護児童相談・支援

児童虐待の防止、早期発見、早期対応、再発防止のため、「魚沼市要保護児童対策地域協議会¹¹」を設置しています。子どもが心身共に健やかに育つよう、地域の関係する各機関が連携して、子ども及びその家族を一体的に支援し援助します。

【本市内の虐待の種類別及び送致件数】

※資料出典：魚沼市教育委員会

区 分	H26	H27	H28 月	H29	H30
身体的虐待	21 件	20 件	15 件	11 件	10 件
ネグレクト	26 件	24 件	23 件	18 件	0 件
性的虐待	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
心理的虐待	5 件	13 件	11 件	24 件	41 件
合 計	52 件	57 件	49 件	53 件	51 件

※ 平成 30 年度のネグレクトについては H29 年度から新規件数がなく状況の改善が見られたため、実務担当者会議において虐待の区分ではなく養護ケースとして引き続き対応することとしました。

¹¹ 「要保護児童対策地域協議会」…虐待相談、ケース検討を通じて適正な支援を行い、要保護児童ネットワークで問題を解決していくため関係機関が集う協議の場

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児を対象に、本市の訪問スタッフが自宅を訪問し、子育ての悩みを聞き、子育てに関する相談先や市の事業の紹介等を行っています。

	H26	H27	H28	H29	H30
対象者数	226 人	195 人	235 人	210 人	203 人
訪問者数	222 人	193 人	234 人	208 人	203 人

※資料出典：魚沼市教育委員会、健康増進課

(11) 養育支援訪問相談

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した養育に関する支援が特に必要な家庭に対して保健師、助産師、保育士等が関係機関と連携し、妊娠期から継続して必要な支援を行います。

	H26	H27	H28	H29	H30
訪問件数	4 件	5 件	4 件	1 件	2 件

※資料出典：魚沼市教育委員会、健康増進課

(12) 妊婦健診事業

妊娠、出産時の費用の軽減を図るために、妊婦健診の費用の一部を助成するもので、妊娠届の提出時に妊婦一般健康診査受診票を 16 枚交付します。定期の受診がない妊婦も見受けられるため、医療機関と協力し、受診勧奨を行うとともに、妊婦健診の重要性を伝えていく必要があります。

	H26	H27	H28	H29	H30
延受診者数	2,777 人	2,591 人	2,494 人	2,641 人	2,392 人

※資料出典：魚沼市教育委員会、健康増進課

5 ニーズ調査結果から見る現状

(1) ニーズ調査の概要

①調査の目的

子ども・子育て支援法第 61 条に基づく計画の策定に向けて、子ども・子育てに関する実態とニーズを把握し、子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とすることを目的として就学前児童及び小学生の保護者を対象に調査（以下「ニーズ調査」という。）を行いました。

②調査設計

ア 調査対象

本市に居住する平成 18 年 4 月 2 日から平成 30 年 11 月 1 日（小学 6 年生から 0 歳）の間に生まれた子どもの保護者全員を調査対象としました。

ただし、複数の児童がいる世帯には、最年少児童についてのみ回答を依頼しました。（1 世帯に 1 枚のみ配布）

調査種類	調査対象	配布数
就学前児童	本市在住の就学前児童の保護者	1,077
小学生	本市在住の小学生の保護者	855

イ 調査期間

平成 30 年 12 月～平成 31 年 1 月

ウ 調査方法

調査種類	調査対象
就学前児童	保育園・幼稚園等の通園者は園を通じて配布・回収 未就園者は郵送による配布・回収
小学生	原則、小学校を通じて配布・回収 ただし、一部については郵送による配布・回収

③回収結果

調査種類	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,077	778	778	72.2%
小学生	855	677	677	79.2%

④結果の見方

- ・結果は百分率（％）で表示し、小数点以下第 2 位を四捨五入して算出した結果、個々の比率が合計 100％にならないことがあります。
また、複数回答（2 つ以上の回答）では、合計が 100％を超える場合があります。
- ・図表中の「n（number of cases の略）」は、質問に対する回答者の総数（該当者質問では該当者数）を示し、回答者の比率（％）を算出するための基数です。
- ・回答者数（n）が少ない場合は、比率の数字に偏りが生じやすく、厳密な比較をすることは難しいので、おおよその回答の傾向をみることになります。

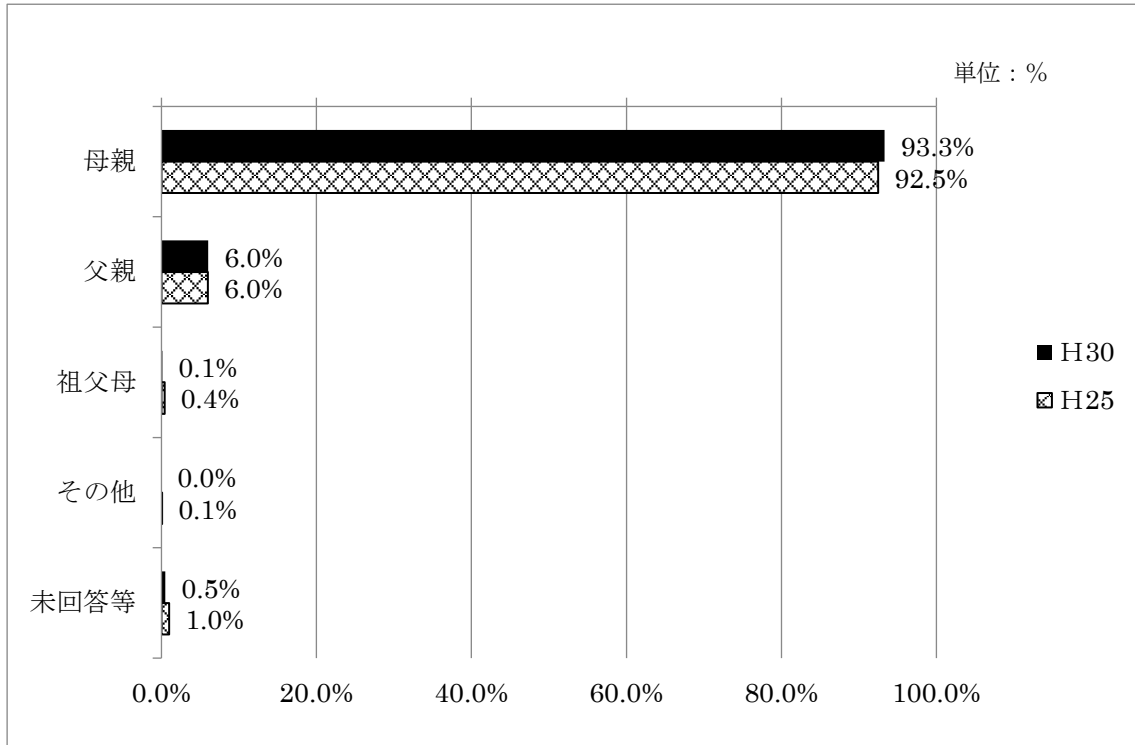
(2) 回答者の属性

①回答者

就学前児童及び小学生調査ともに「母親」が9割を超え、回答者のほとんどは母親となっています。

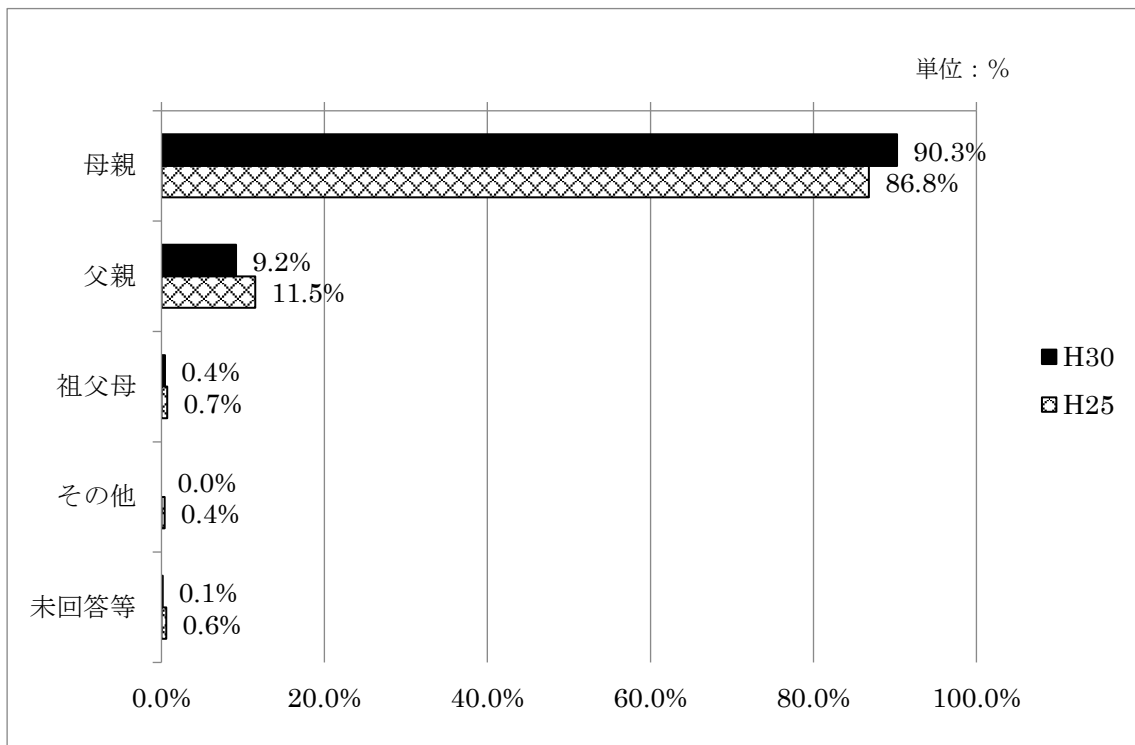
【就学前児童調査】

n=778



【小学生調査】

n=677

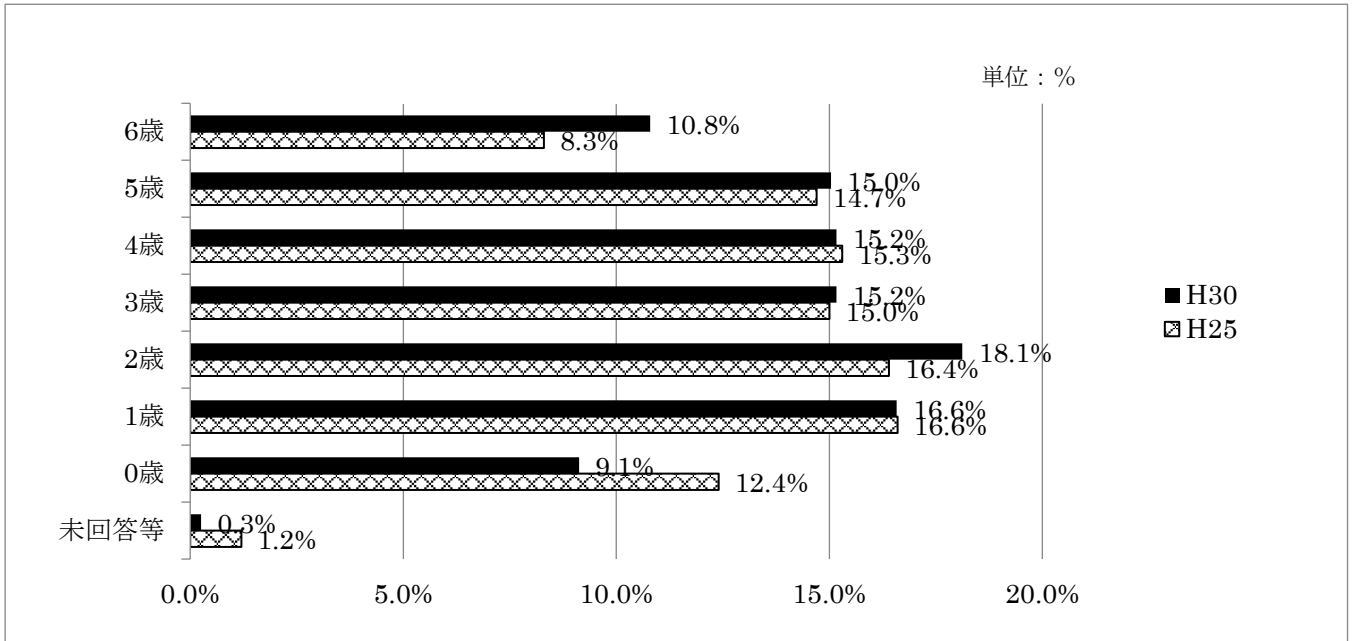


②子どもの年齢・学年

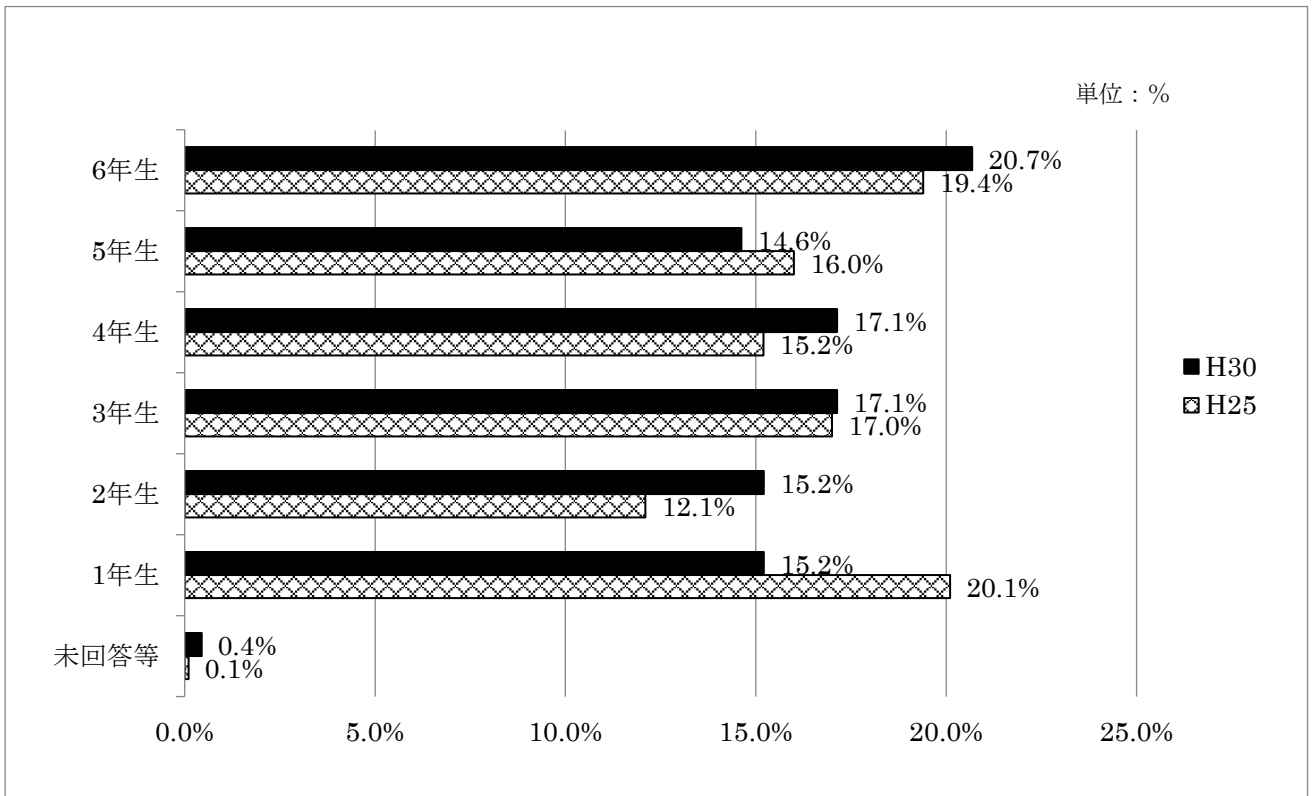
就学前児童調査では、「2歳」(18.1%)が最も多く、次いで「1歳」、「3歳」、「4歳」の順となっています。

小学生調査では、「6年生」(20.7%)が最も多く、次いで「4年生」、「3年生」の順となっています。

【就学前児童調査】 n=778



【小学生調査】 n=677

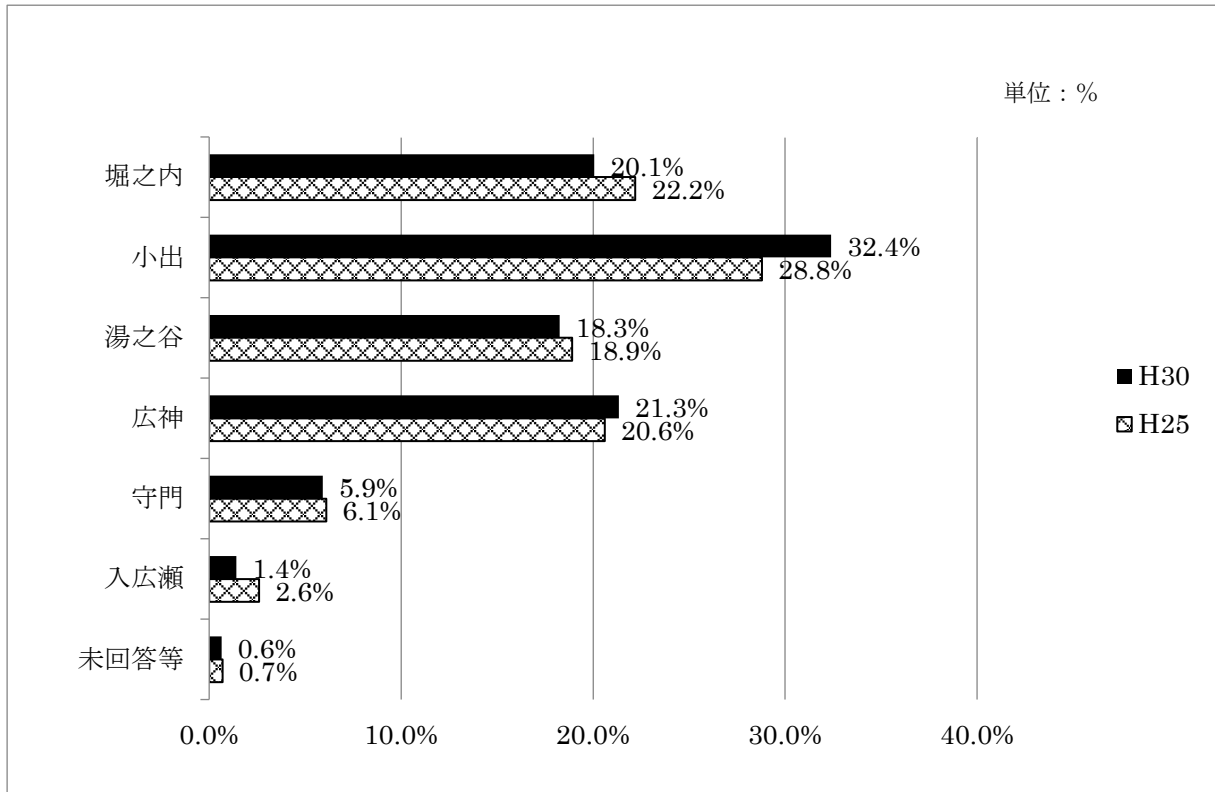


③お住まいの地域

就学前児童調査、小学生調査ともに、「小出」が最も多く、次いで、「広神」、「堀之内」の順となっています。

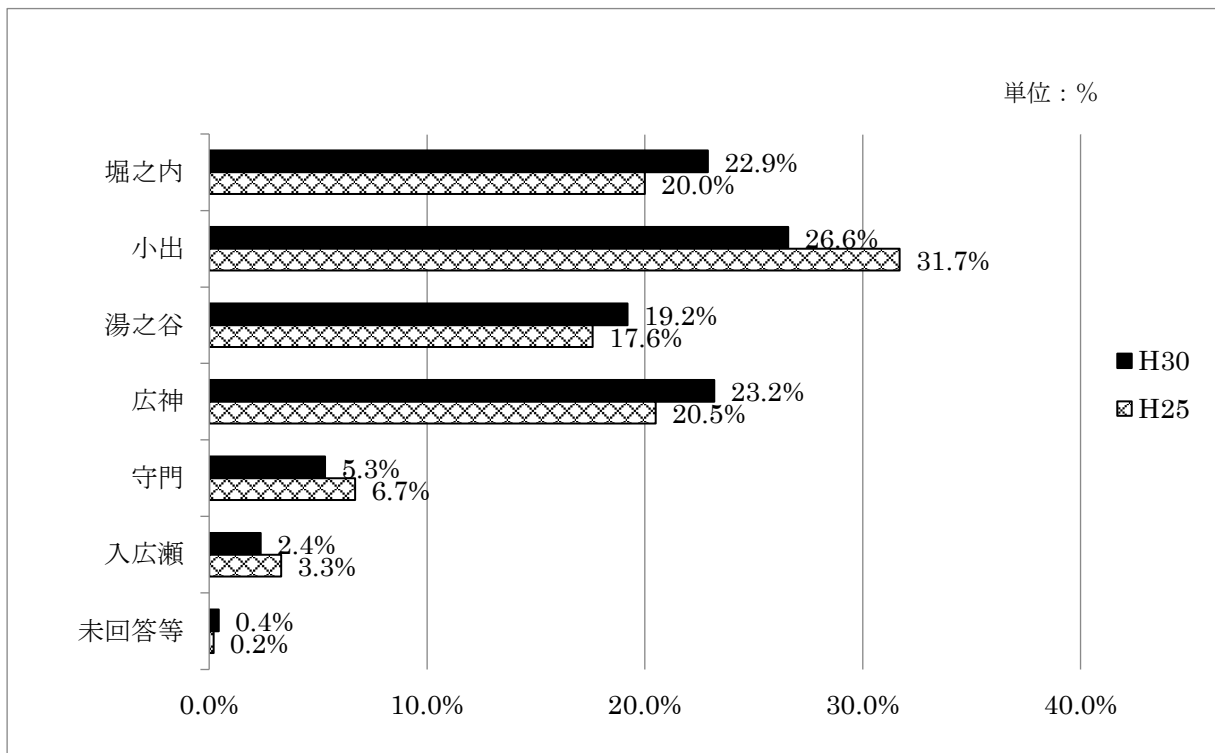
【就学前児童調査】

n=778



【小学生調査】

n=677



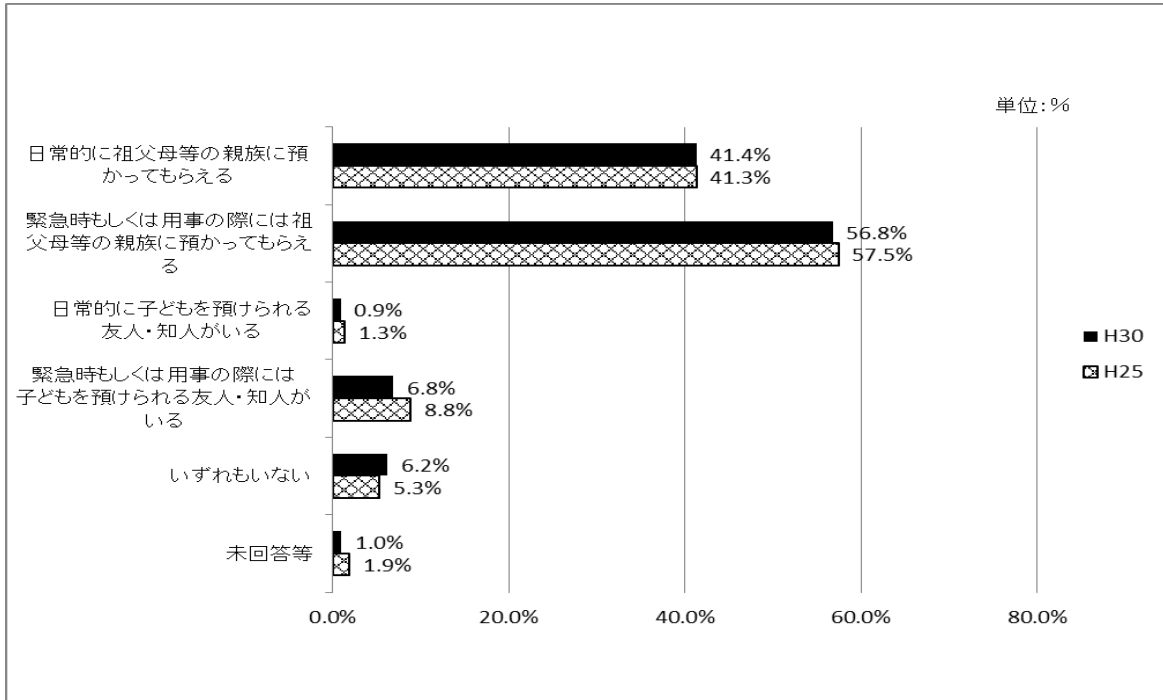
(3) 子どもの育ちをめぐる環境

① 預かってもらえる親族や知人

就学前、小学生のいずれも、ほとんどの家庭で少なくとも緊急時には祖父母等の親族に預かってもらえています。一方で、就学前では6.2%、小学生では7.8%の家庭で預かってもらえる親族、知人等が「いずれもない」と回答しています。

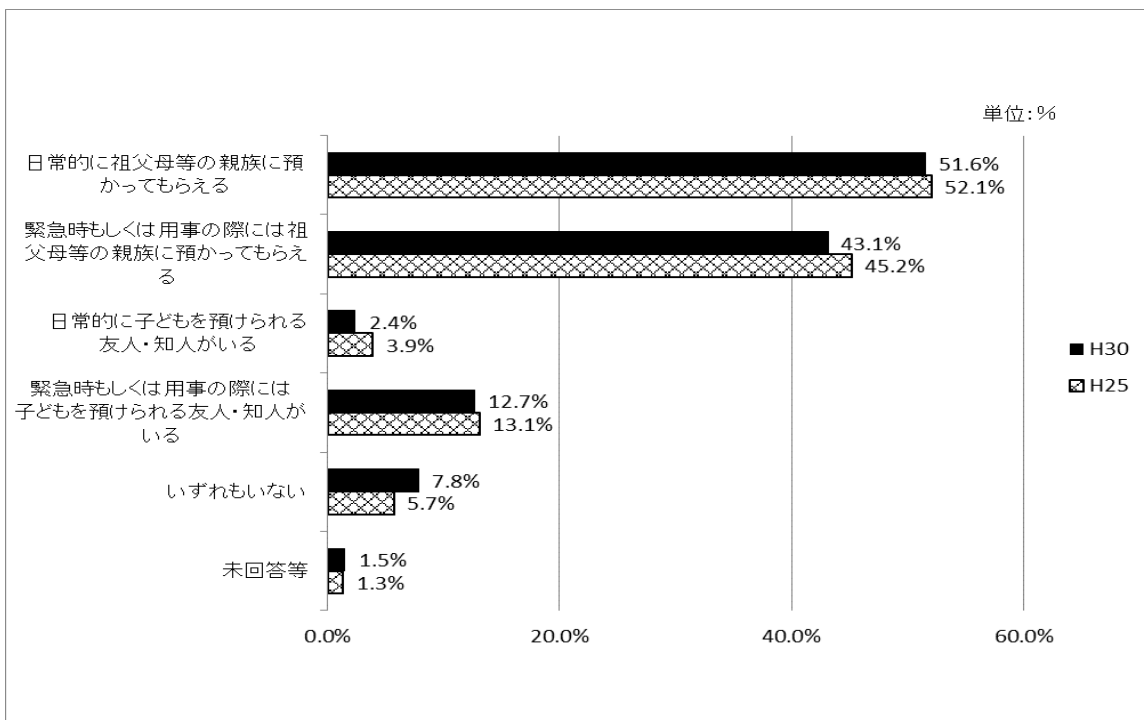
【就学前児童調査】

n=778



【小学生調査】

n=677

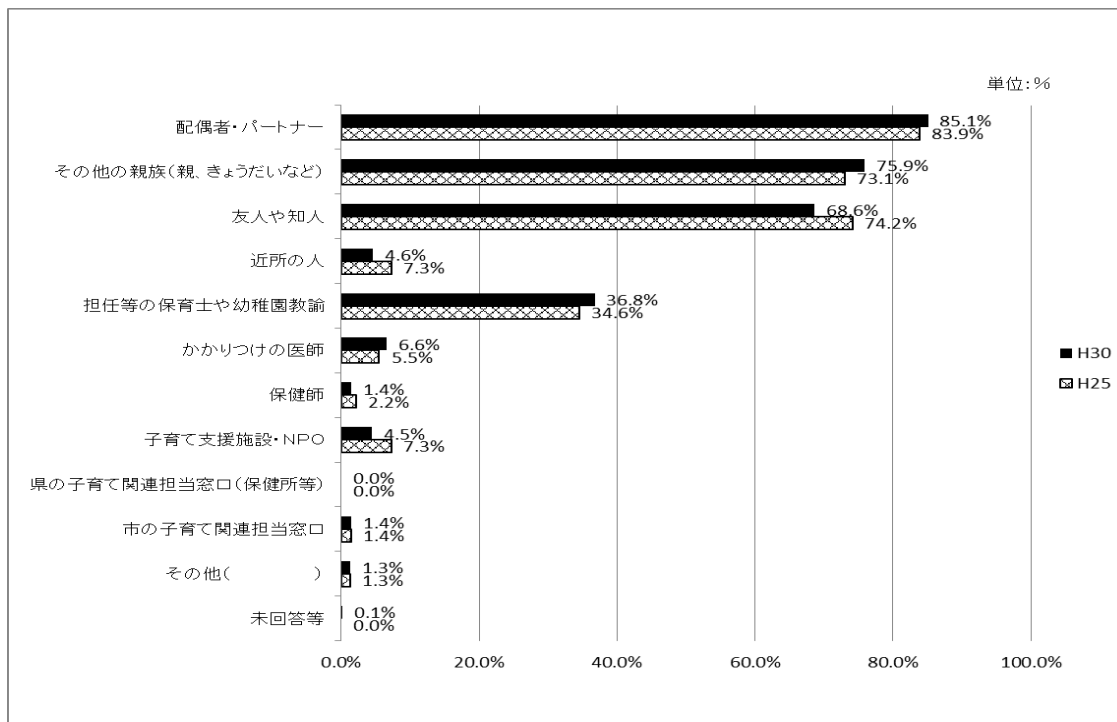


②相談の相手（場所）

相談相手が「いる(ある)」と回答した方のうち、就学前児童調査、小学生調査のいずれにおいても、「配偶者、パートナー」が一番多く、「その他の親族（親、きょうだいなど）」「友人や知人」が続きますが、「担任等の保育士や幼稚園教諭」や「担任等の学校職員」はそれぞれ3割ほどにとどまっています。

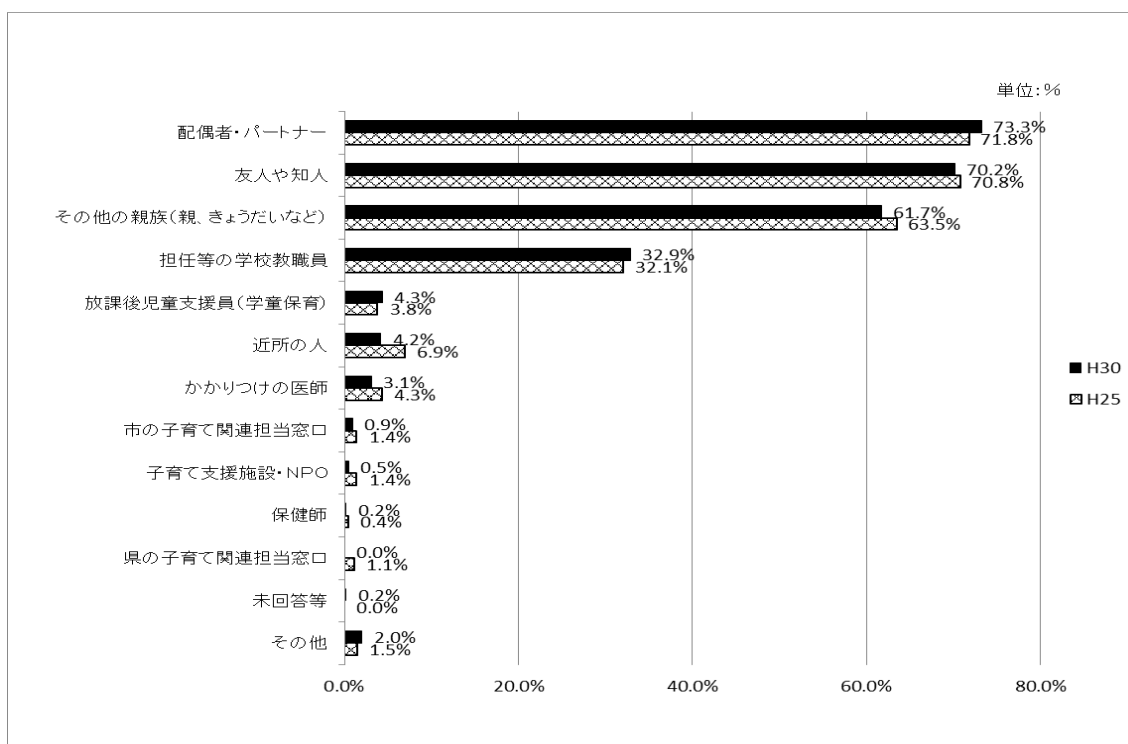
【就学前児童調査】

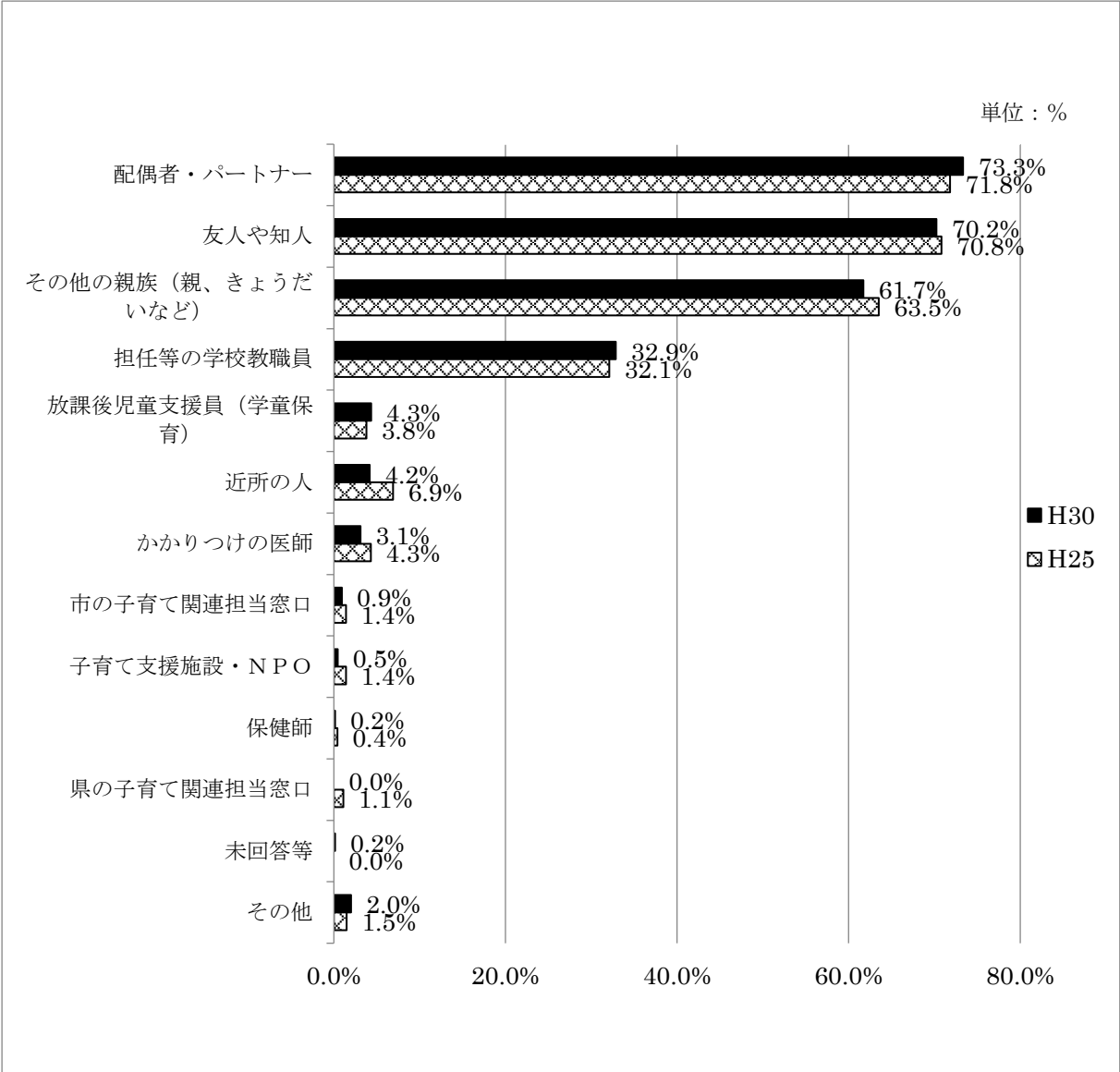
n=759



【小学生調査】

n=645





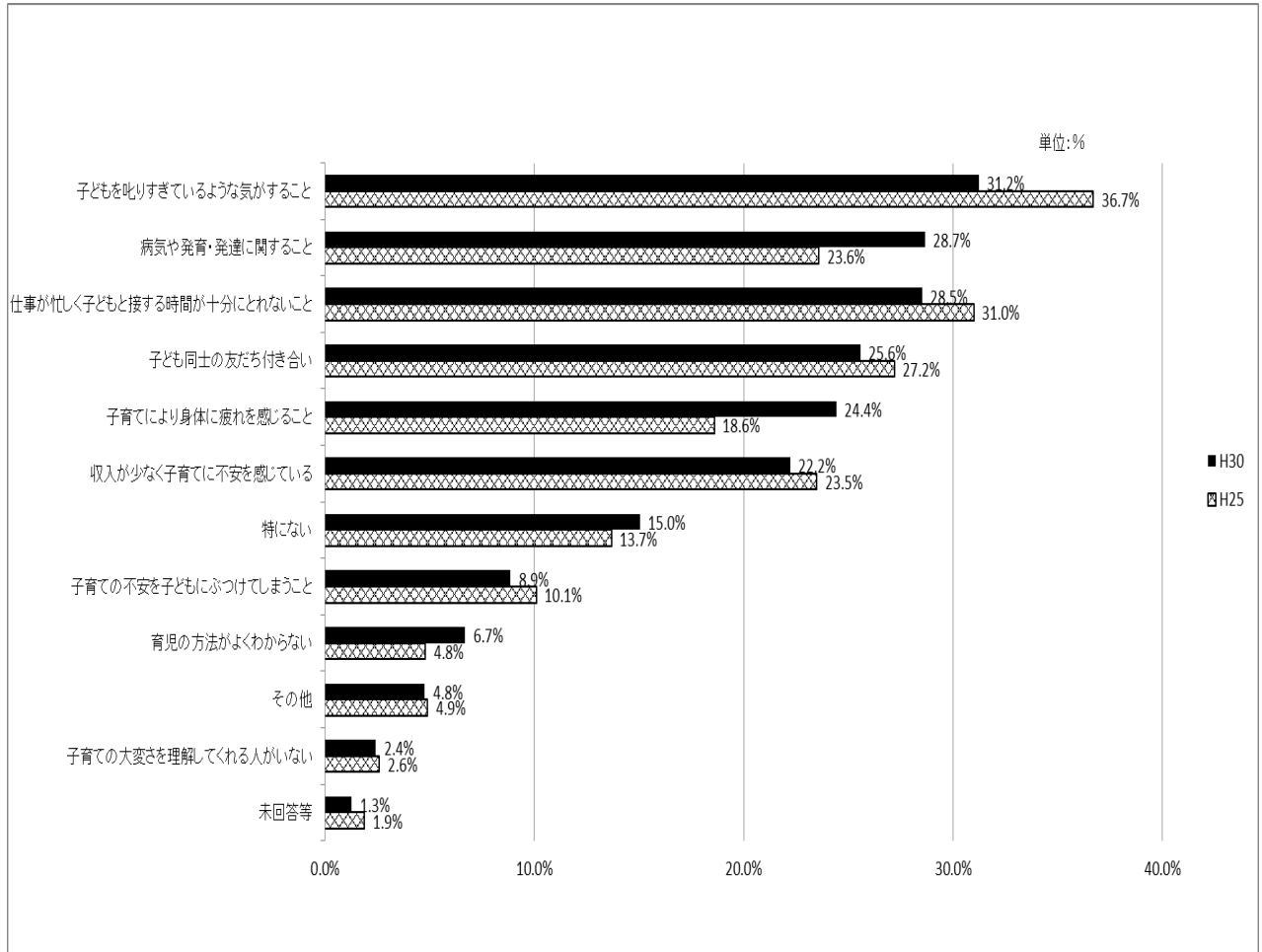
③子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいること

就学前児童調査では、「子どもを叱りすぎているような気がする」と31.2%と最も高く、次いで、「病気や発育・発達に関すること」(28.7%)、「仕事が忙しく子どもと接する時間が十分にとれないこと」(28.5%)の順となっています。

小学生調査では、「子どもの教育・学習に関すること」が43.6%と最も高く、次いで、「子ども同士の友だち付き合い」(41.1%)、「仕事が忙しく子どもと接する時間が十分にとれないこと」(28.8%)の順となっています。

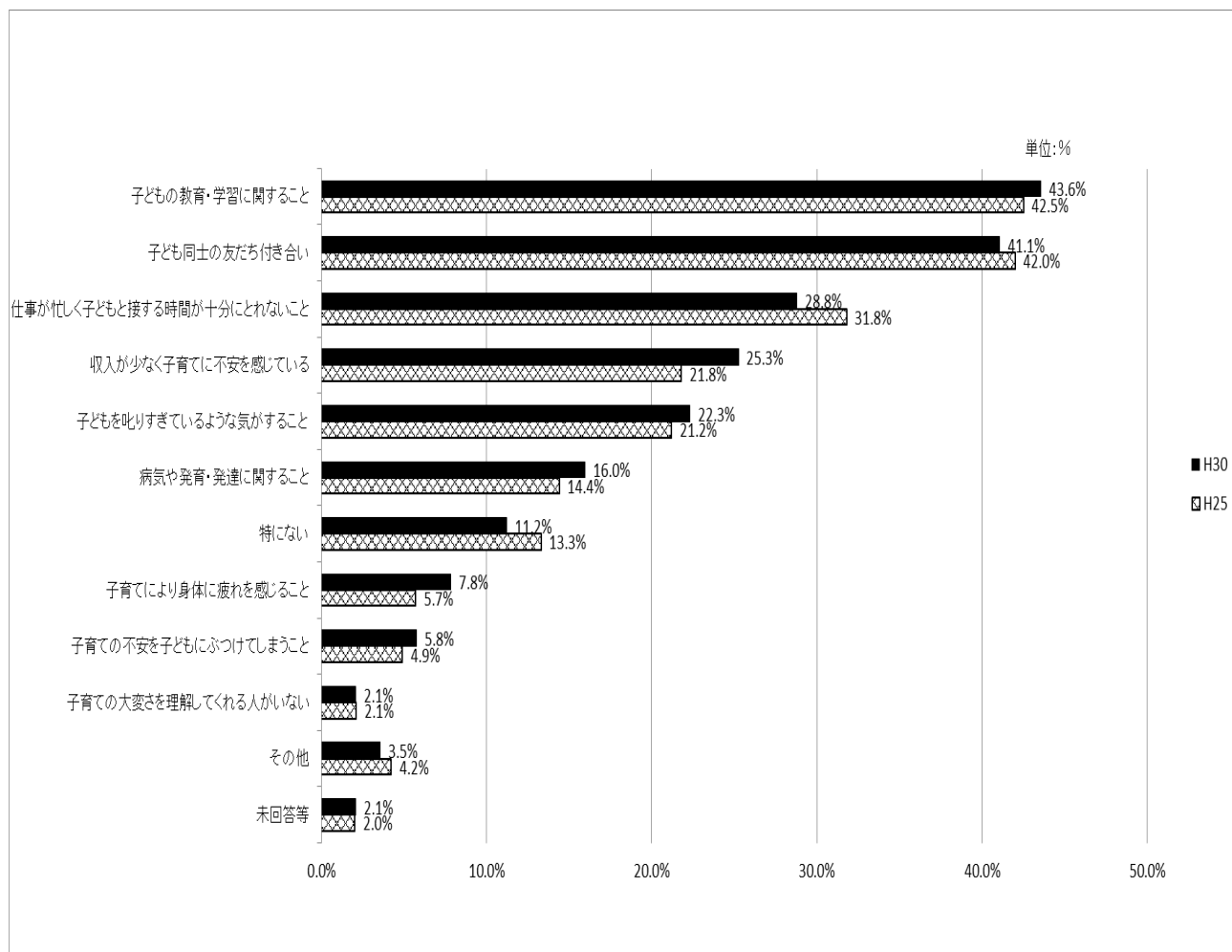
【就学前児童調査】

n=778



【小学生調査】

n=677

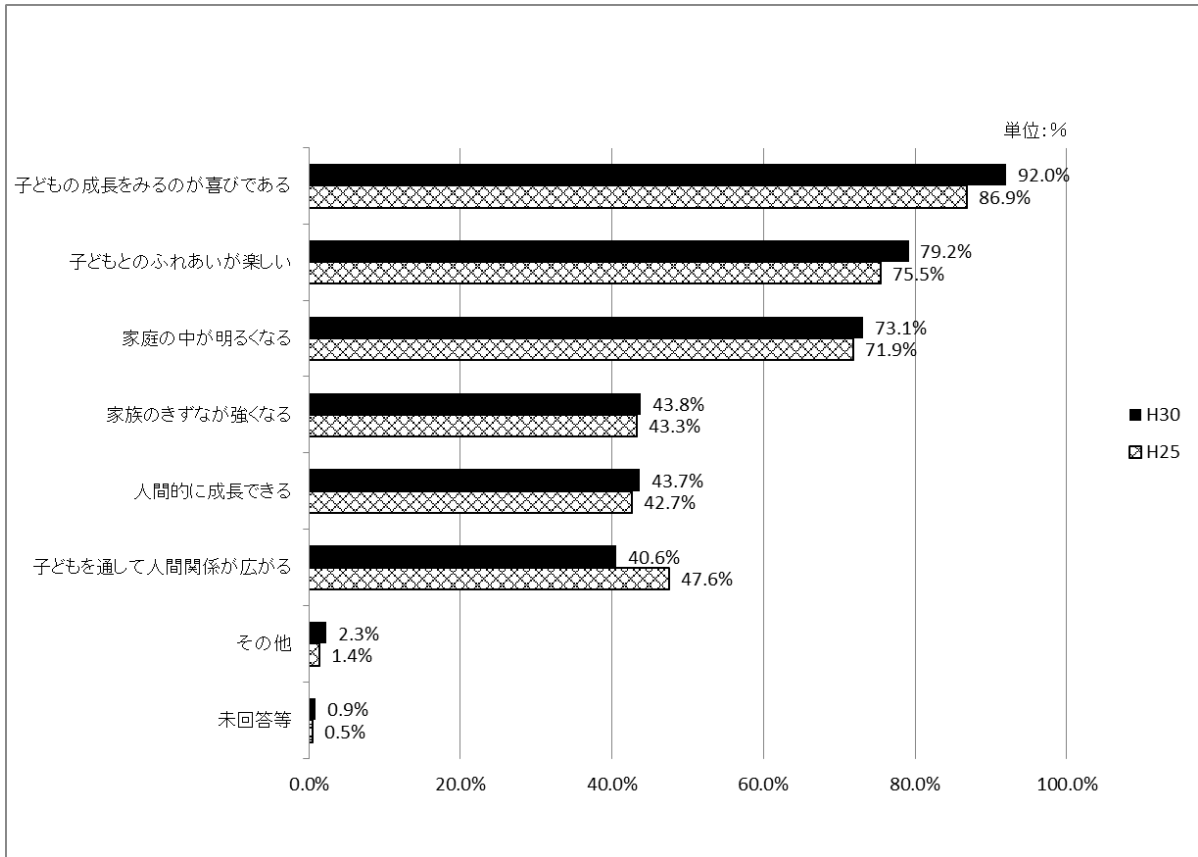


④子育てをしていてよかったこと

就学前児童調査と小学生調査のいずれも、「子どもの成長を見るのが喜びである」が最も高く、次いで、「子どもとのふれあいが楽しい」、「家庭の中が明るくなる」の順となっています。

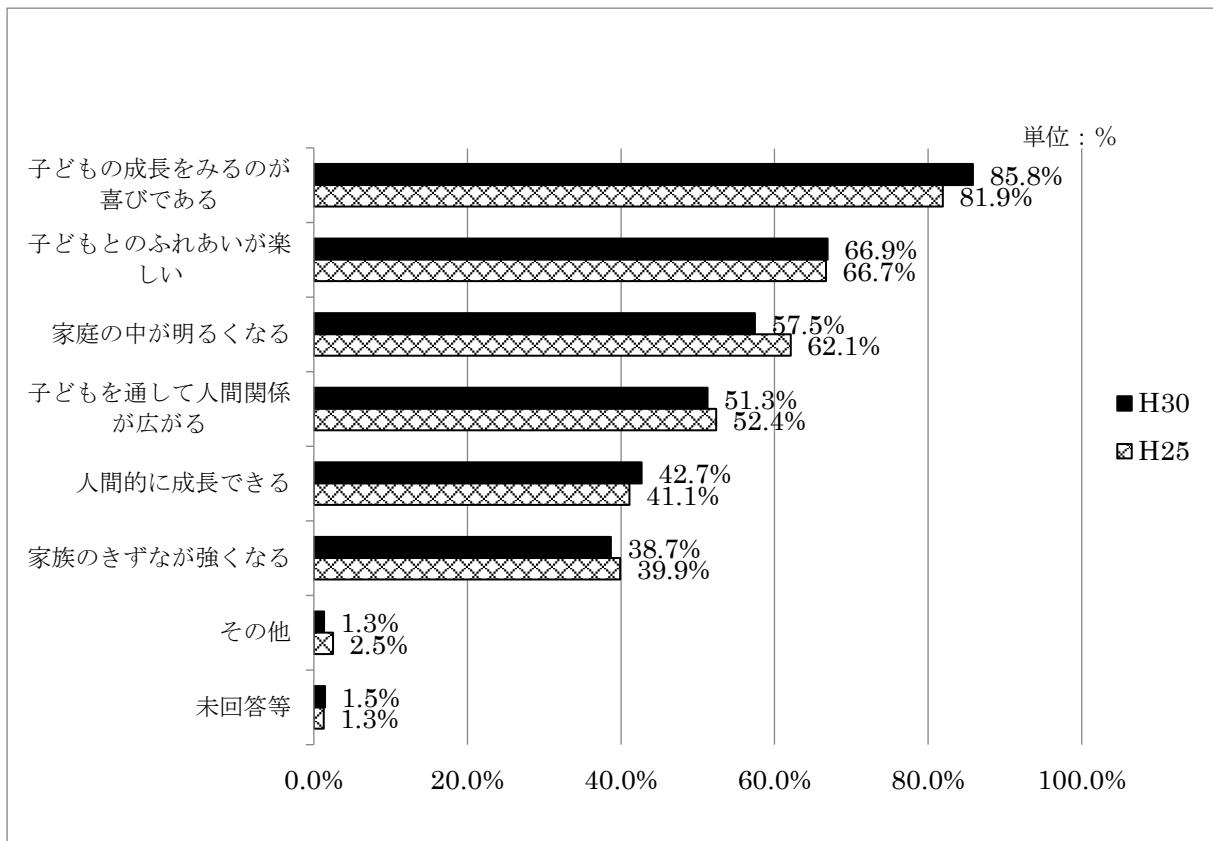
【就学前児童調査】

n=778



【小学生調査】

n=677



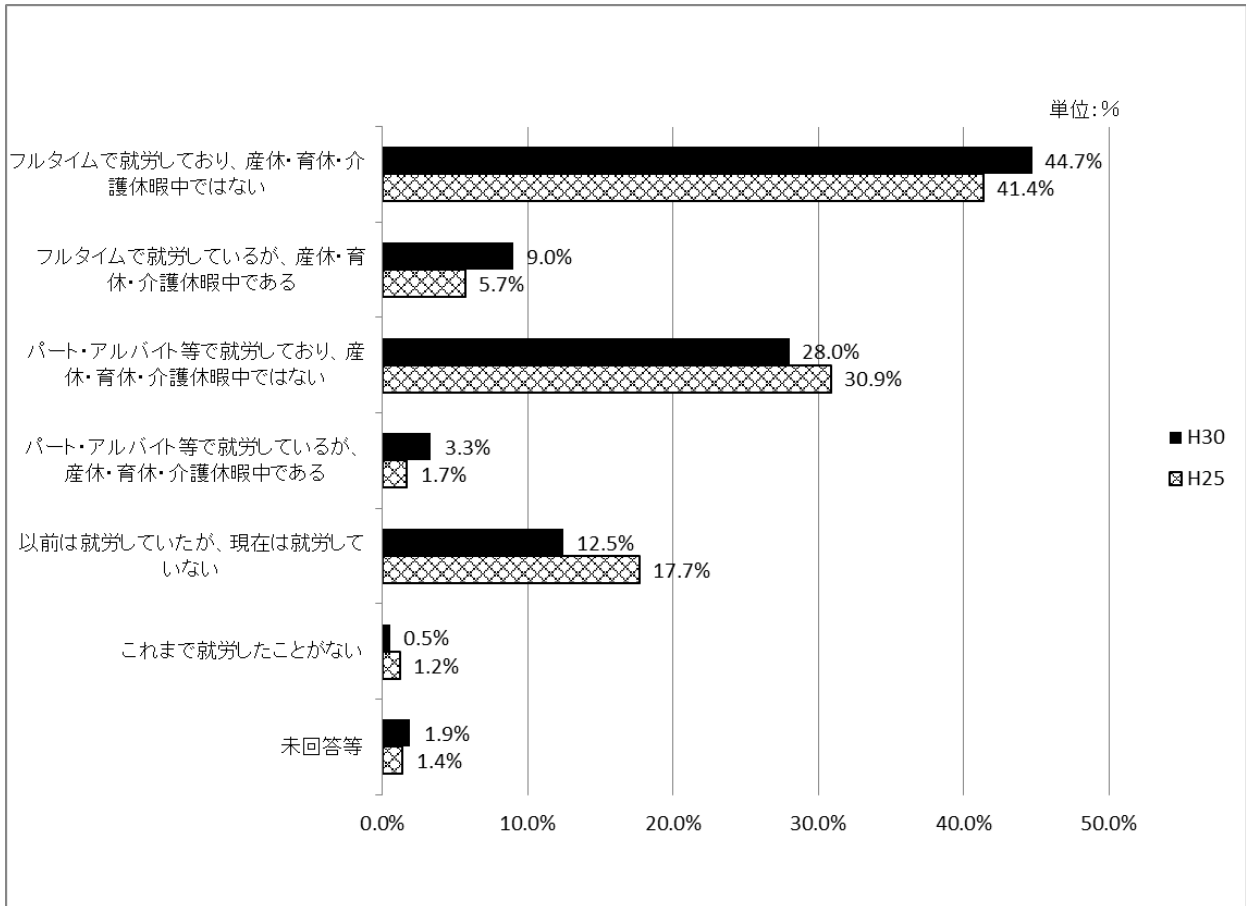
(4) 保護者の就労形態

①母親の就労形態

母親の就労形態については、就学前児童調査、小学生調査のいずれも「フルタイム就労」が最も多く、次いで「パート・アルバイト就労」となっています。「就労していない」と回答した割合は、就学前児童調査が小学生調査に比べて7ポイントほど高くなっています。

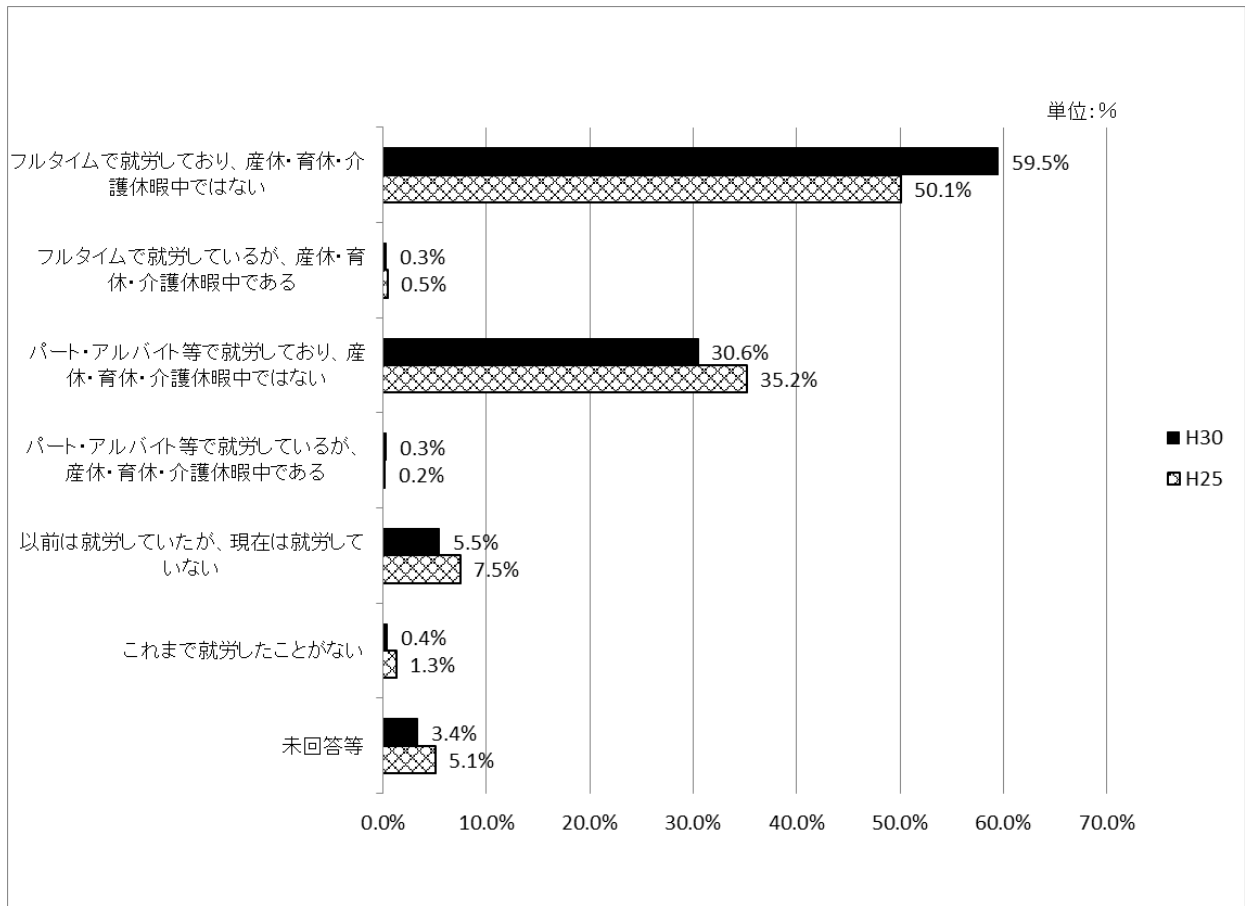
【就学前児童調査】

n=778



【小学生調査】

n=677

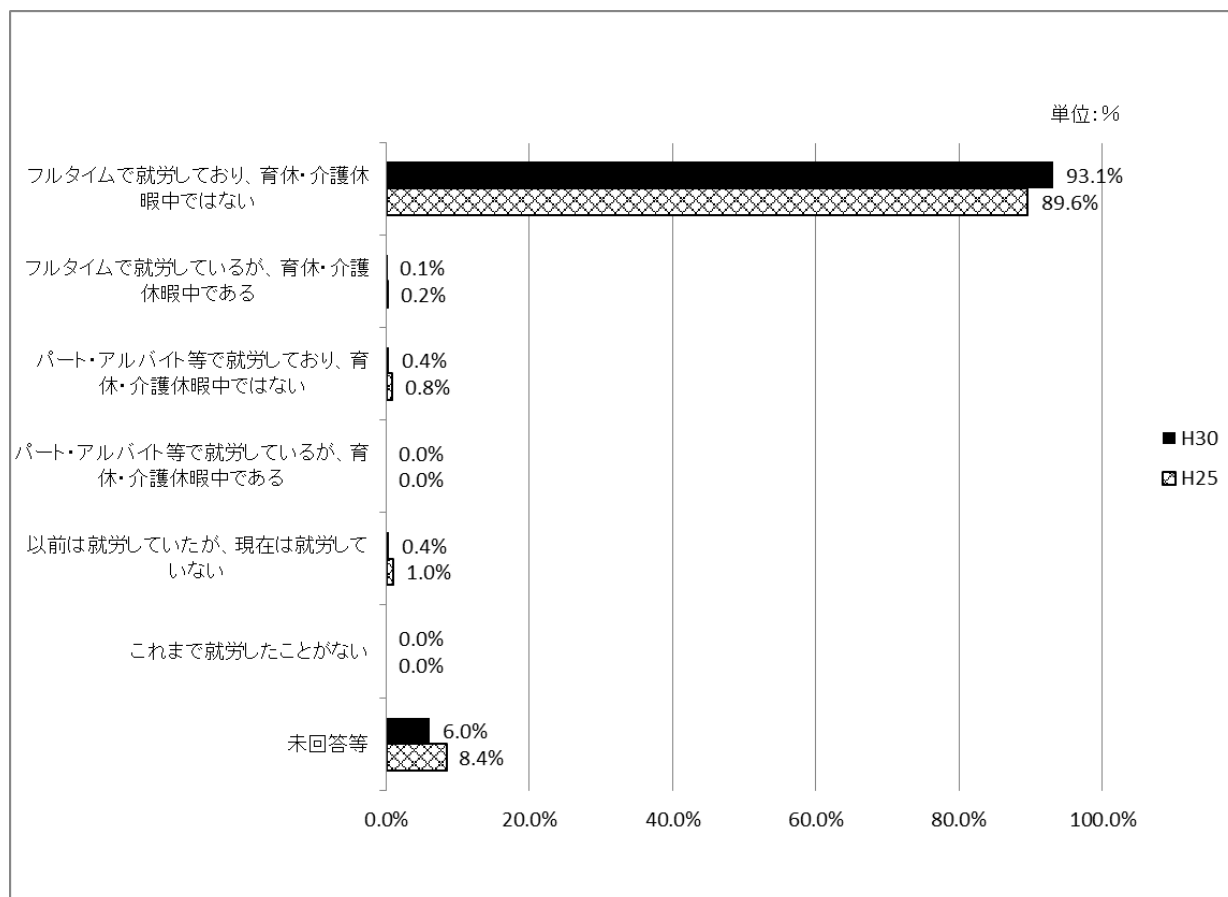


②父親の就労形態

小学生調査、就学前児童調査ともに「フルタイム就労」が80%を超えて最も高くなっています。なお、小学生調査では、「未回答等」が高くなっています。

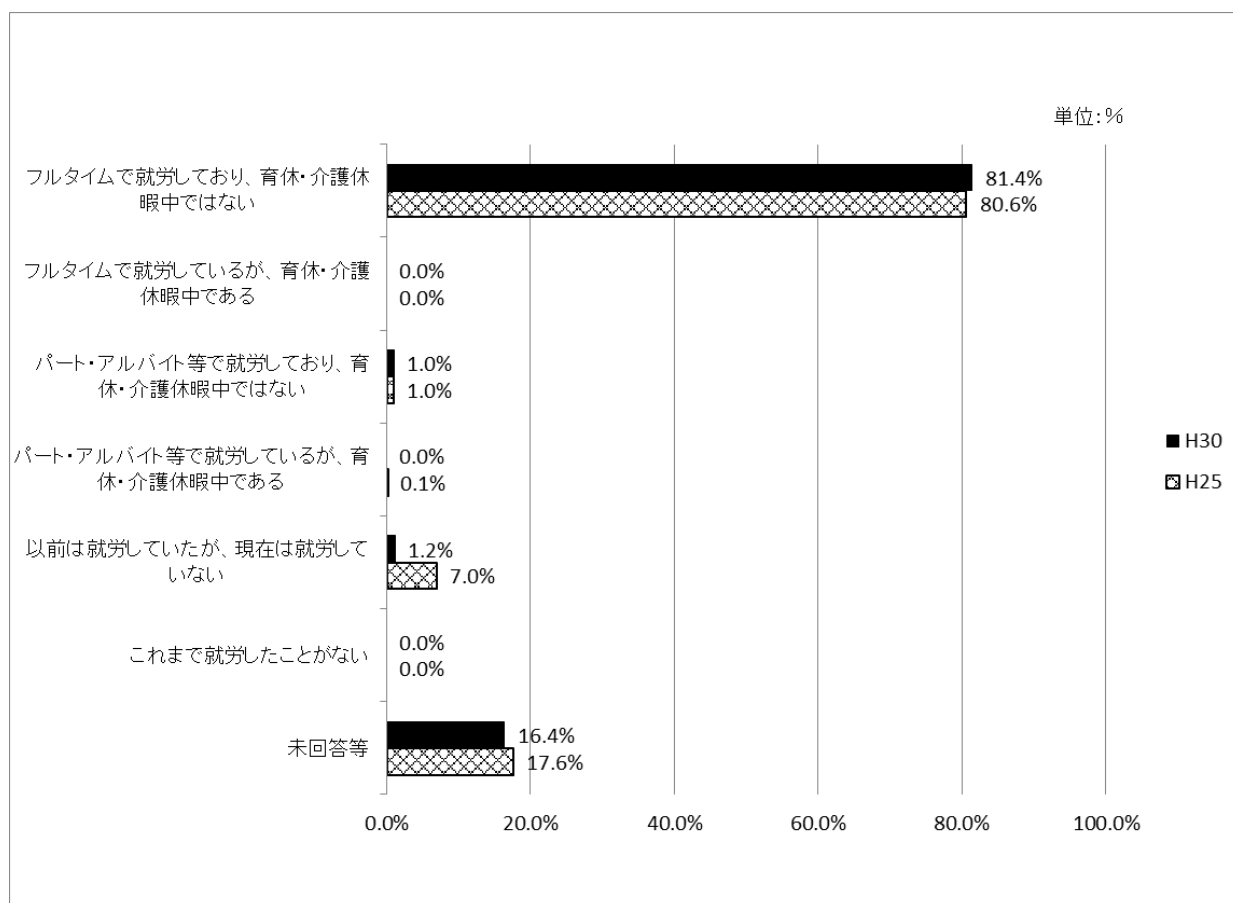
【就学前児童調査】

n=778



【小学生調査】

n=677



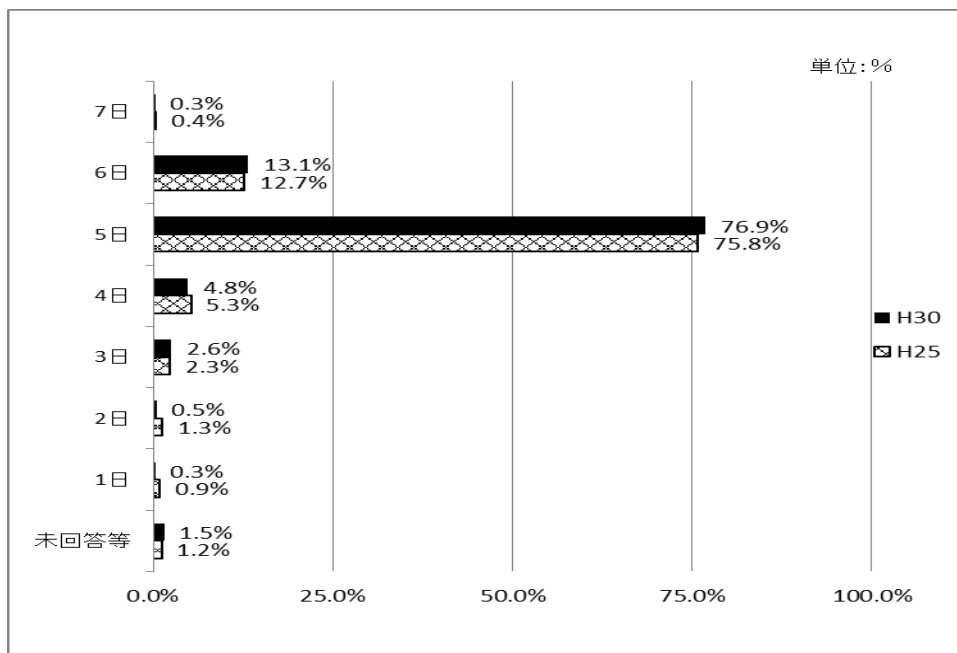
③父親、母親の就労日数（週当たり）

母親の週当たりの就労日数については、就学前児童調査では、「5日」が76.9%と最も高くなっており、次いで、「6日」が13.1%となっています。小学生調査においても、「5日」が74.8%と最も高くなっており、次いで、「6日」が14.8%となっています。

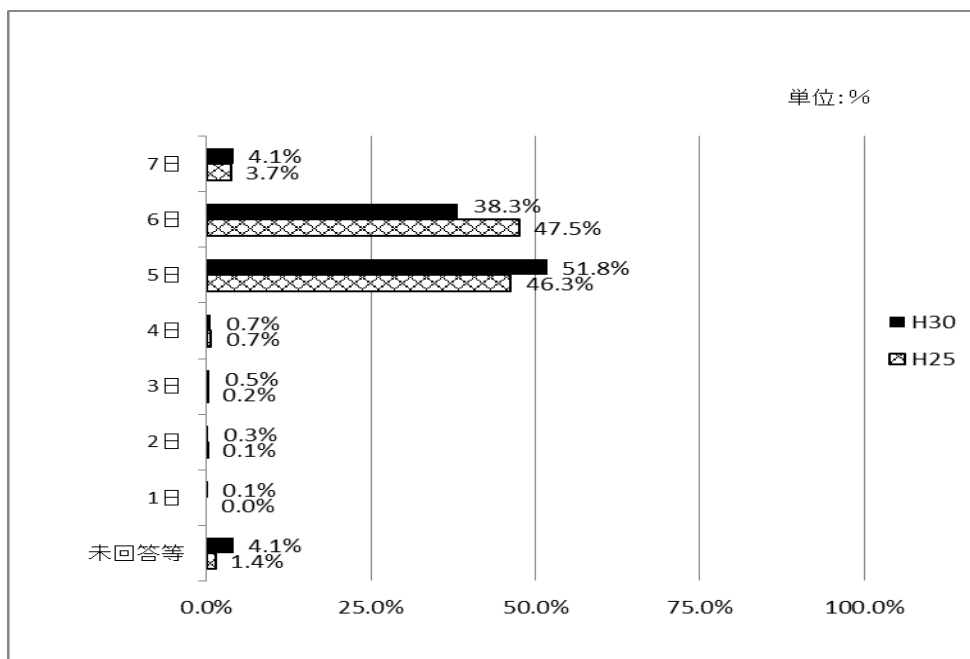
また、父親の週当たりの就労日数については、就学前児童調査では、「5日」が51.8%と最も高くなっており、次いで、「6日」が38.3%となっています。小学生調査では、「5日」が51.8%と最も高くなっており、次いで、「6日」が38.3%となっています。

【就学前児童調査】

母親 n=662



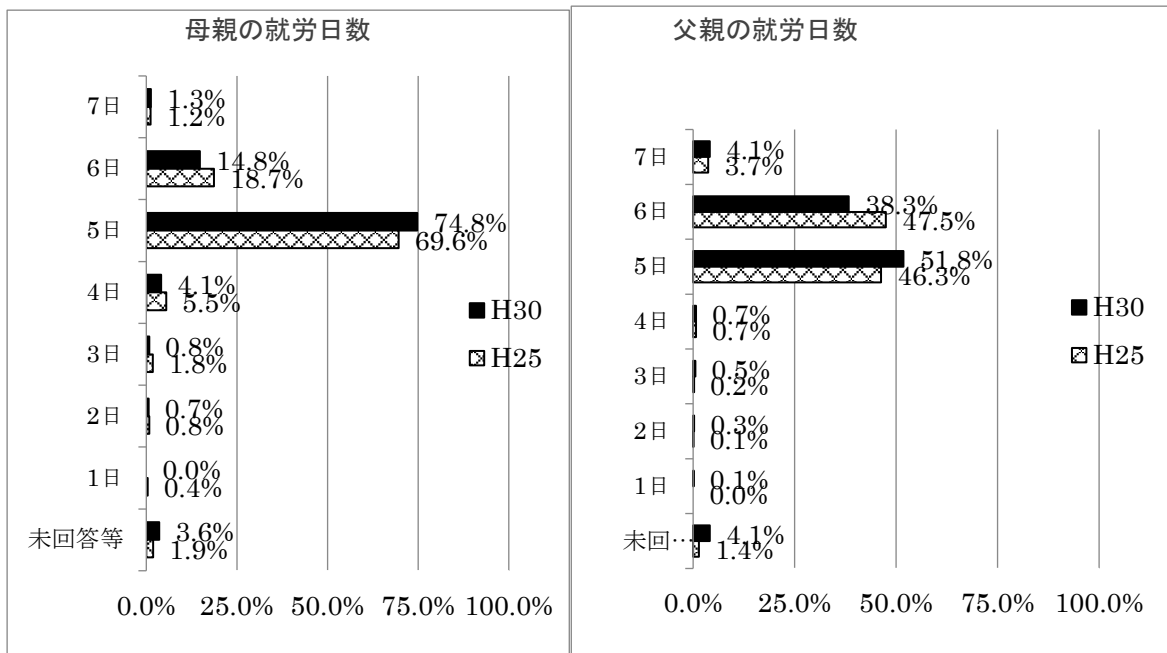
父親 n=728



【小学生調査】

n=614

n=558

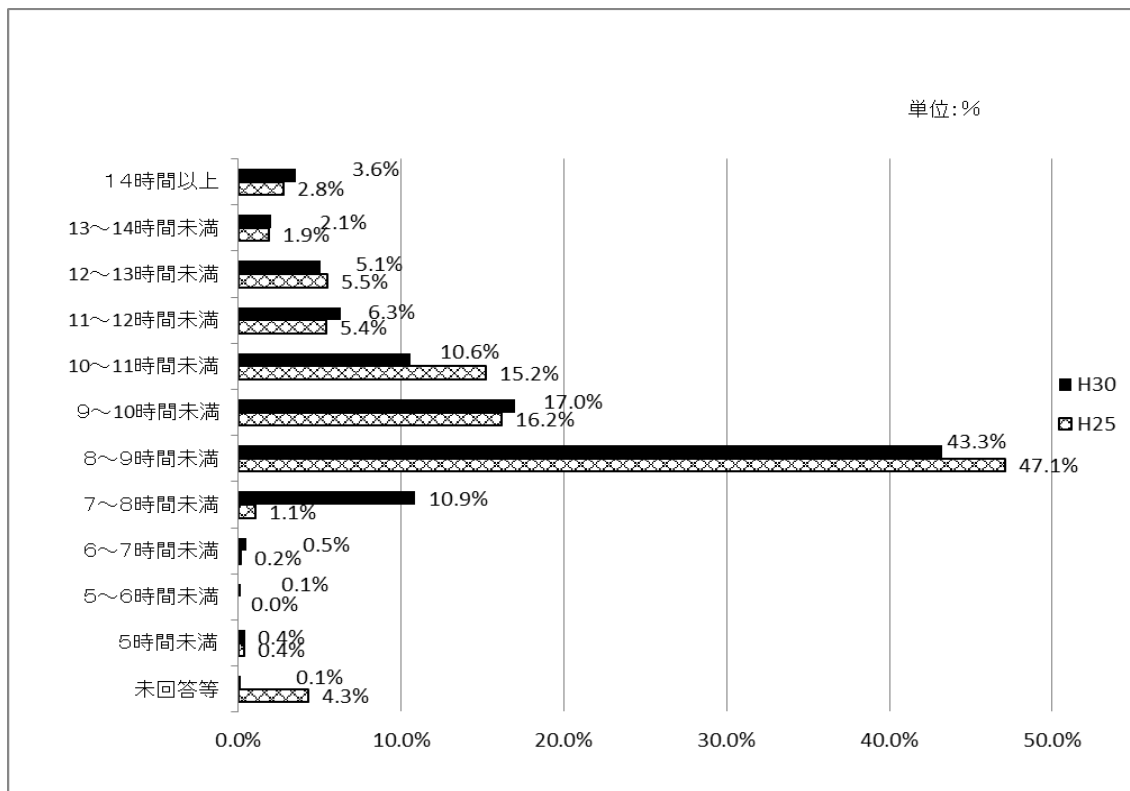


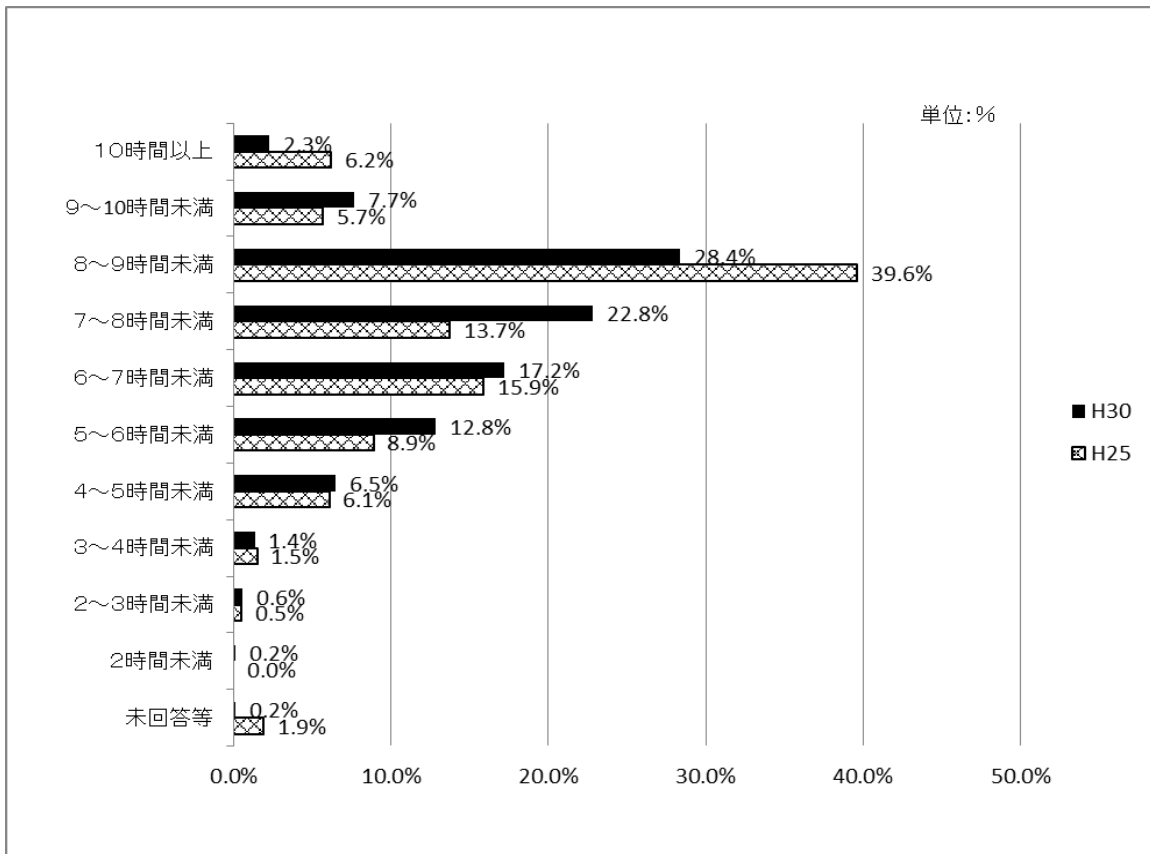
④父親、母親の1日の平均就労時間

就学前児童の父については、「8時間から9時間」が43.3%と最も高く、『9時間以上』が全体の4割以上となっています。母については、「8時間から9時間」が全体の28.4%と最も高く、『8時間未満』が全体の6割以上となっています。

【就学前児童調査】

父親 n=728

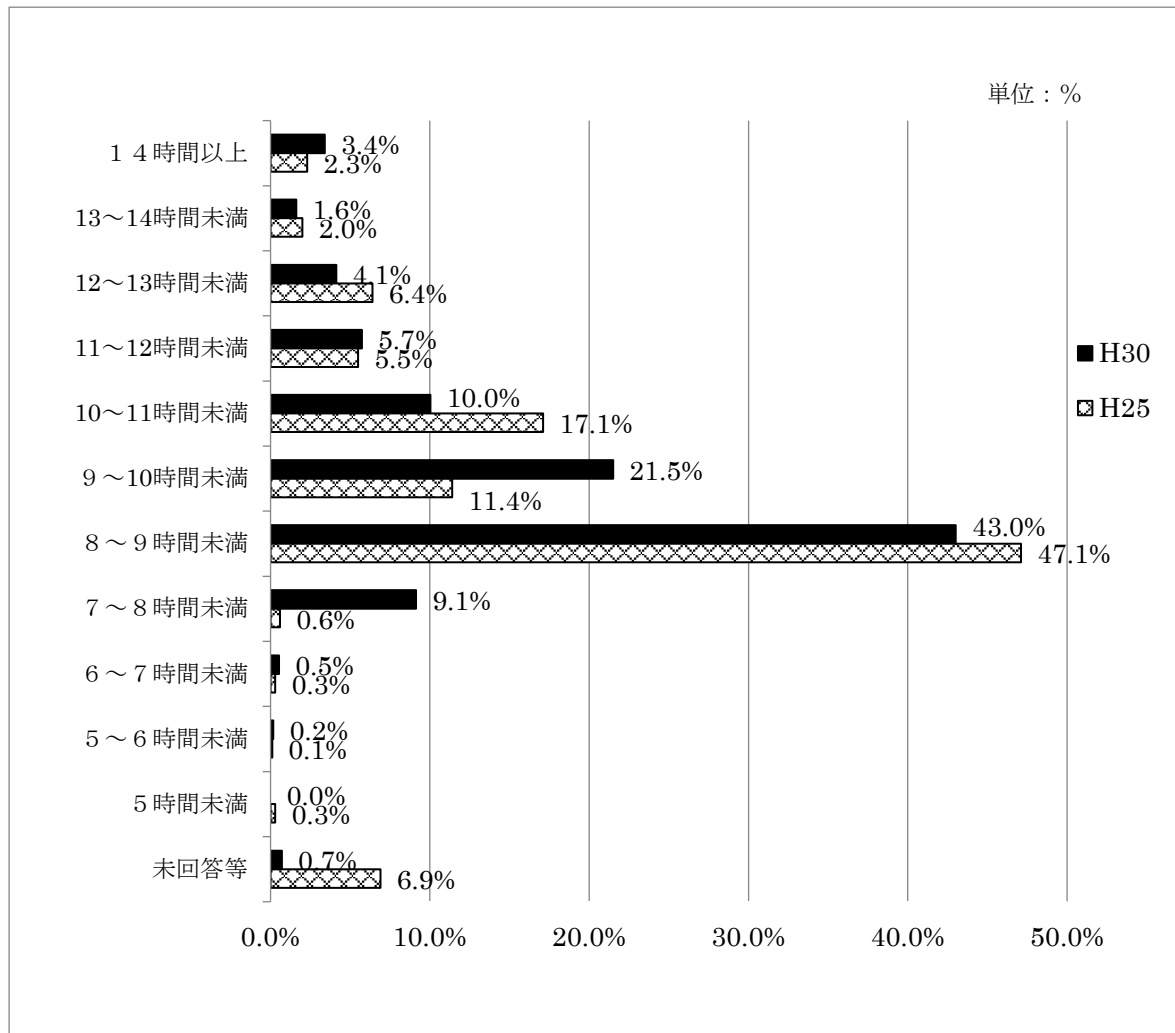




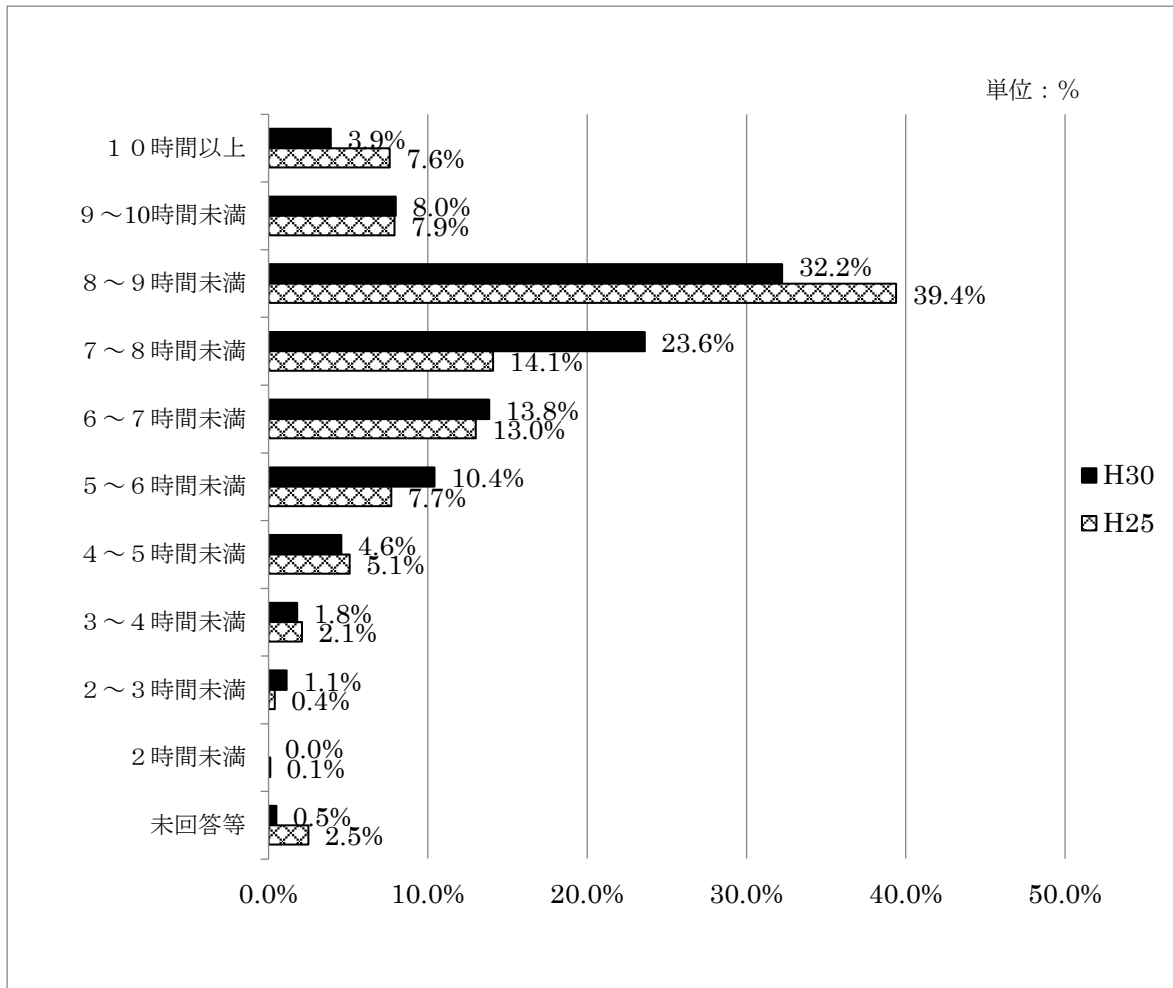
小学生の父親については、「8 時間から 9 時間」が 43.0%と最も高く、『9 時間以上』が全体の 4 割以上となっています。母親については、「8 時間から 9 時間」が全体の 32.2%と最も高く、『8 時間未満』が全体の 5 割以上となっています。

【小学生調査】

父親 n=558



母親 n=614



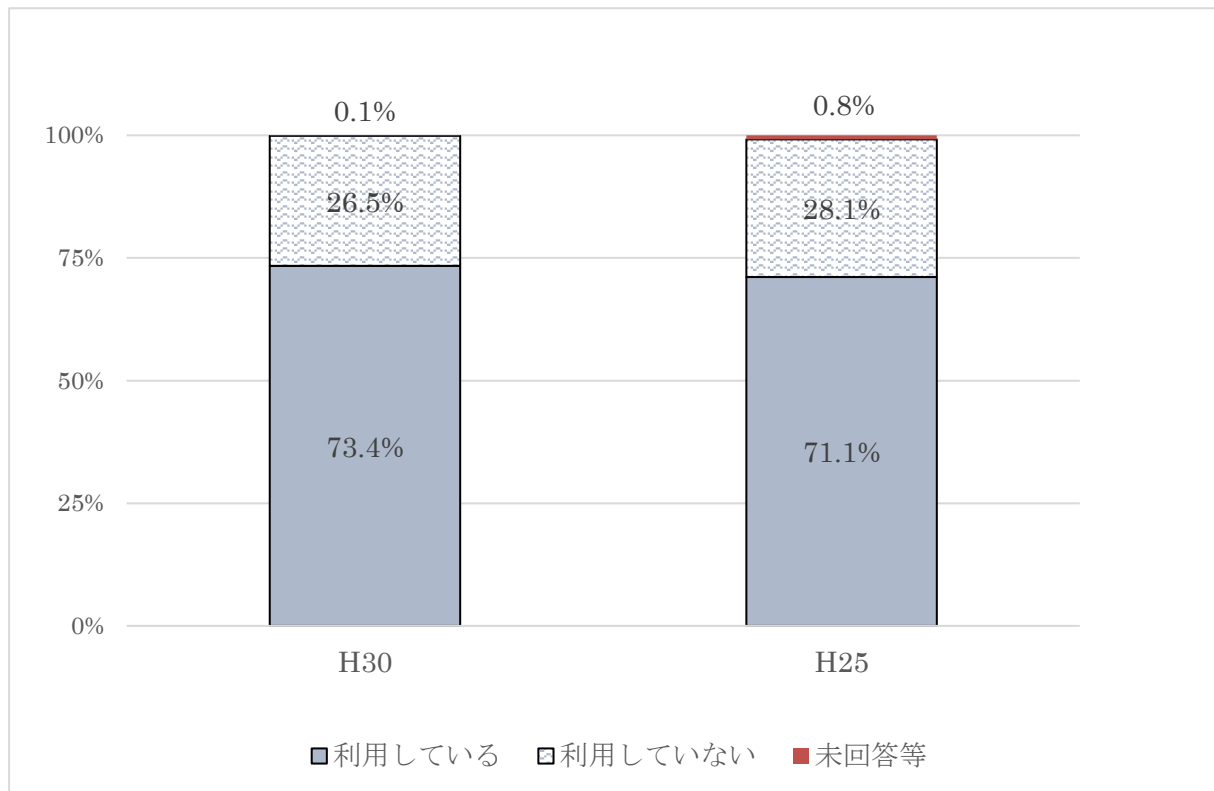
(5) 平日（日中）の定期的な教育・保育事業の利用について

①利用の有無

就学前児童の7割以上が平日（日中）何らかの定期的な教育・保育事業を利用しています。

【就学前児童調査】

n=778

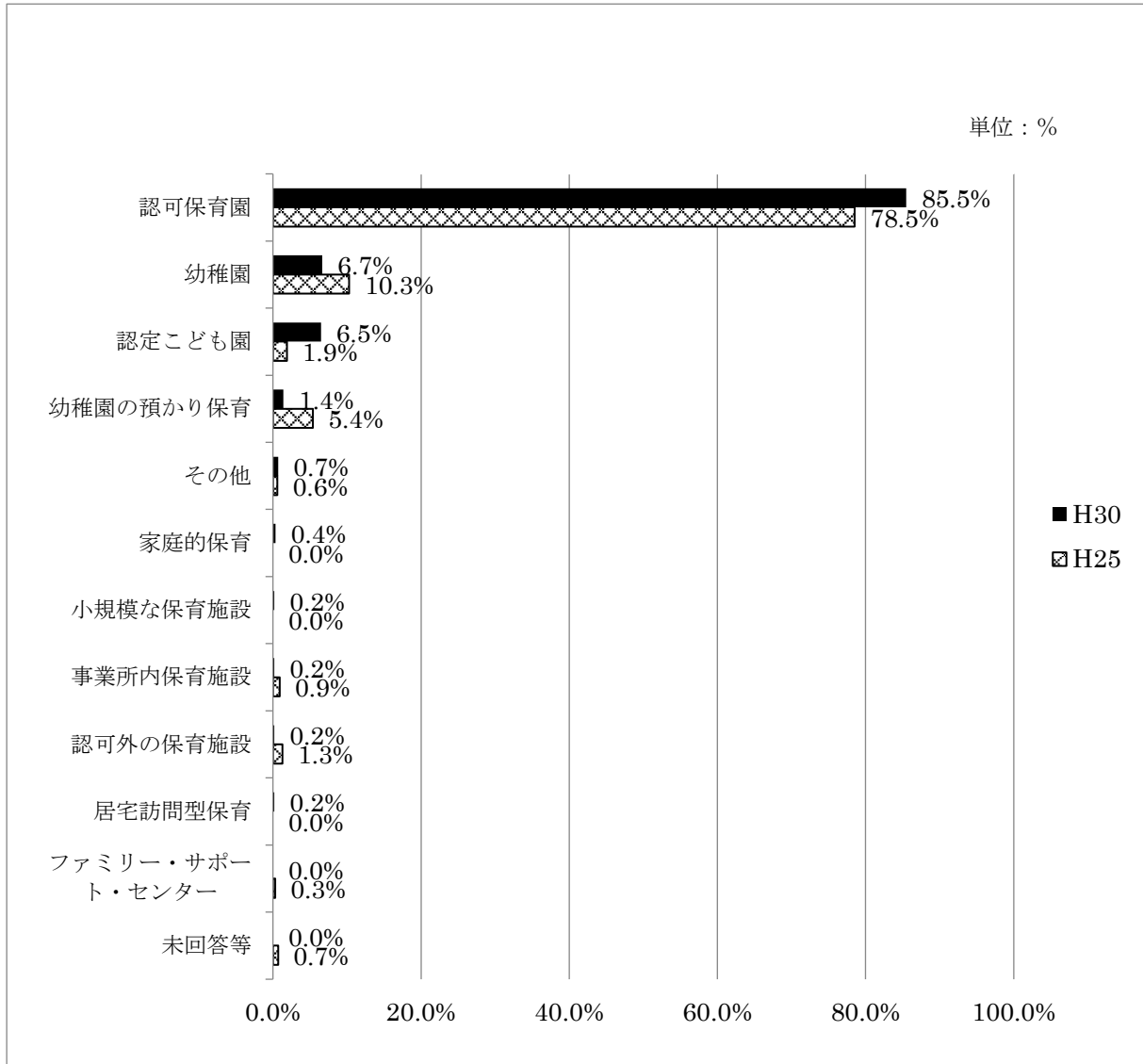


②主に利用している教育・保育事業

平日日中の定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答した方のうち現在利用している事業としては、「認可保育園」が85.5%と最も高く、次いで、「幼稚園」(6.7%)、「認定こども園」(6.5%)の順になっています。

【就学前児童調査】

n=571

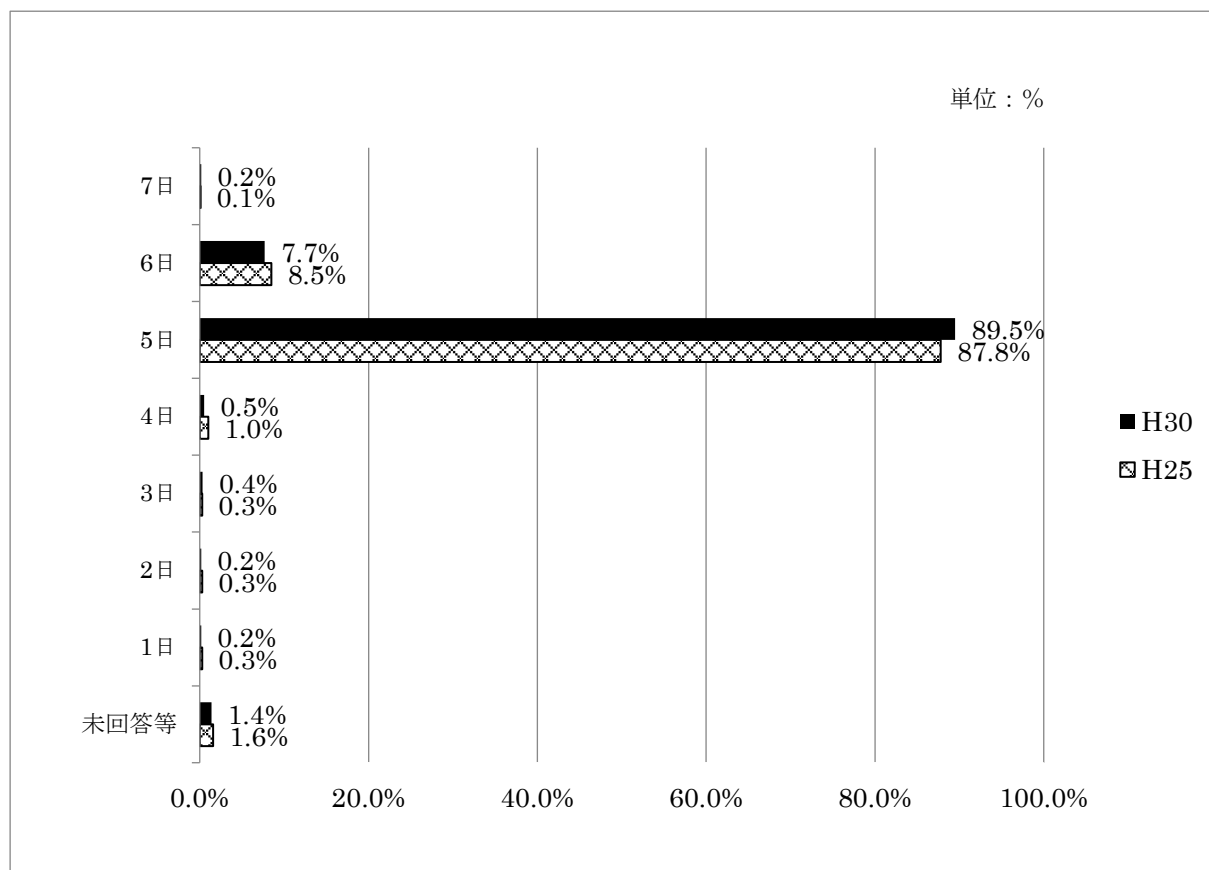


③教育・保育事業の利用日数

就学前児童調査における教育・保育事業の利用日数は、「5日」が89.5%と最も高く、次いで、「6日」が7.7%となっています。

【就学前児童調査】

n=571



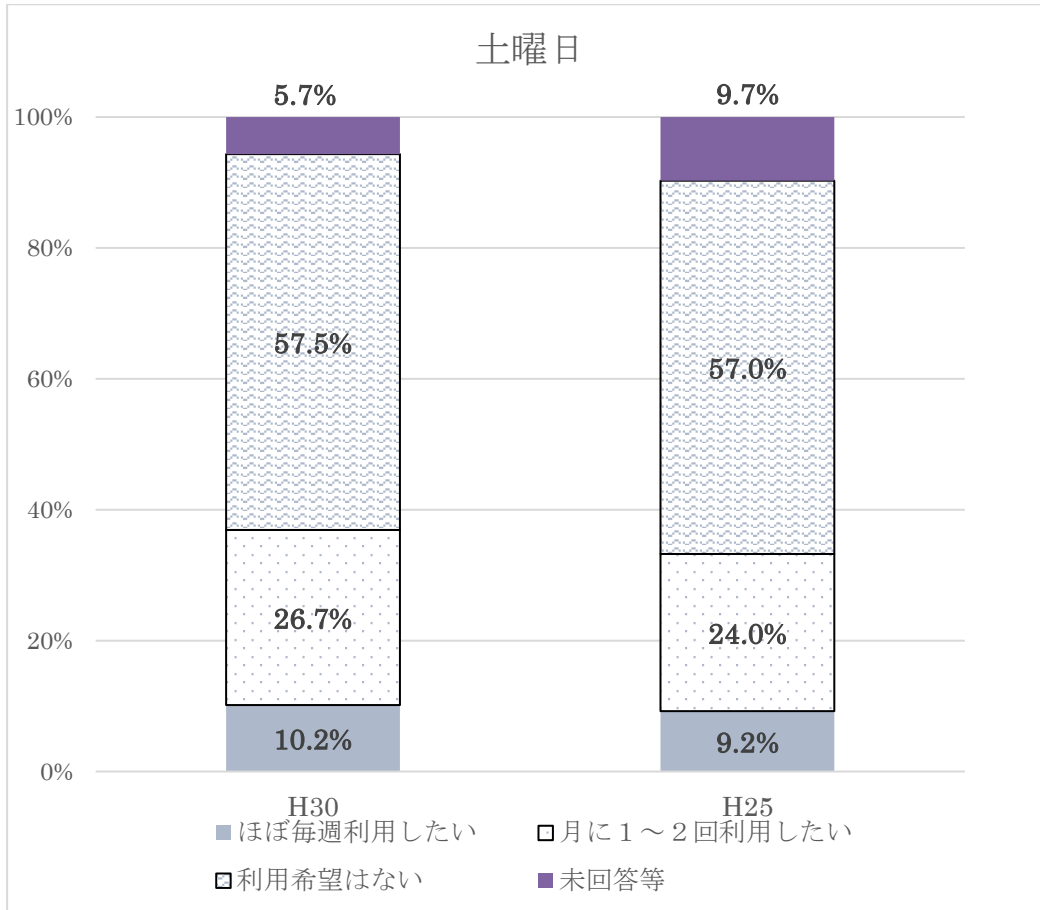
(6) 土曜、日曜や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用について

①土曜の利用希望の有無

土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望としては、「月に1～2回利用したい」が26.7%で、「ほぼ毎週利用したい」(10.2%)を合わせた『利用したい』が36.9%となっています。また「利用希望はない」は57.5%となっています。

【就学前児童調査】

n=778

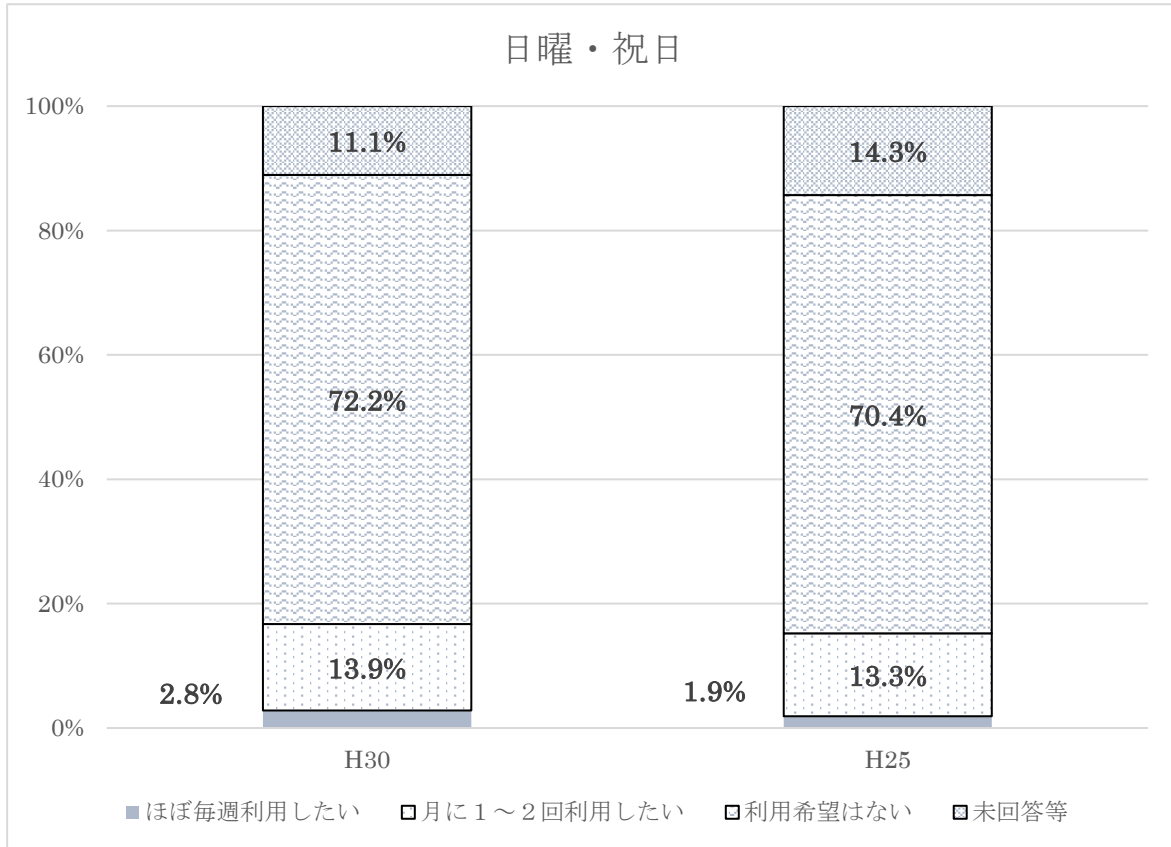


②日曜・祝日の利用希望の有無

日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望としては、「月に1～2回利用したい」(13.9%)と「ほぼ毎週利用したい」(2.8%)を合わせた『利用したい』が16.7%となっています。また「利用希望はない」は72.2%となっています。

【就学前児童調査】

n=778

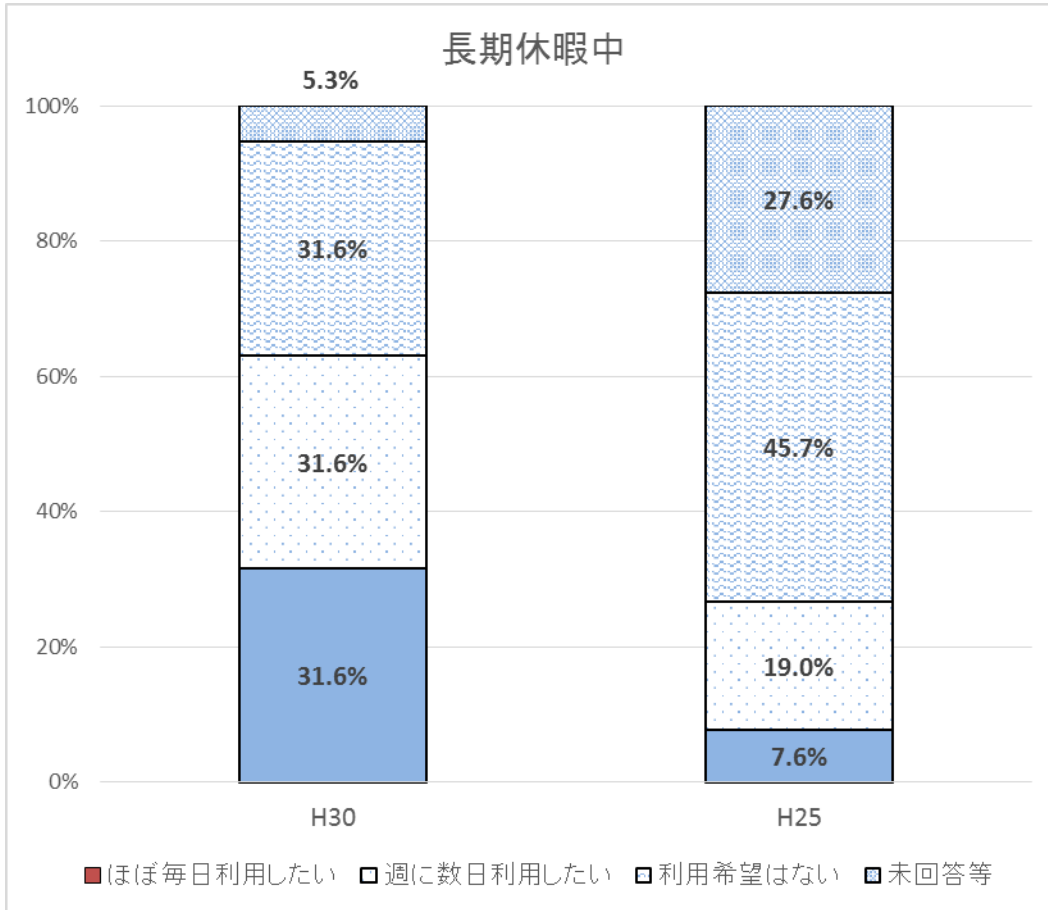


③長期休暇中の利用希望の有無（幼稚園利用者のみ）

幼稚園利用者における、長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望としては、「週に数日利用したい」（31.6%）と「ほぼ毎日利用したい」（31.6%）を合わせた『利用したい』が約3分の2となっています。また、「利用希望はない」は3割を超えています。

【就学前児童調査】

n=38



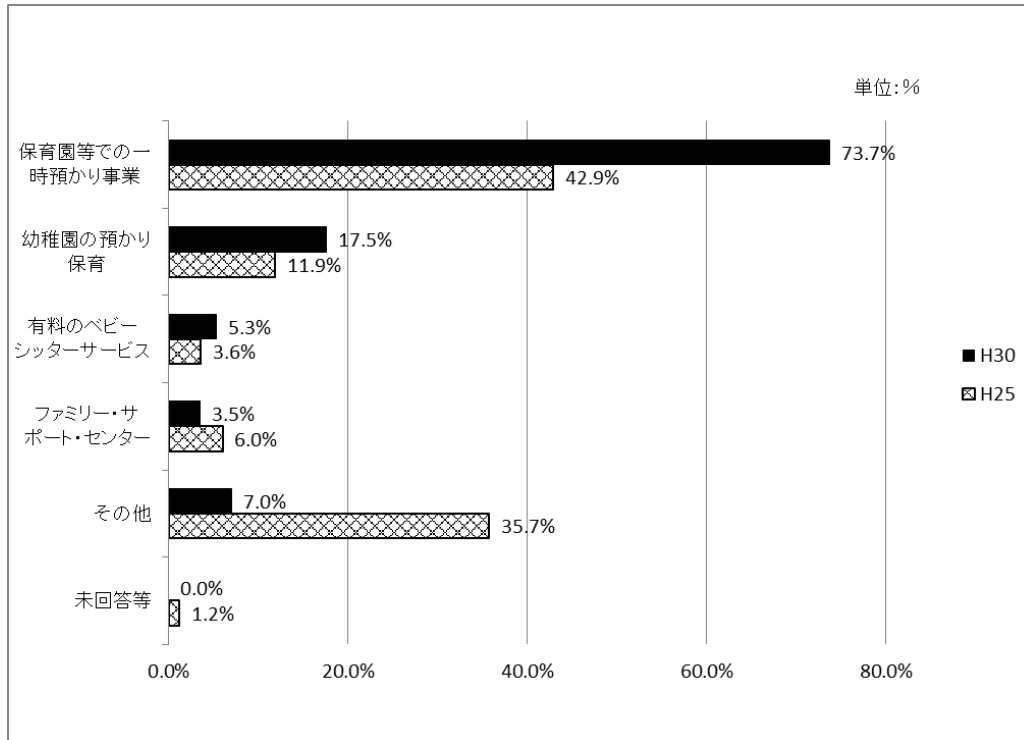
(7) 不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用について

①利用した事業

親の通院や不定期の就労等で不定期の教育・保育サービスを利用した方が利用した事業については、「保育園での一時預かり事業」が73.7%で最も高く、次いで、「幼稚園の預かり保育」(17.5%)、「有料のベビーシッターサービス」(5.3%)が続いています。

【就学前児童調査】

n=57

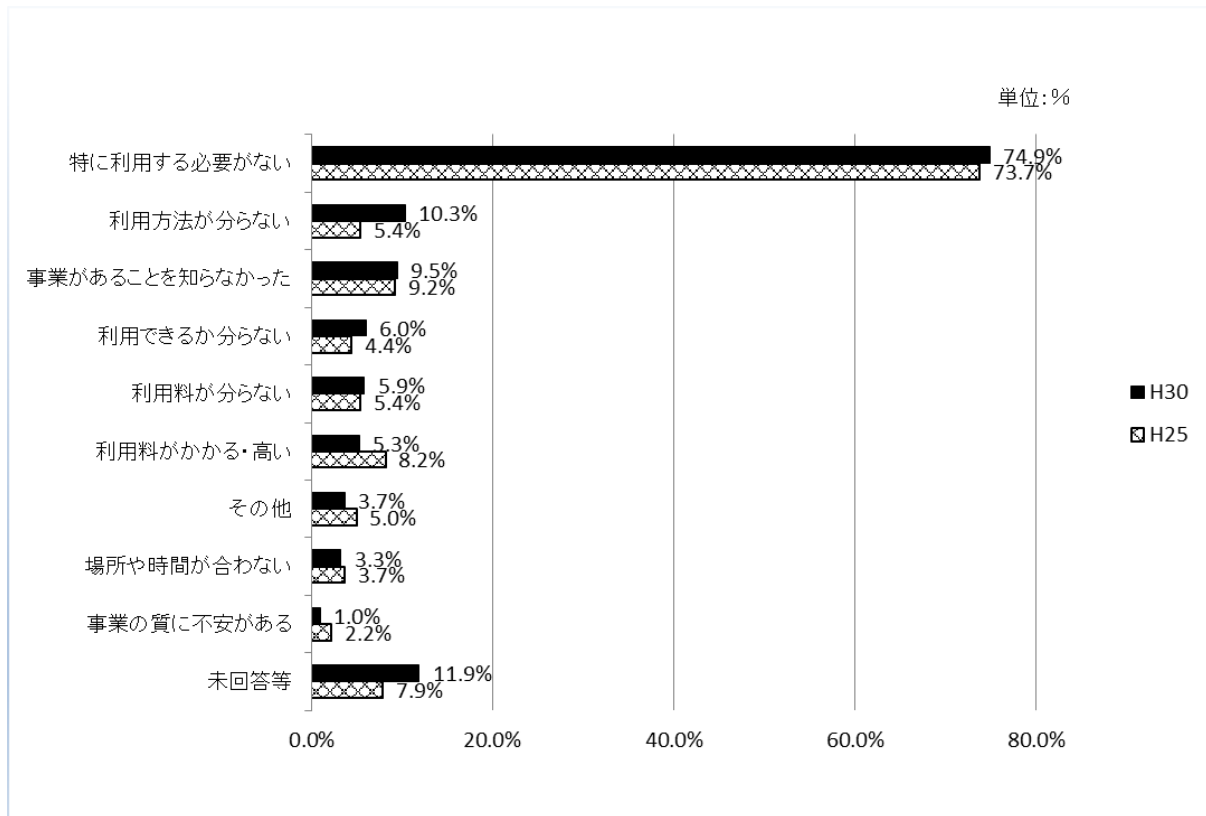


②利用しなかった理由

不定期の教育・保育サービスを利用しなかった理由としては、「特に利用する必要がない」が(74.9%)と最も高く、「利用方法が分からない」(10.3%)、「事業があることを知らなかった」(9.5%)が続いています。

【就学前児童調査】

n=696



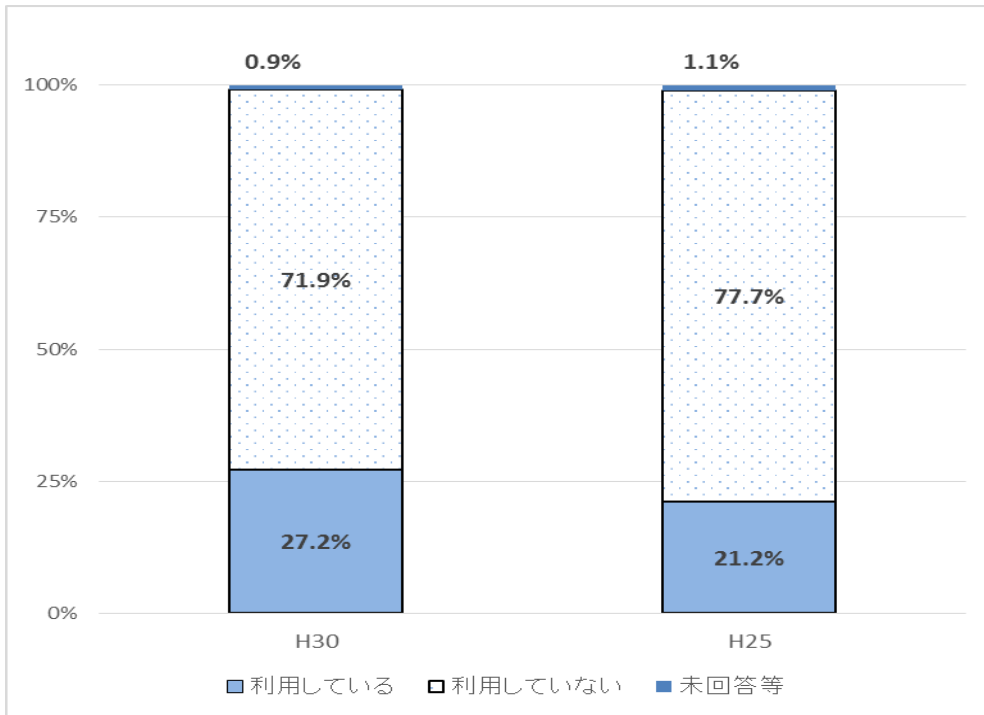
(8) 地域子育て支援拠点施設の利用について

①利用の有無

地域子育て支援拠点施設について、「利用している」は27.2%で、「利用していない」は71.9%となっています。

【就学前児童調査】

n=778

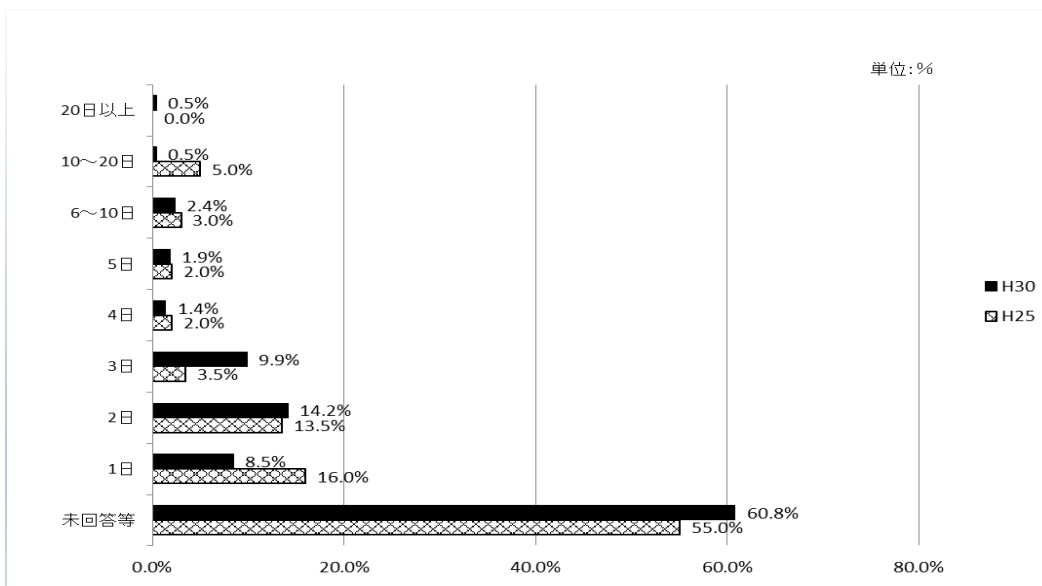


②利用回数(一月あたり)

地域子育て支援拠点施設を利用している方の一月あたりの利用回数は、「2日」が14.2%と最も多く、次いで、「3日」(14.2%)、「1日」(8.5%)が続いています。

【就学前児童調査】

n=212

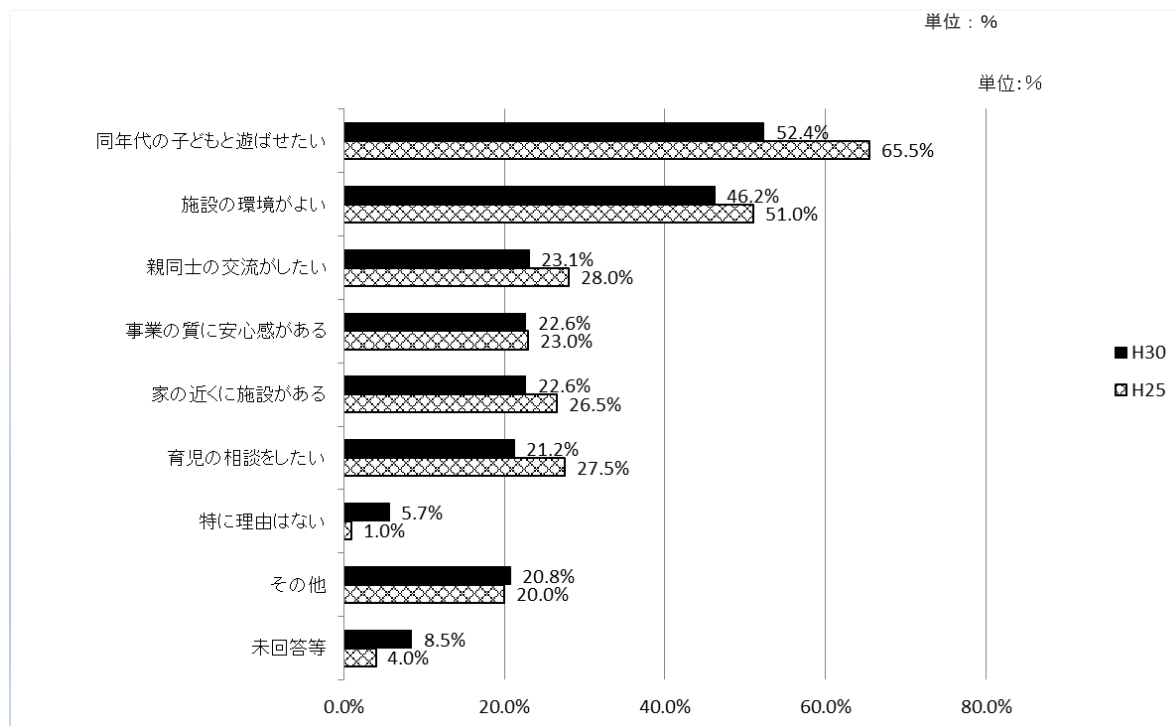


③利用している理由

地域子育て支援拠点施設を利用している方の利用している理由としては、「同年代の子どもと遊ばせたい」が52.4%と最も高く、次いで、「施設の良い環境」(46.2%)、「親同士の交流がしたい」(23.1%)が続いています。

【就学前児童調査】

n=212

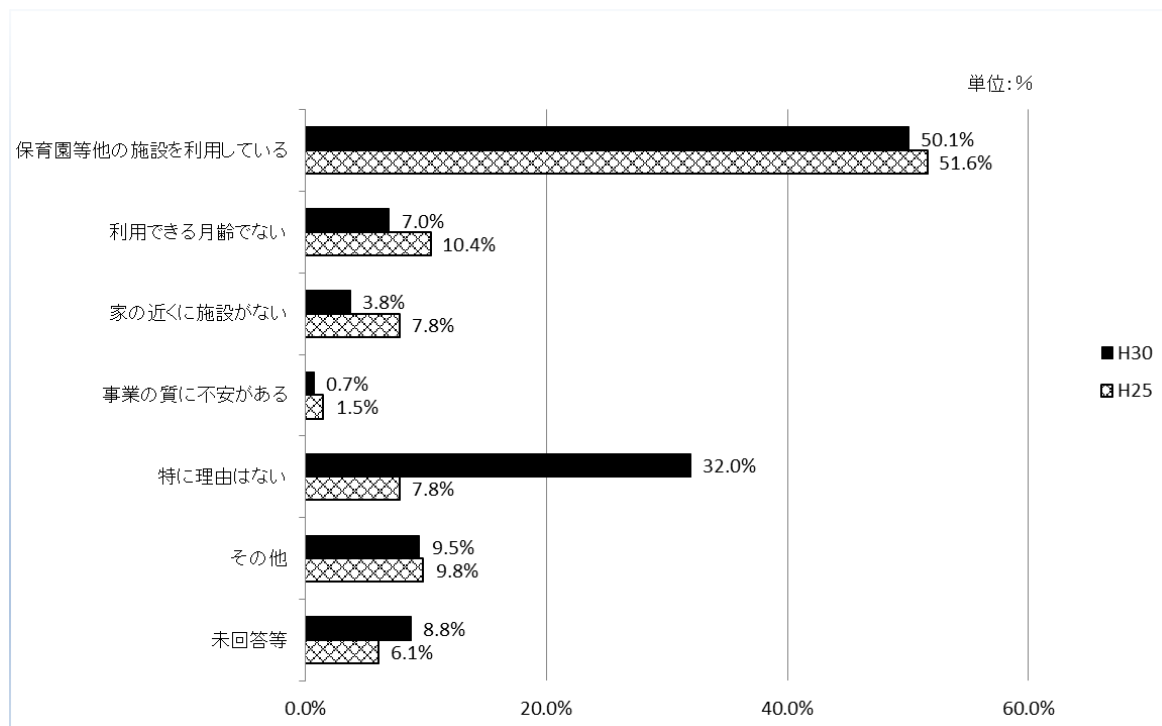


④利用していない理由

地域子育て支援拠点施設を利用していない方の利用していない理由としては、「保育園等他の施設を利用している」が50.1%と最も高く、次いで、「特に理由はない」(32.0%)「利用できる月齢ではない」(7.0%)が続いています。

【就学前児童調査】

n=559



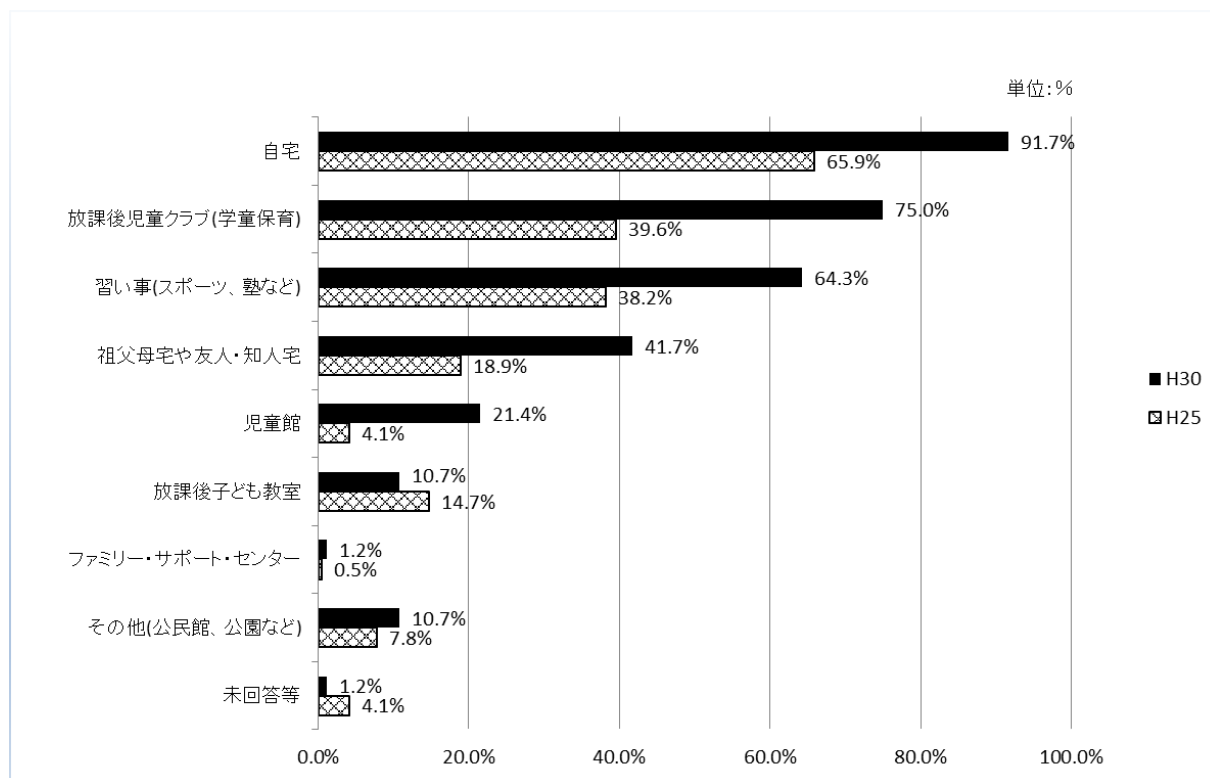
(9) 放課後の過ごし方について

①放課後を過ごす場所

就学前児童調査での小学校就学後における放課後の過ごし方としては、「自宅」が最も多く、91.7%となっており、次いで、「放課後児童クラブ」(75.0%)、「習い事(スポーツ、塾など)」(64.3%)が続いています。

【就学前児童調査】

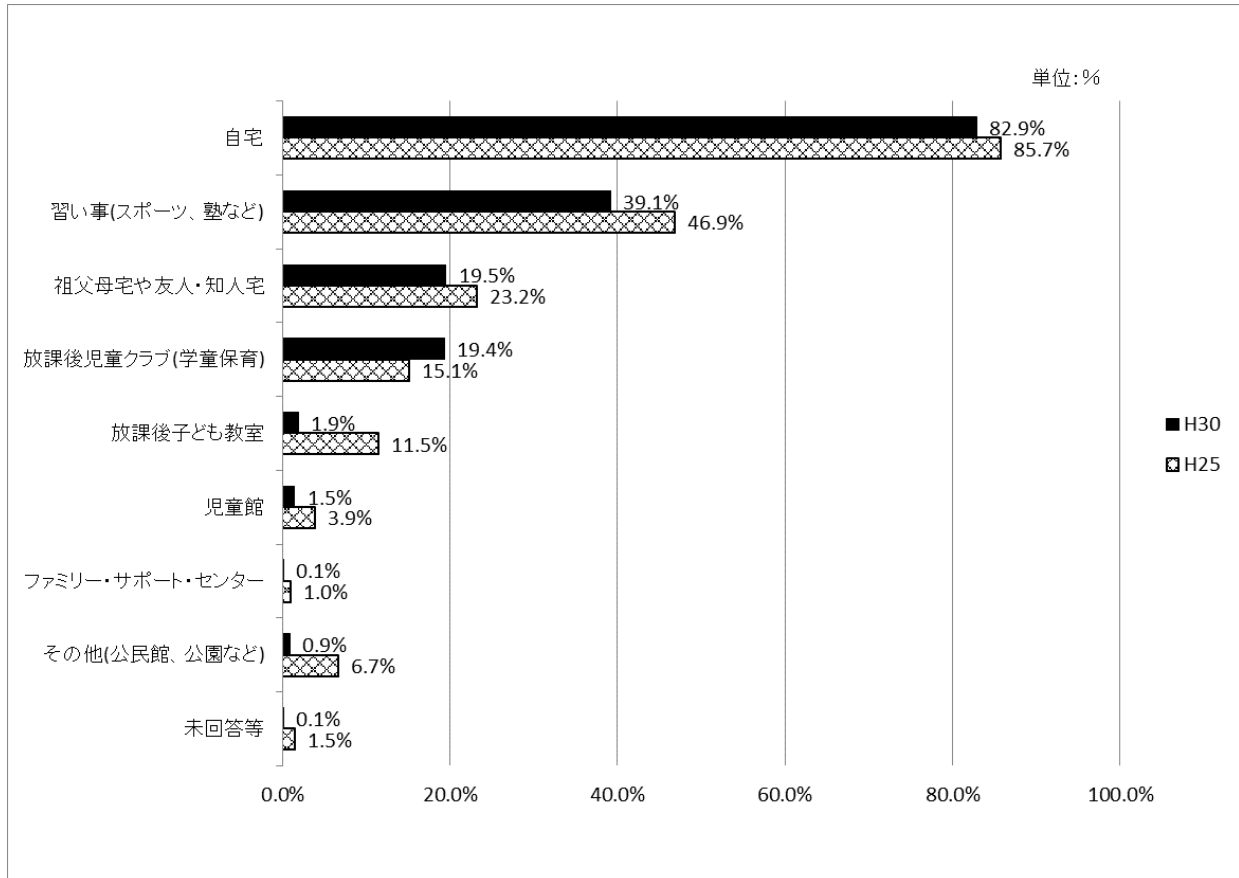
n=84



小学生調査における放課後を過ごす場所としては、「自宅」(82.9%)が最も多く、次いで、「習い事(スポーツ、塾など)」(39.1%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(19.5%)が続いています。

【小学生調査】

n=677



(10) 放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望について

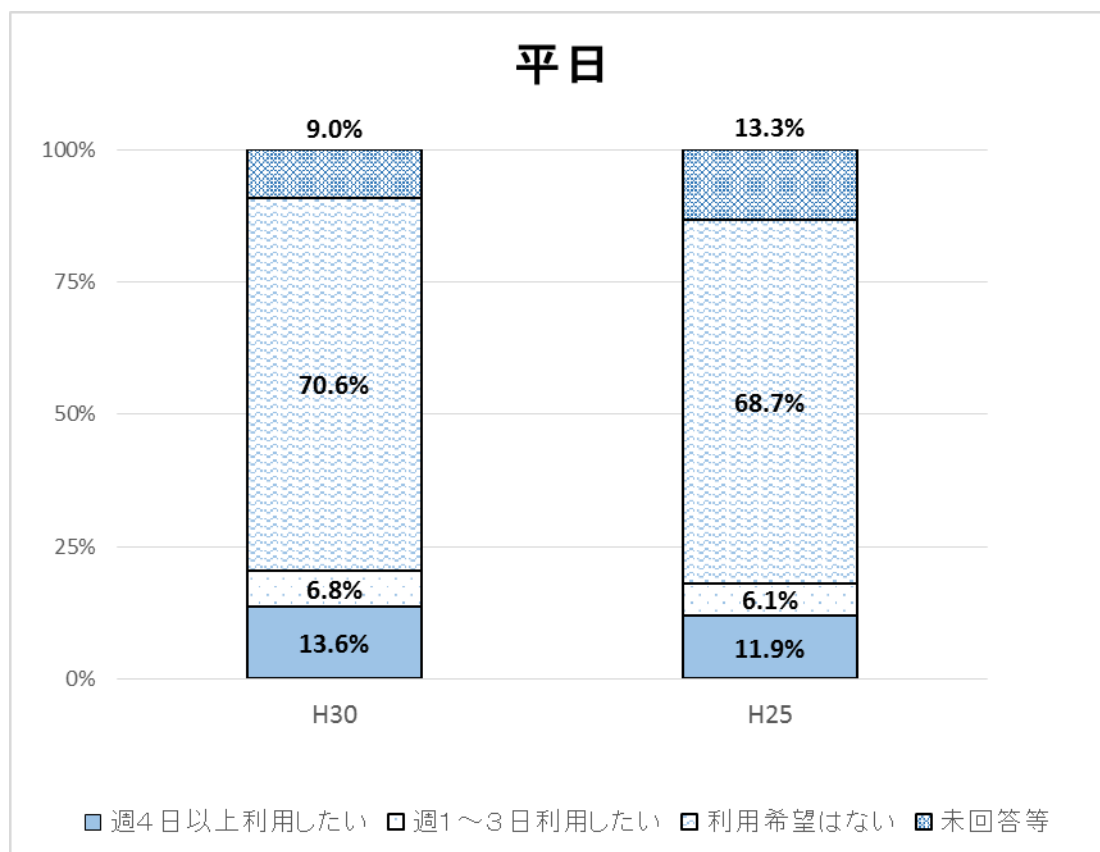
①平日の利用希望の有無（小学生調査のみ）

小学生調査における放課後児童クラブ（学童保育）の平日の利用希望としては、「週4日以上利用したい」（13.6%）、「週1～3日利用したい」（6.8%）を合わせた『利用したい』が2割を越え、「利用希望はない」は、70.6%となっています。

なお、未回答等が、9.0%となっています。

【小学生調査】

n=677

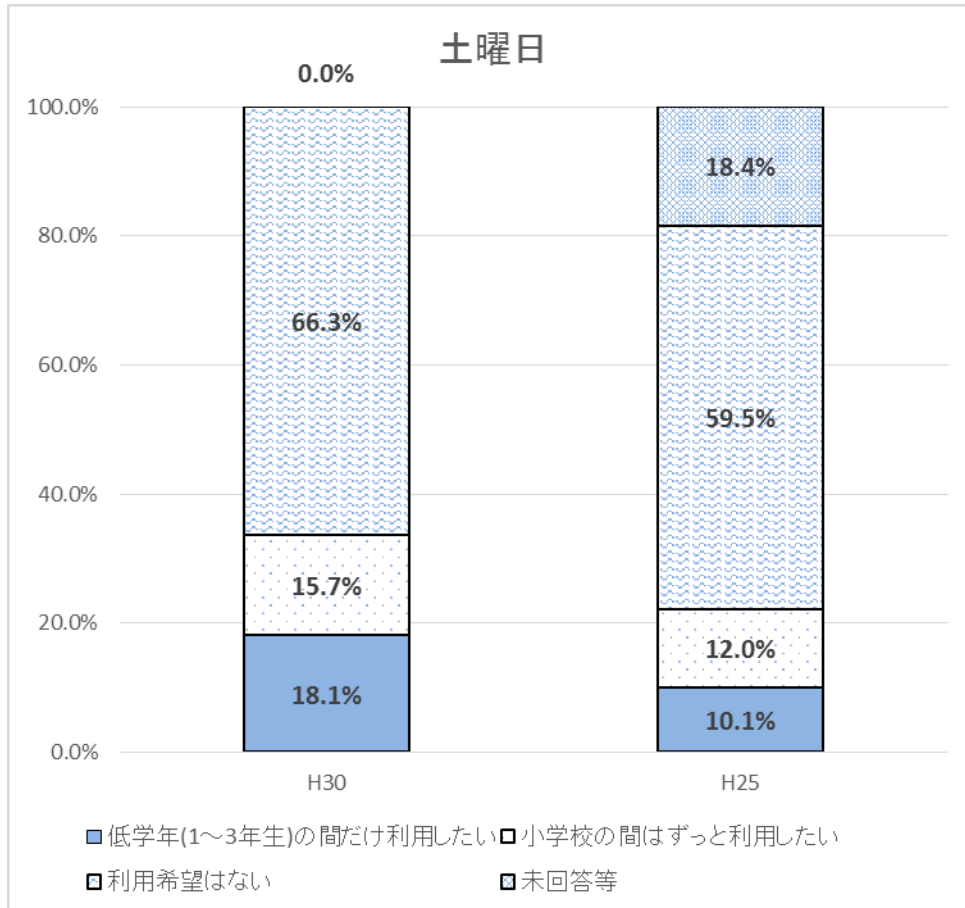


②土曜の利用希望の有無

就学前児童調査における放課後児童クラブ（学童保育）の土曜の利用希望としては、「低学年（1～3年生）の間だけ利用したい」、「小学校の間はずっと利用したい」を合わせた『利用したい』が、33.8%と、3割強となっています。また、「利用希望はない」は66.3%となっています。

【就学前児童調査】

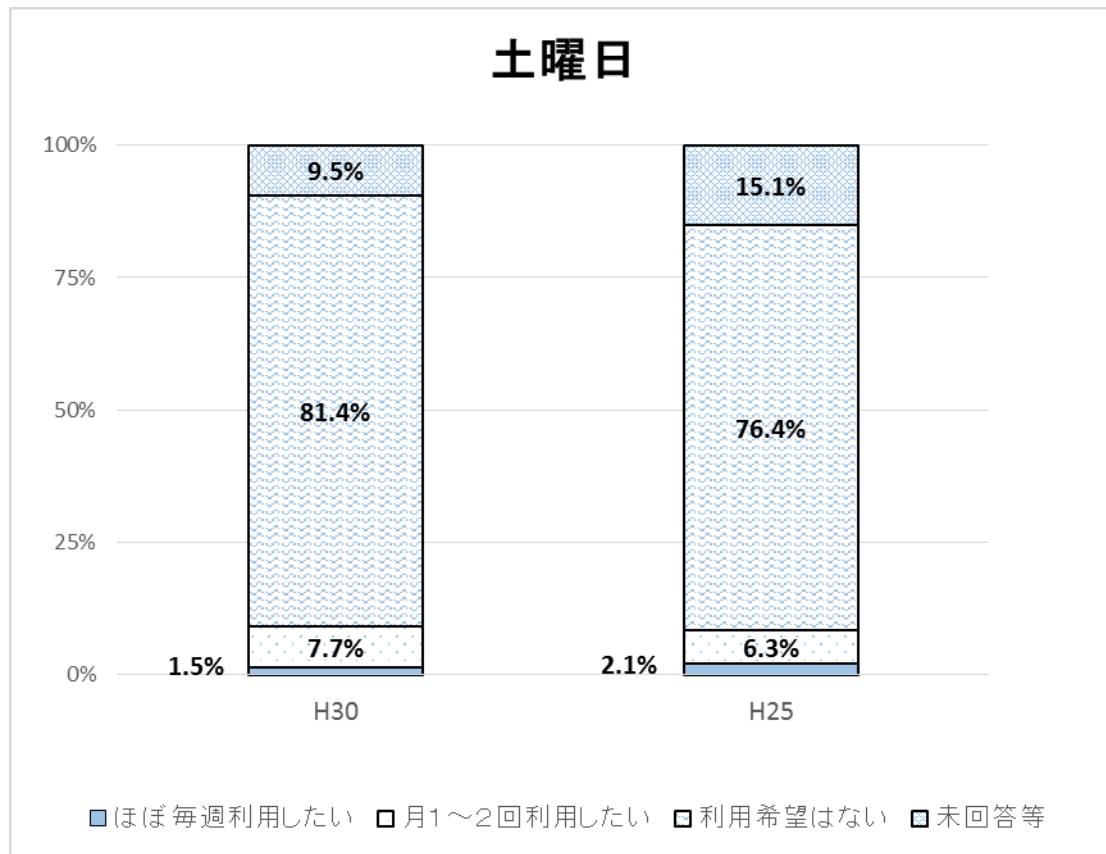
n=83



小学生調査における放課後児童クラブ（学童保育）の土曜の利用希望としては、「ほぼ毎週利用したい」（1.5%）、「月1～2回利用したい」（7.7%）を合わせた『利用したい』が9.2%と、1割弱となっています。また「利用希望はない」は、81.4%となっています。

【小学生調査】

n=677

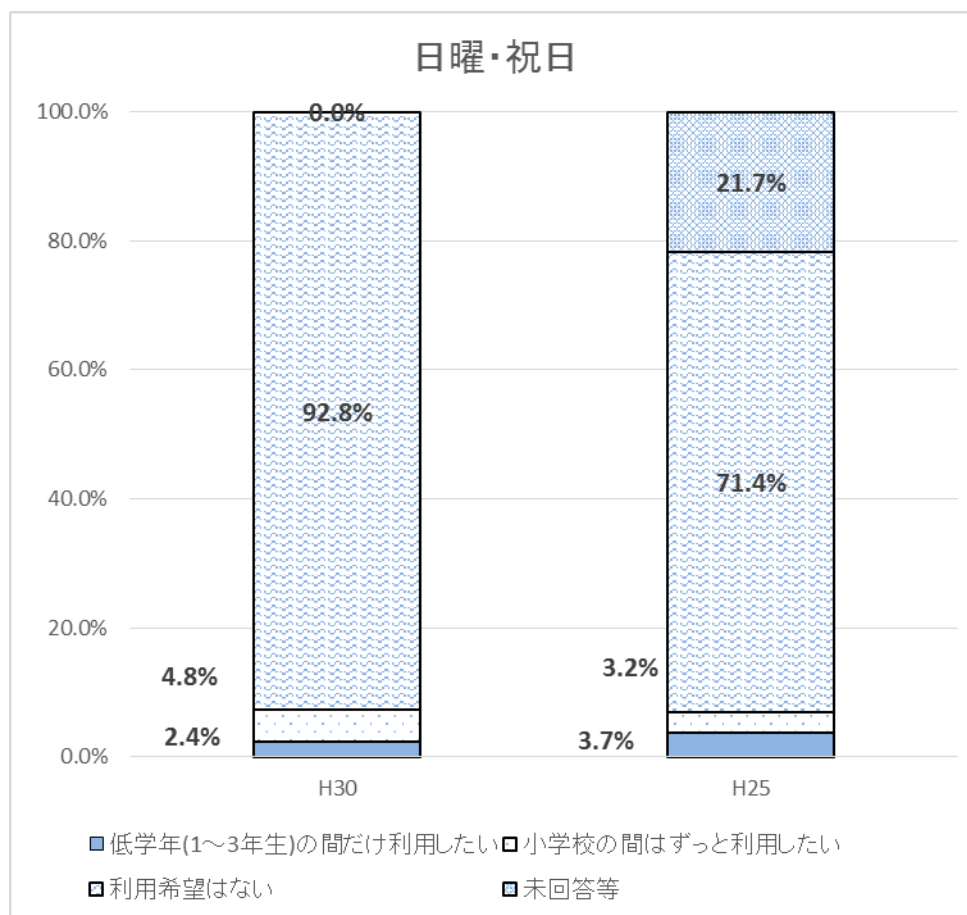


③日曜、祝日の利用希望の有無

就学前児童調査における放課後児童クラブ（学童保育）の日曜、祝日の利用希望としては、「低学年（1～3年生）の間だけ利用したい」（2.4%）、「小学校の間はずっと利用したい」（4.8%）を合わせた『利用したい』が、7.2%となっています。また、「利用希望はない」は92.8%となっています。

【就学前児童調査】

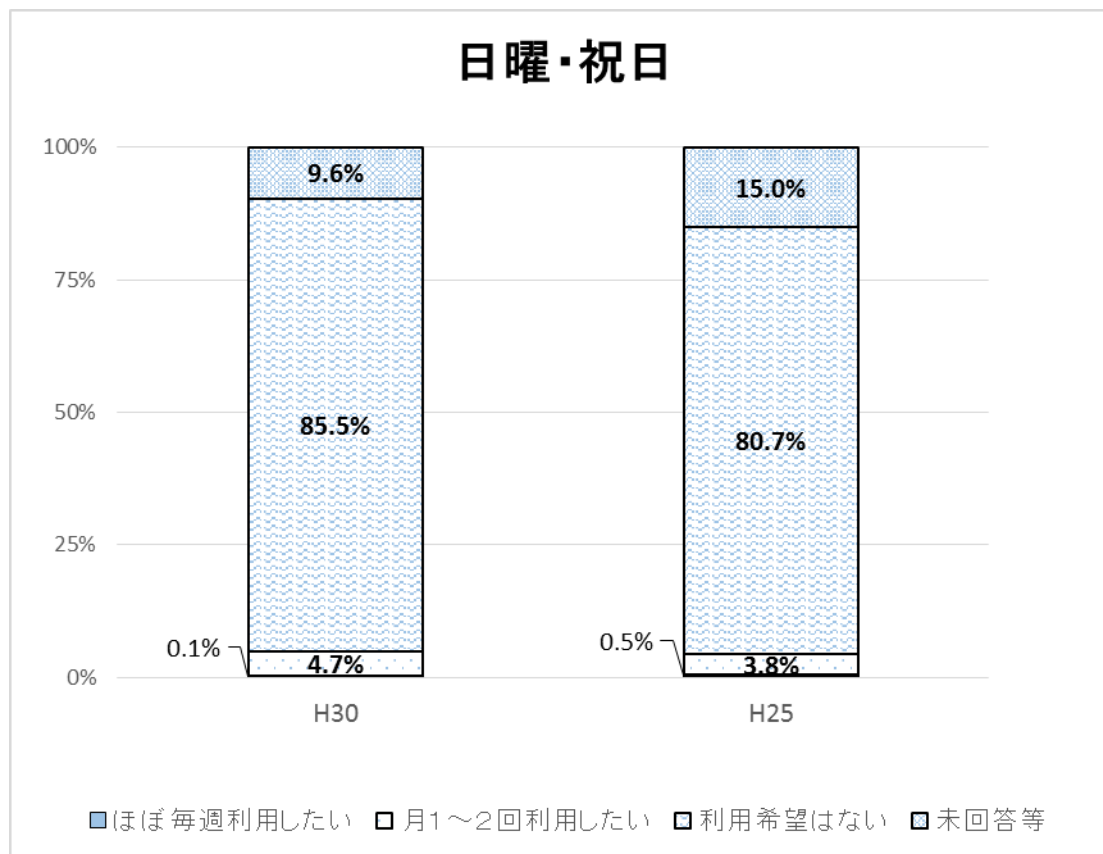
n=83



小学生調査における放課後児童クラブ（学童保育）の日曜、祝日の利用希望としては、「ほぼ毎週利用したい」（0.1%）、「月1～2回利用したい」（4.7%）を合わせた『利用したい』が4.8%となっています。また、「利用希望はない」は、85.5%となっています。

【小学生調査】

n=677

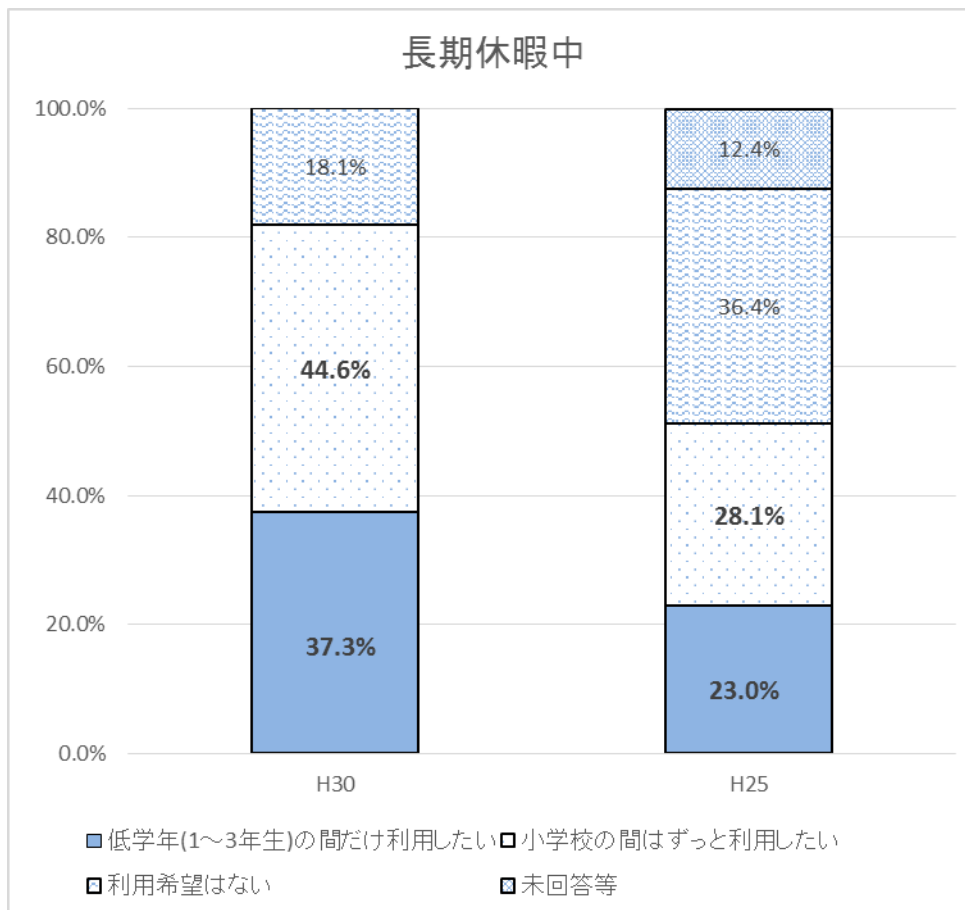


④長期休暇中の利用希望の有無

就学前児童調査における放課後児童クラブ（学童保育）の長期休暇中の利用希望としては、「低学年（1～3年生）の間だけ利用したい」（37.3%）、「小学校の間はずっと利用したい」（44.6%）を合わせた『利用したい』が、8割を超えています。また、「利用希望はない」は18.1%となっています。

【就学前児童調査】

n=83

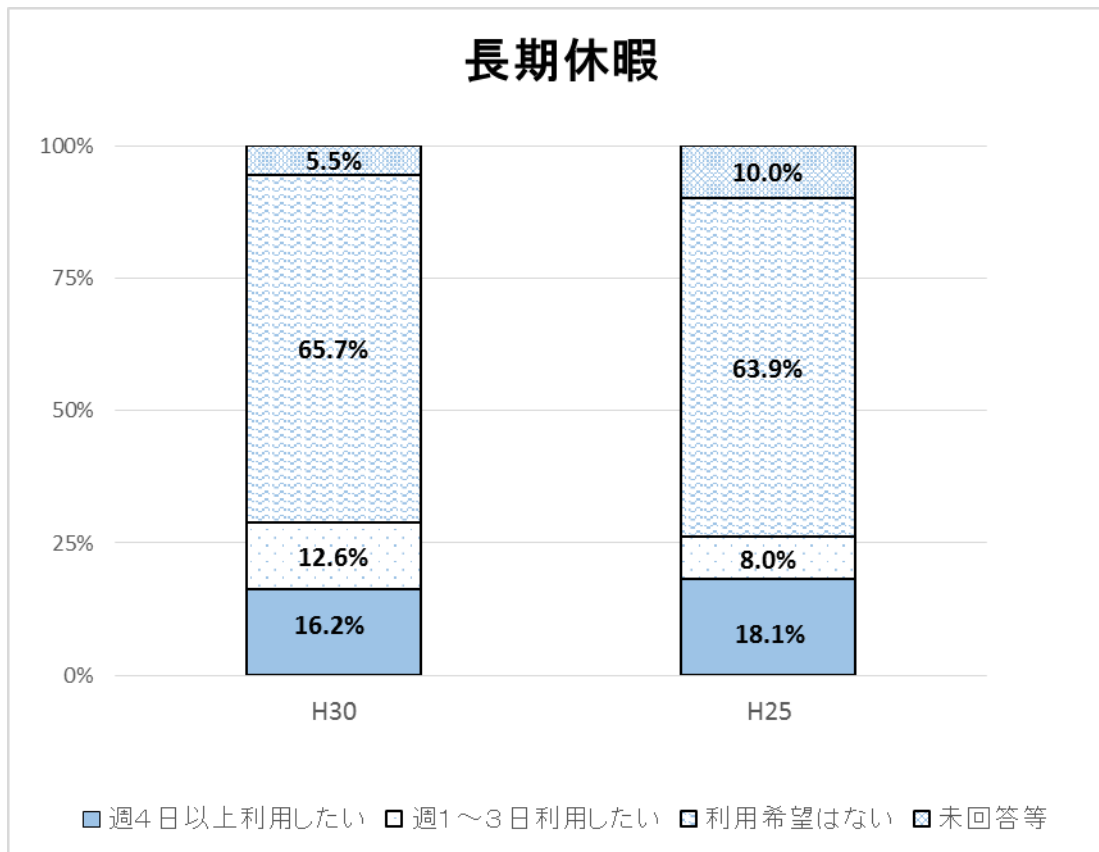


小学生調査における放課後児童クラブ（学童保育）の長期休暇中の利用希望としては、「週4日以上利用したい」（16.2%）、「週1～3回利用したい」（12.6%）を合わせた『利用したい』が28.8%と、3割弱となっています。また「利用希望はない」は、65.7%となっています。

なお、未回答等が、5.5%となっています。

【小学生調査】

n=677



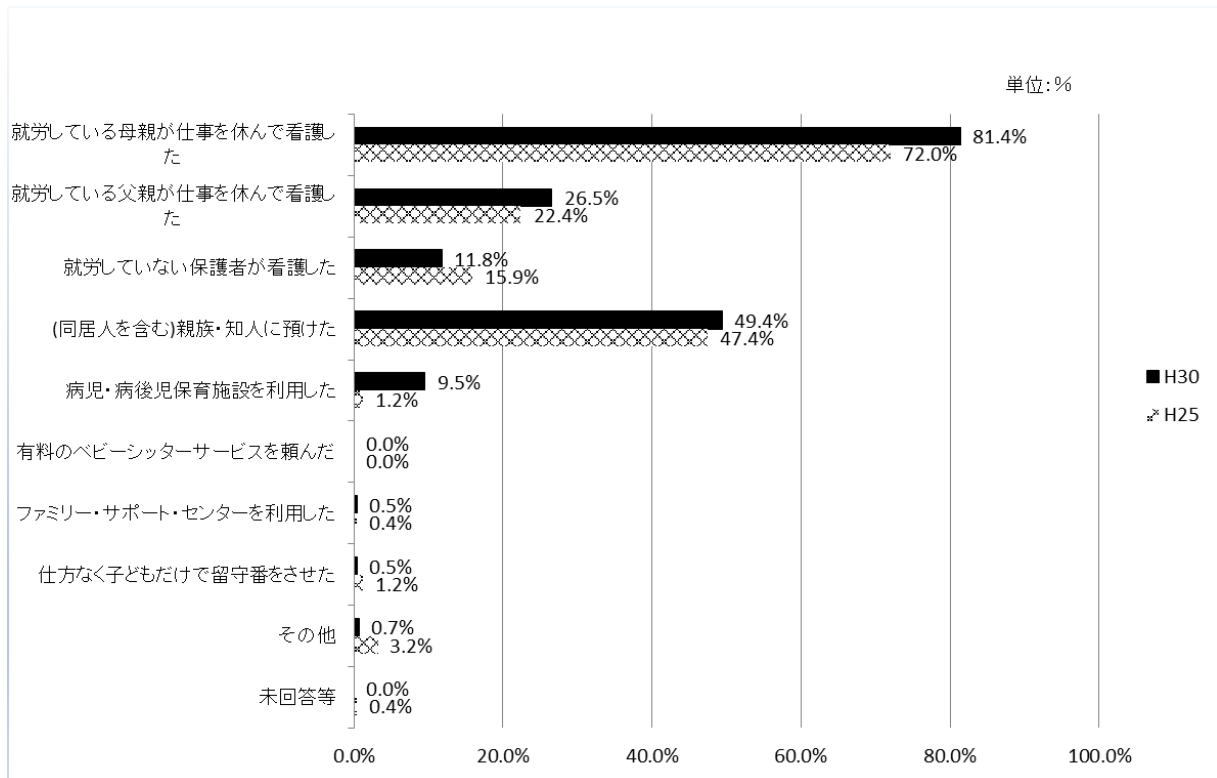
(11) 病気の際の対応について

① 対処方法

就学前児童調査において平日の日中に定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答した方のうち、児童の病気の際の対処方法としては、「就労している母親が仕事を休んで看護した」が81.4%と最も多く、次いで、「(同居人を含む)親族・知人に預けた」(49.4%)、「就労している父親が仕事を休んで看護した」(26.5%)が続いています。

【就学前児童調査】

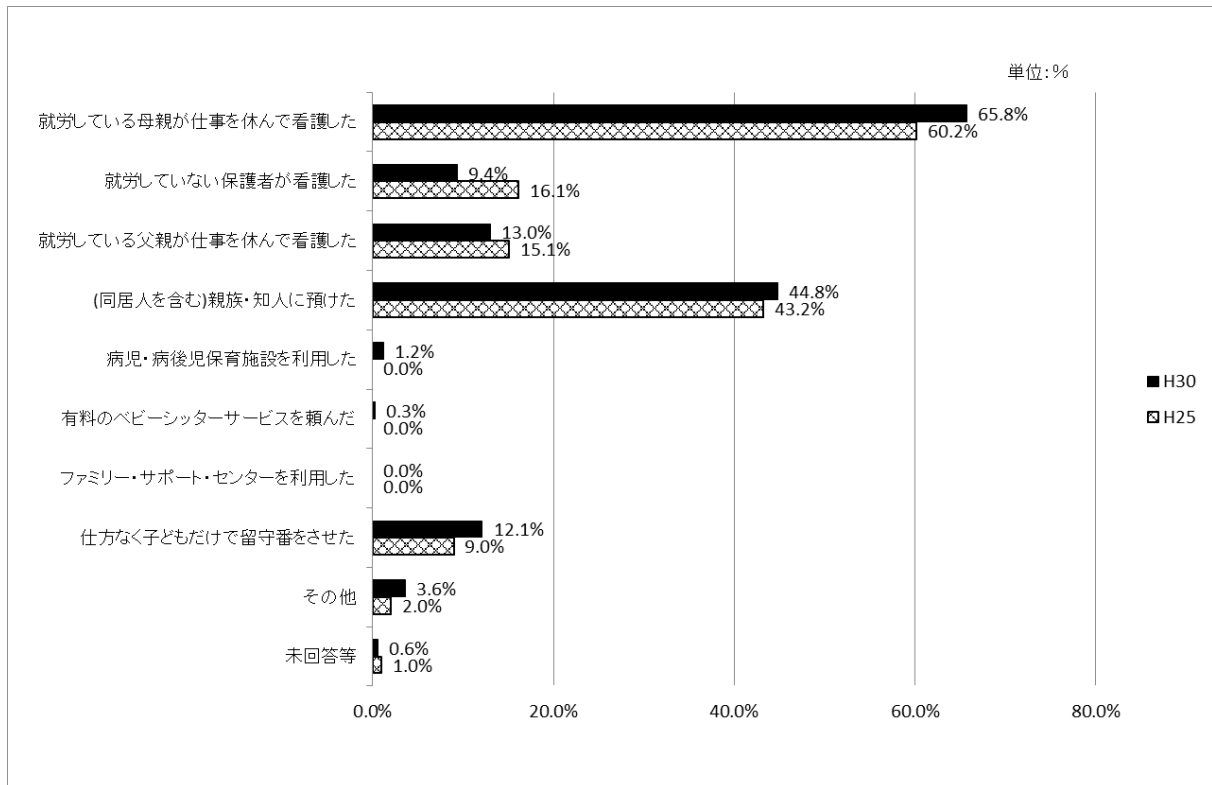
n=441



小学生調査における児童が病気の際の対処方法としては、「就労している母親が仕事を休んで看護した」が65.8%と最も多く、次いで、「(同居人を含む)親族・知人に預けた」(44.8%)、「就労している父親が仕事を休んで看護した」(13.0%)が続いています。

【小学生調査】

n=330

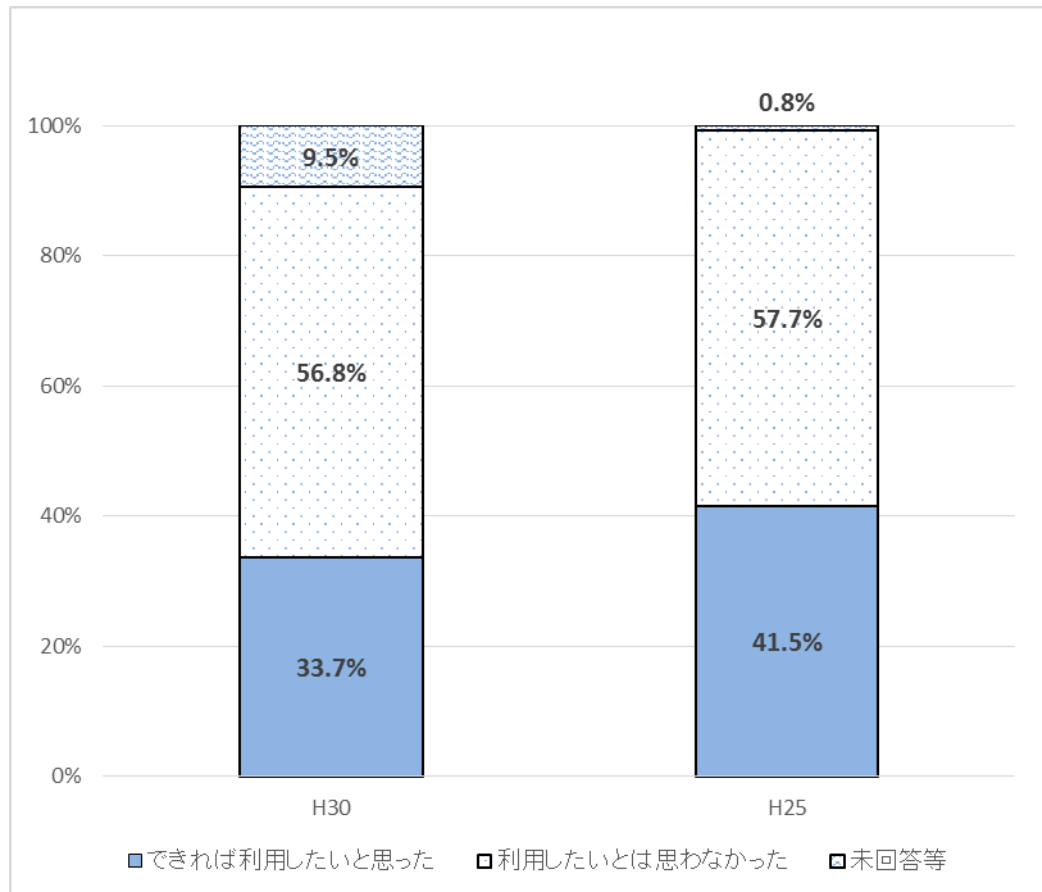


②病児・病後児保育事業の利用希望について

就学前児童調査では、「できれば利用したいと思った」が33.7%。「利用したいとは思わなかった」が56.8%となっています。

【就学前児童調査】

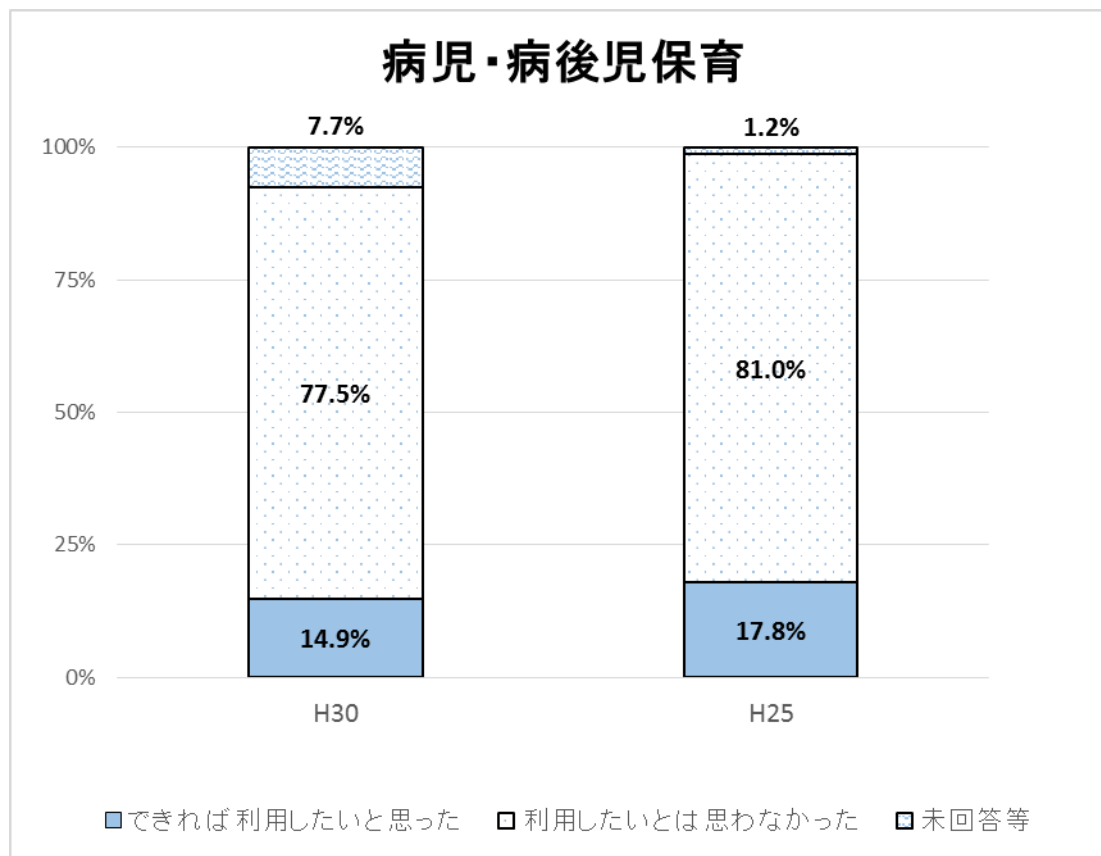
n=368



母親または父親が仕事を休んで病気の児童を看護したと回答した方のうち、病児・病後児保育を利用したいと思ったかという質問に対して、小学生調査では、「できれば利用したいと思った」が14.9%。「利用したいとは思わなかった」が77.5%となっています。

【小学生調査】

n=222



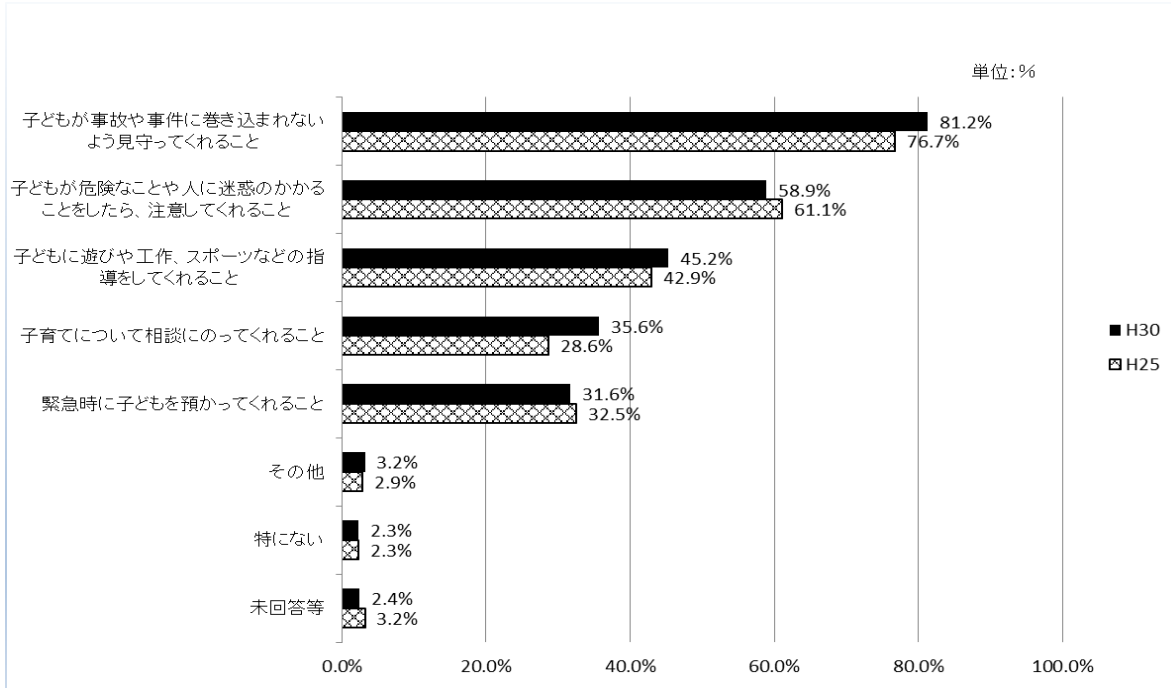
(12) 子育てに関して望むこと

①地域に望むこと

就学前児童調査では、「事故や事件に巻き込まれないよう見守ってくれること」が81.2%と最も多く、次いで、「危険なことや人に迷惑のかかることをしたら注意してくれること」が58.9%となっています。

【就学前児童調査】

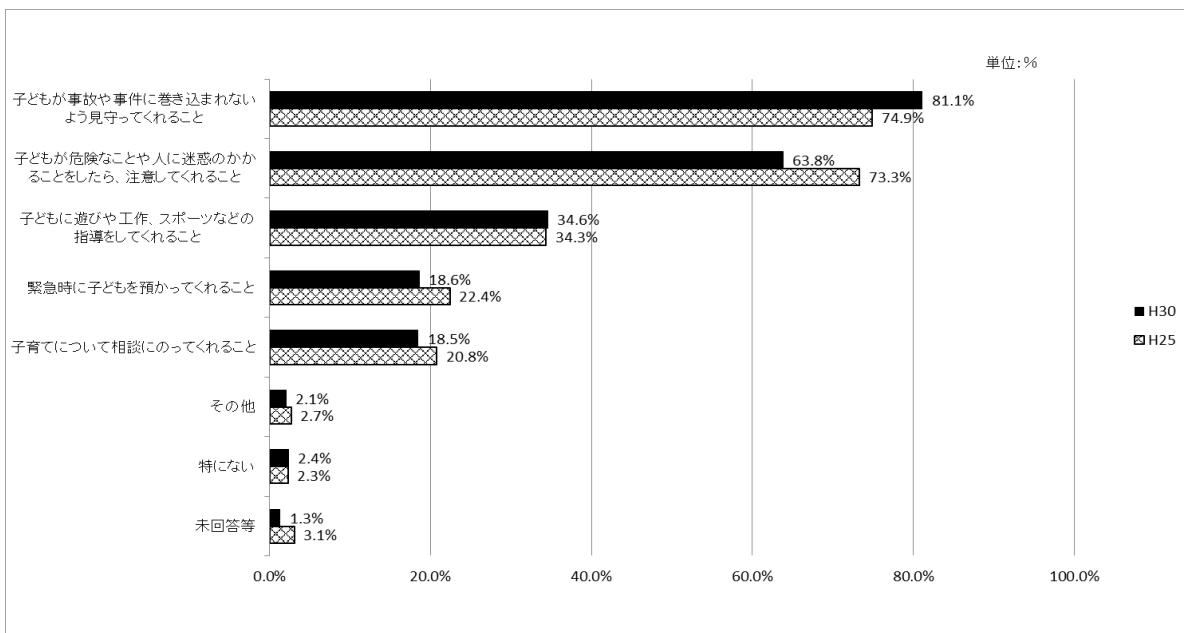
n=778



小学生調査では、「事故や事件に巻き込まれないよう見守ってくれること」が81.1%と最も多く、次いで、「危険なことや人に迷惑のかかることをしたら注意してくれること」が63.8%となっています。

【小学生調査】

n=677

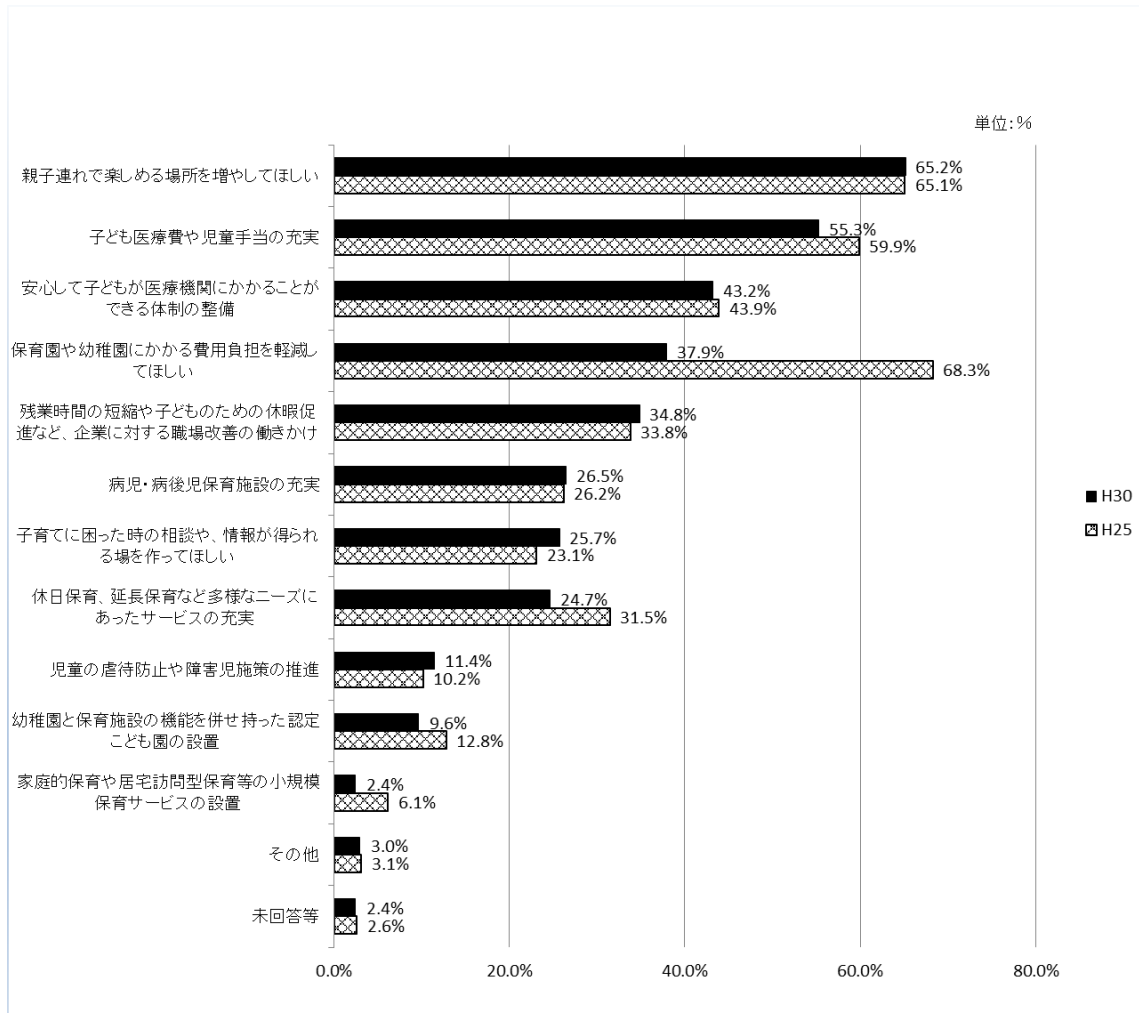


②市に望むこと

就学前児童調査では、「親子連れで楽しめる場所を増やして欲しい」が65.2%と最も高く、次いで、「子ども医療費や児童手当¹²の充実」(55.3%)、「安心して子どもが医療機関にかかることができる体制の整備」(43.2%)が続いています。

【就学前児童調査】

n=778

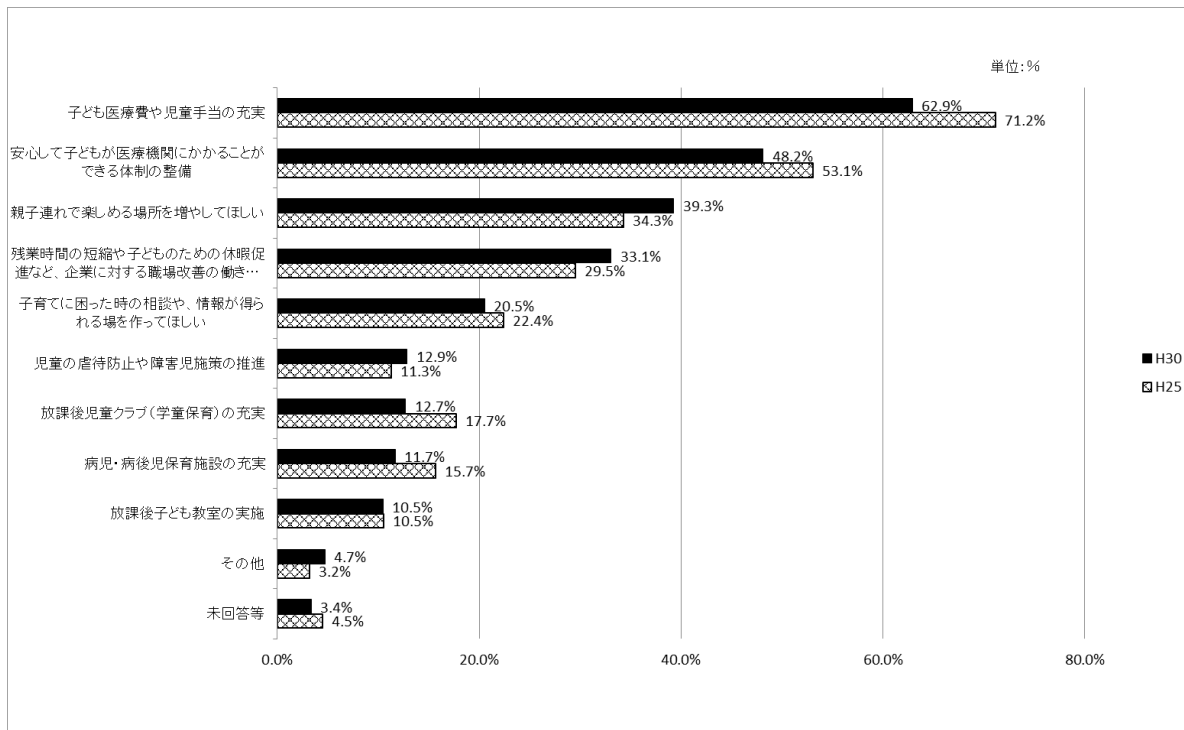


¹² 「児童手当」・・・児童手当法に基づき、保護者の経済的負担を軽減し、児童の健全育成を図るために、中学校修了前の子どもを養育するなどの要件を満たす場合に支給する手当（所得要件有り）

小学生調査では、「子ども医療費や児童手当の充実」が62.9%と最も高く、次いで、「安心して子どもが医療機関にかかることができる体制の整備」(48.2%)、「親子連れで楽しめる場所を増やして欲しい」(39.3%)が続いています。

【小学生調査】

n=667



ニーズ調査等を踏まえた子ども・子育て分野における本市の課題

(1) 人口の減少

本市は、人口減少と少子高齢化が深刻な状況となっており、今後ますますその傾向に拍車がかかるものと想定されています。それらの理由としては、若者の結婚、出産に対する考え方の変化や厳しい雇用・労働情勢に伴う出産適齢期の人口の減少などが挙げられます。

本市の少子化対策としては、医療費助成の対象年齢拡大や保育料等 2 子目以降無料化等子育て世代に対する経済的な援助の充実を図ってきました。経済的な支援と併せて、若者の定住促進として働きながら子育てしやすく、働きがいのある職場の確保が極めて重要であると考えられます。

また、市内には未婚者も多く在住していることから、引き続き、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てについて切れ目のない支援を行い、併せて、地域全体で子どもを見守り育む仕組みづくりが必要で

(2) 保育サービス

市内には公立保育園が 7 園、公立認定こども園が 1 園、私立保育園が 2 園あります。各園では、通常保育のほか、一時保育、延長保育を実施しています。その他にも子育て支援センターでは、広場事業、親子教室、ファミリー・サポート・センター事業など、多様な保育サービスを行っています。

保育サービスについては、未満児保育の希望者が増加しているため、配置基準にあった保育士の確保が必要な状況となっています。

(3) 幼児教育

市内には、公立幼稚園が 1 園、公立認定こども園が 1 園、私立幼稚園が 1 園あります。公立での幼児教育は、すもんこども園が実施していますが、入広瀬幼稚園は希望者がいない状況から休園状況にあります。また、私立幼稚園については湯之谷地域に所在していますが、両親の就労状況の変化や核家族化により保育を必要とする幼児の割合が増えているためか、幼児数が減少傾向にあり、閉園が検討されている状況です。ニーズ調査でも幼稚園の利用希望はあることから、現在ある保育園の認定こども園への移行などの検討が必要です。

(4) 放課後児童クラブ

少子化により児童数は減少しているものの、核家族化の進行や共働き世帯の増加などにより、利用者数は横ばいの状況となっていますが、長期的には少子化の進行とともに利用者数の減少が見込まれます。

近年は特別な支援が必要な児童の利用が増えており、育成支援に必要な専門的な知識を有する支援員の人材確保と適正な人員配置が求められています。

また、公立の放課後児童クラブの保育時間は平日と土曜日は午後 6 時 30 分まで、土曜日と長期休暇は午前 7 時 45 分から実施していますが、開所時間の延長や日曜日・祝日の開所を希望する声があります。

(5) 保健・医療サービス

平成 31 年度から母子保健部門が子ども課に統合となり、妊娠期から子育て期までの支援体制の整備を図りました。今後は、対象者に合わせた切れ目のない支援を提供できるよう、子育て世代包括支援センターを設置し、関係機関との連携強化を図る必要があります。

健やかな妊娠・出産を支援するために、妊産婦の健診や医療費助成の充実を行ってきましたが、申請の手間を減らすなどより一層の利便性の向上が求められています。また、産前・産後のサポートや産後ケアにより心身の負担を軽減し、安心して育児に臨めるよう支援していくことが重要となっています。

(6) 子どもの遊び場

子どもの遊び場については、平成 30 年 5 月に「子育ての駅かたくり」がオープンし、屋内での遊び場として利用されています。ニーズ調査では、市内に点在する地域の公園で安全かつ気軽に活用できることが求められています。ほとんどが地域の管理となっているため、地域の協力が不可欠です。

(7) 経済的支援

出産、子育てにかかる経済的支援は、市への要望として、最も大きなものの 1 つであり、ニーズ調査の意見や要望の中でも、保育園や幼稚園にかかる費用負担の軽減への希望は高く、この他「学童保育料が高い」「年齢が上がってからの経済支援が欲しい」などの意見もあり、今後も一層の支援が求められています。

(8) 職場環境

仕事と家庭生活等が両立できるよう職場環境を整えたり、女性の育成・登録などに取り組んだりする県のハッピー・パートナーへの登録企業は、平成 26 年の 7 社から 10 社(令和元年 6 月現在)に増えてきましたが、待遇面で子育て支援ができる企業はわずかな状況です。ニーズ調査の意見や要望の中でも、残業時間の短縮や子どものための休暇促進など、職場改善の働きかけを求める声が多数ありました。

今後も行政と企業が、共に子育て世代への支援に取り組んでいく必要があります。

(9) 情報提供・相談

現在では子育て支援サービスのメニューも多くなったため、市では「子育て便利帳」を製作、配布して情報提供に当たっていますが、ニーズ調査でも「もっと情報を分かりやすく一覧にしたものを配布して欲しい」という意見もあり、認識度が低いことが課題となっています。

今後、ホームページや、子育て情報メール配信、SNSなどで情報提供を図り、子育て情報がいつでもどこでも得られる体系づくりを構築する必要があります。

また、相談業務については、各種の窓口が開設されていますので、類似する分野の窓口については連携を図り対応していく必要があります。

情報提供と共に相談窓口の情報共有や適切に相談できる体制づくりが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

未来に向かって

子ども・家庭・地域の力で育ちあう魚沼

2 基本的な視点

子どもの力 = 幸せな生き方を切り開く力

家庭の力 = 家庭で子どもを育む力

地域の力 = 地域の中で子ども・子育てを支えあう力

3 計画の方向性

- ◆子どもの最善の利益が実現され、すべての親が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるようなまちを目指します。
- ◆子どもが社会の一員として、自立し成長していけるようなまちを目指します。
- ◆少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、子どもや子育て環境が変化している中で、次代を担うすべての子どもが健やかに育つよう、地域全体で子育て家庭を支えあえるようなまちを目指します。